



昭和58年12月20日開会
昭和58年12月21日閉会

和泉市議会第4回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会

和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和58年12月20日(火曜日)第1日目

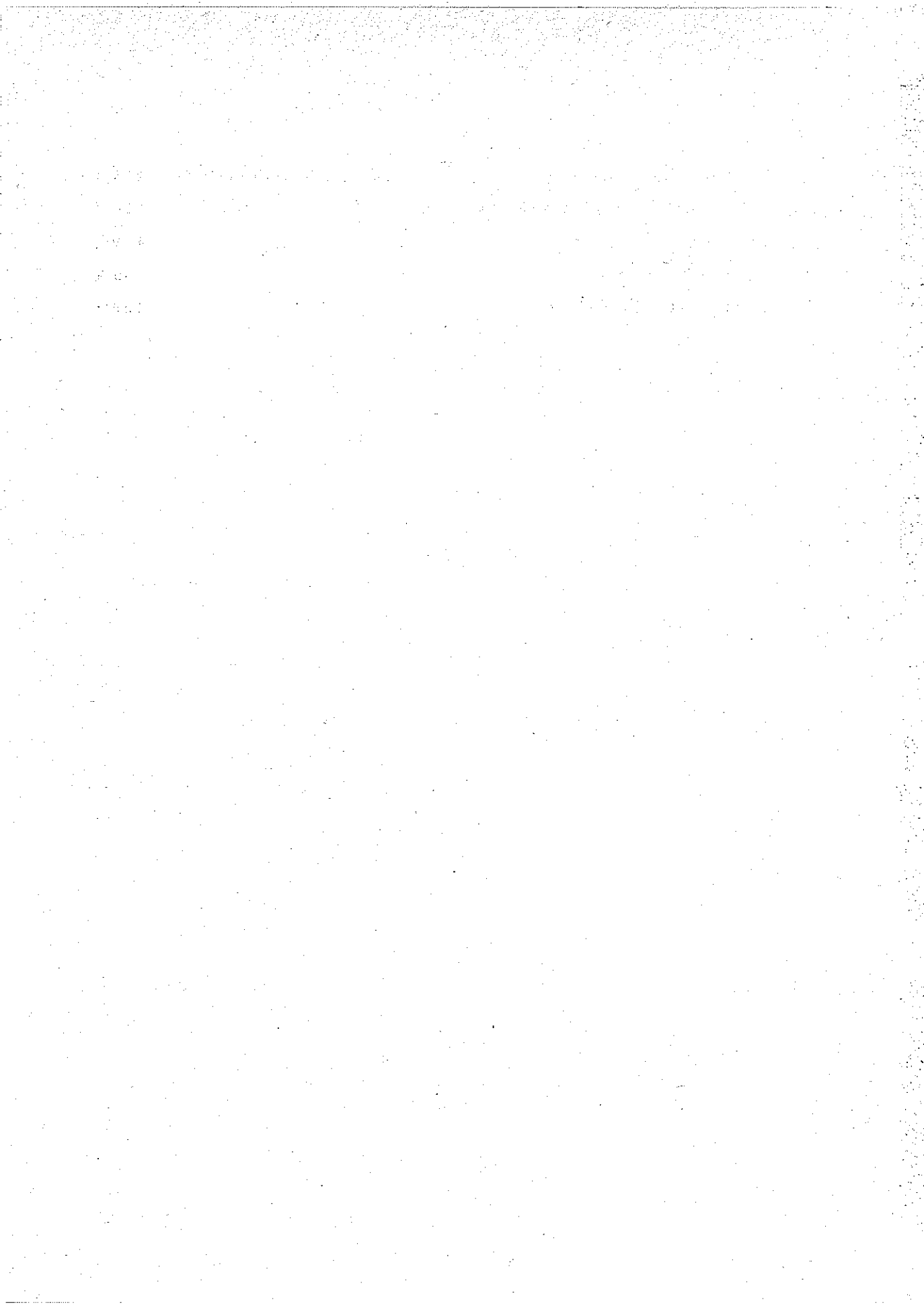
○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第1 議席の指定について(3番・杉本 永、12番・藤原正通)	7頁
○ 日程第2 会議録署名議員の指名について(柳瀬美樹・貝淵博治・若浜記久男)	8頁
○ 日程第3 会期の決定について(12月20日～12月24日5日間)	8頁
○ 日程第4 一般質問について	8頁
1番に 10番 天堀 博君	8頁
2番に 7番 勝部 津喜枝君	25頁
3番に 12番 藤原正通君	31頁
4番に 5番 田中包治君	35頁
○ 散会宣告(午後3時5分)	46頁

昭和58年12月21日(水曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	47頁	
○ 議事説明員その他	47頁	
○ 議事日程	49頁	
○ 開会宣告(午前11時00分)	50頁	
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和58年7月分)	括	
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和58年8月分)		
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和58年7月分)		
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和58年8月分)		
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和58年7月分)		50頁
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和58年8月分)		?
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和58年9月分)		55頁
○ 日程第8 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和58年9月分)		

○ 日程第 9	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱昭和 58 年 9 月分）	
○ 日程第 10	昭和 57 年度和泉市水道事業会計決算認定について （決算審査特別委員長報告）	一 括 55 頁 ～ 59 頁
○ 日程第 11	昭和 57 年度和泉市病院事業会計決算認定について （決算審査特別委員長報告）	
○ 日程第 12	昭和 57 年度和泉市歳入歳出決算認定について	59 頁
○ 日程第 13	決算審査特別委員会の設置について	76 頁
○ 日程第 14	決算審査特別委員会委員の選任について	77 頁
○ 日程第 15	専決処分の承認を求めることについて （昭和 58 年度和泉市一般会計補正予算（第 2 号））	78 頁
○ 日程第 16	市道の路線の廃止及び認定について（全市道路線）	80 頁
○ 日程第 17	高石市が本市の区域内に市道を認定することについて	82 頁
○ 日程第 18	二級河川の指定に関し意見を述べることについて	83 頁
○ 日程第 19	工事請負契約締結について（幸第二団地 10 棟建設工事）	85 頁
○ 日程第 20	工事請負契約締結について（旭第二団地 5 棟建設工事）	94 頁
○ 日程第 21	財産取得について（和泉市立光明台中学校校舎）	96 頁
○ 日程第 22	昭和 58 年度和泉市一般会計補正予算（第 3 号）	98 頁
○ 日程第 23	昭和 58 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	120 頁
○ 日程第 24	昭和 58 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 1 号）	124 頁
○ 日程第 25	昭和 58 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号）	138 頁
○ 日程第 26	核兵器廃絶・平和都市宣言について	138 頁
○ 日程第 27	常任委員会委員の選任について	140 頁
○ 日程第 28	議会運営委員会委員の選任について	141 頁
○ 日程第 29	特別委員会委員の選任について	142 頁
○ 日程第 30	和泉市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙 公報の発行に関する条例制定について	142 頁
○ 日程第 31	「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の早期批准に関する要望 決議	149 頁
○ 日程第 32	食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の向上を求める意見書	151 頁
○ 日程第 33	市民の食生活の安全を確保するために食品添加物の摂取総量を減らし、 消費者本位の食品衛生行政を求める請願	152 頁

○ 追加日程第1 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	155頁
○ 追加日程第2 監査委員の選任について	156頁
○ 市長閉会あいさつ	159頁
○ 議長閉会あいさつ	159頁
○ 閉会宣告(午後4時42分)	159頁



第 1 日



昭和58年12月20日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 若 浜 記久男 君 | 16番 | 赤 阪 和 見 君 |
| 2番 | 竹 内 修 一 君 | 17番 | 橋 本 佳 行 君 |
| 3番 | 杉 本 永 君 | 18番 | 松 尾 孝 明 君 |
| 5番 | 田 中 包 治 君 | 19番 | 大 谷 昌 幸 君 |
| 6番 | 三 井 正 光 君 | 20番 | 出 原 平 男 君 |
| 7番 | 勝 部 津喜枝 君 | 21番 | 池 辺 秀 夫 君 |
| 8番 | 原 重 樹 君 | 22番 | 飯 坂 楠 次 君 |
| 9番 | 直 村 静 二 君 | 23番 | 田 中 昭 一 君 |
| 10番 | 天 堀 博 君 | 25番 | 奥 村 圭一郎 君 |
| 11番 | 成 田 秀 益 君 | 26番 | 仁 井 明 君 |
| 12番 | 藤 原 正 通 君 | 27番 | 柳 瀬 美 樹 君 |
| 13番 | 並 河 道 雄 君 | 28番 | 貝 淵 博 治 君 |
| 15番 | 穴 瀬 克 己 君 | | |

欠席議員(1名)

- 29番 藤 原 要 馬 君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 助	長 池 田 忠 雄	財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長 事 務 取 扱	大 塚 孝 之
収 入 役	坂 口 禮 之 助	同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫
兼 市 長 公 室 長 取 扱 兼 市 長 公 室 長 事 務 取 扱	中 塚 白	同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔
市 長 公 室 次 長	西 川 喜 久	同 和 対 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱	向 井 洋
人 事 課 長	平 野 誠 藏	市 民 部 長	富 田 宏 之
秘 書 公 報 課 長	神 藤 恒 治	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也
財 務 部 長	白 樫 通 有	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
	井 阪 和 充	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
	麻 生 和 義	産 業 衛 生 部 次 長	青 木 孝 之

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産業衛生部次長兼 衛生課長事務取扱	堀 宏 行	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	高 宮 武 男
建設部長	逢 野 一 郎	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	一ノ瀬 喜 広
建設部理事	福 田 隆 行	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	内 田 繁
建設部次長	中 上 好 美	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	中 辻 寿 夫
都市整備部長	浅 井 隆 介	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	堀 内 由 延
都市整備部次長	萩 本 啓 介	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	葛 城 宗 一
改良事業部長	角 谷 泰 夫	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	杉 本 弘 文
改良事業部次長	前 田 守 正	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	逢 野 博 之
改良事業部次長	笠 木 恒 忠	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	藤 原 勝 次
改良事業部次長	高 三 一 行	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	竹 田 明 郎
病 院 長	竹 林 淳	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	明 坂 貞 士
病院事務局長	藤 原 光 夫	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	高 橋 正 道
病院事務局次長	吉 田 日 出 男	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	農 端 小 一
水道部長	田 中 稔	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	久 光 喜 多 男
水道部次長兼 総務課長事務取扱	岩 井 益 一	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	山 本 亮 夫
会計課長	赤 田 信 信	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	坂 上 國 治
消防署長兼 消防課長事務取扱	松 村 吉 亮	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	信 田 種 行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 吉 岡 昭 男
 次 長 北 野 敦 雄
 主 幹 西 井 正
 議事係長 大 中 保
 議 事 係 佐土谷 茂 一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月20日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		議席の指定について	
2		会議録署名議員の指名について	
3		会期の決定について	
4		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和58年12月第4回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 10番 天堀博議員

1. 市長の市政運営の基本について

(イ) 同和行政

① 環境改善整備事業を中心にして

(ロ) 財政問題

① 多額の起債について

② 黒字財政の実態について

(ハ) まちづくり

① 総合計画について

② 中央丘陵開発について

② 7番 勝部津喜枝議員

1. 幸小学校校区編成について

2. 飛地解消について

3. 総合会館について

4. 福祉行政について

③ 12番 藤原正通議員

1. 大型店舗進出について

(跡地利用についての対処)

2. 松尾川の廃川敷問題について

3. 下水道問題について

4. 身体障害者問題について

④ 5番 田中包治 議員

1. 行政改革について

(イ) 管理職の権力機構について

(ロ) 非常勤嘱託員について

(ハ) 公、私混同について

(ニ) 企業経営について

(午前10時開議)

○ 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。議員の皆さんには、年の瀬も押し詰まり何かと繁忙にもかかわらず、多数御出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

会議に先立ちまして、去る11月20日に行われました市議補欠選挙において御当選された杉本永君並びに藤原正通君に対し心からお祝い申し上げますとともに、今後、和泉市政発展に御活躍くださるようお願い申し上げます。

それでは、これより昭和58年第4回定例会を開催いたします。

本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは24名でございます。藤原要馬議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われま。現在、24名でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) ただいま報告どおり、出席議員数24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

○ 議長(池辺秀夫君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

この際、市長のあいさつ及び所信表明を願います。

(市長あいさつ・所信表明)

○ 市長(池田忠雄君) 昭和58年第4回定例会の開催に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

本年最後の定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折に

もかかわりませず御出席賜りましたことを、心から厚く御礼申し上げます。

今回、御提案申し上げます案件は、昭和57年度和泉市歳入歳出決算認定、昭和58年度一般会計補正予算外議案10件、報告1件、監査報告9件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議いただきまして、御議決、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、貴重なお時間を拝借いたしまして申しわけございませんが、議長さんのお許しを得まして一言、御礼並びに所信の表明を申し上げ、皆様方の御理解と御協力を相賜りたいと存じます。

去る11月の市長選挙に際しましては、皆様方の温かい御支援を賜り、おかげをもちまして三たび当選の栄に浴し、市政を担当させていただくことになりましたことはまことにありがたく、私の最も光栄とするところであり、衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、当和泉市も市制施行以来はや28年を迎え、この間、幾多の試練に遭遇しながらも着々と近代都市の歩みを進め、今日の発展を見るに至りましたことは、皆様方を初め市民各位の市政各般にわたる力強い御支援、御協力と、郷土和泉市を愛するとうい精神のたまものと、衷心より感謝と謝意を表するものでございます。このとうい歴史と伝統に培われた和泉市政を担当させていただくことは、私にとって無上の喜びでありますと同時に、責務の重大さをひしひしと痛感いたしております。この上は初心に返って郷土和泉市を愛する情熱のすべてを捧げて、13万市民皆様方の御信託におこたえいたす決意でございます。

御承知のとおり、わが国経済の成長率は、2度にわたるオイルショックによって大幅に低下し、国及び地方の財政はともに未曾有の危機に直面をいたしております。国におきましては、特別国債の発行などのため国債発行残高がすでに100兆円を超えているなど、非常に厳しいものとなっております。また、地方におきましても、地方交付税特別会計借入金の依存額が巨額に発生し、莫大な借金を抱えた財政運営を余儀なくされている現状であります。

本市財政につきましては、議員皆様方を初め市民各位の深い御理解と御協力によりまして、懸案の累積赤字をようやく解消することができましたが、主要産業であります繊維業界等の構造的不況などのために本市の財政基盤は依然として脆弱であり、半面、都市化の進展に伴う市民の要望は増大、多様化の一途をたどっており、まことに容易ならざる財政状態が続いております。私はこのような厳しい財政状況の中ではございますけれども、引き続き財政の均衡を維持しつつ、市民に対する諸施策については、限られた財源の効率的な配分に意を用い、潤いと連帯感あふるるふるさとづくりに邁進し、市民福祉の向上に積極的に取り組んでまいり所存であります。

以下、6項目の基本姿勢につきまして、所信の一端を簡単に申し上げたいと存じます。

まず1点目は、調和のとれた活力ある町づくりでございます。緑豊かな自然環境は、人々の心

に潤いと安らぎをもたらすものであります。近年の大都市周辺については急速な市街化が進行し、自然の緑地や農耕地が減少しつつありますが、本市においては、なお緑豊かな自然環境と多くの文化遺産に恵まれております。私は、これら祖先から受け継いだ緑豊かな自然環境と文化遺産を補填し、憩いと潤いのある緑の都市づくりに邁進する一方、現在、開発が進んでおります和泉中央丘陵におきまして、泉北高速鉄道の延伸を基軸とした都市機能の整備を図り、既成市街地と調和した良好な新市街地の開発を進めるとともに、効率的で安全なゾーン、道路交通体系を形成いたしたいと存じております。

また、国家的プロジェクトである関西新国際空港につきましては、泉州全体にさまざまな影響をもたらす重要な問題でございますので、今後とも議会の御意見を十分承りながら地域整備等について適切に対応し、調和のとれた活力ある町づくりを進めたいと存じております。

次に、教育文化都市を目指しての町づくりであります。都市を創造するのは人であり、人をはぐくむのは教育であります。教育は、いつの時代におきましても、民族の将来を左右する緊要の課題であり、激動の21世紀に向けて心豊かなたくましい子供を育てるために、学校教育の一層の充実が必要であります。このため教育委員会並びに関係諸団体と連携を密にしながら、引き続き教育施設、環境の整備に努めるとともに、児童生徒が単に知的能力を身につけるだけでなく、互いに連帯して主体的な町づくりを担っていく豊かな市民的感性を培う学校教育を推進していきたいと存じております。また、広く生涯教育という観点から、なお一層社会教育や文化施策を推進し、市民相互の触れ合いを深め信頼感をはぐくみ、自主的な文化芸術活動を促進することによって、体育、文化の振興を図り、豊かな教育文化都市づくりを進めたいと存じております。

次に、健康と生きがいのある福祉の町づくりであります。すべての市民が生涯にわたって生きがいを感じ、幸せな生活を営むためには、まず健康の保持が大切であります。私は、市民の健康と生命を守る地域医療の中核というべき市民病院の機能を一層充実させるとともに、健康の増進施策の一環として、メディカルセンターを設置いたしたいと存じております。

また、老人、障害者など、社会経済情勢の変動を最も受けやすい人々に対してよりきめの細かい配慮を行い、心の触れ合いを基本とした各種の施策を実施するとともに、福祉、文化行政のメッカとして総合会館の建設に取り組み、健康で生きがいのある町づくりの推進に努めるものであります。

次に、都市基盤、産業基盤を確立して活力と魅力ある町づくりでございます。市民生活改善を図るためには、下水道、道路、公園など都市基盤の整備が必要不可欠であります。公共下水道、道路などの整備には、長い年月と膨大な財源を要しますことから、事業の財源確保について、関係機関へ積極的に働きかけながら、計画的に整備を進めてまいりたいと存じております。

また、商工業の繁栄は豊かな市民生活の基礎であります。このため市商工会などと緊密な連携のもと、中小、零細企業への融資や経営改善を図り、繊維や人造真珠など地場産業の振興に努める所存であります。

また、農業につきましても、大都市近郊農業の特性を生かした農業としての健全な発展を図るため、農業の近代化と生産性の向上、自立経営農家の保護、育成に努めてまいりたいと存じております。

次に、差別のない明るい町づくりでございます。連帯感と信頼感に満ちあふれた、心触れ合う地域社会をつくるためには、何よりも市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合うことが大切であると考えます。このため同和教育推進協議会を初めとする関係諸団体と力を合わせ、人権意識の高揚と啓発活動の一層の強化を図ることが大切であります。国民的課題であります同和行政につきましても、その総合的な推進と財政上の負担軽減を図るため、国に対して引き続き大規模対象地区に対する特例措置を要望していきたいと存じております。

最後に、財政の確立と市民サービスの向上を図る町づくりであります。前段申し上げましたとおり、懸案の累積赤字も市議会を初め市民各位の深い御理解と御協力によりまして、昭和57年度決算につきまして、ようやく克服することができましたが、本市財政は依然として厳しい状態が続いております。今後とも国、府に対して交付税の増額、超過負担の解消を強力に働きかけ、歳入の確保に努めることはもちろん、行革の精神を体し、人件費、物件費等経常経費の節減に努め、限られた財源の効率的配分に創意工夫をこらし、全職員とともにこの難局に立ち向かい、市民サービス向上に一層の努力をいたす決意でございます。

以上、簡単ではございますが、私の所信の一端を申し上げましたが、今後とも議会の御意思を尊重し、山積する諸問題の一つずつ解決し、潤いと連帯感あふるる郷土和泉市を築き、市民の皆様方から喜んでいただけるよう、初心に帰って最大の努力を傾注してまいり所存でございます。何とぞ今後とも議員皆様方より深い御理解と御協力、御支援をお寄せ賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、ごあいさつかたがた所信の一端を申し上げさせていただきました。御静聴まことにありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつ及び所信表明が終わりました。

これより日程審議に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。本件につきましては、今回の市議補欠選挙において当選されました杉本永君並びに藤原正通君の議席を指定いたします。

3番・杉本永君、12番・藤原正通君に指定いたします。杉本永君、藤原正通君は直ちに新議席にお着き願います。

(新議員紹介)

両名を御紹介いたします。杉本永君、藤原正通君。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、27番・柳瀬美樹君、28番・貝淵博治君、1番・若浜記久男君、以上3名を指名いたします。

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より12月24日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本定例会の会期は、本日より12月24日までの5日間と決定いたします。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第4「一般質問」を行います。10番・天堀博君。

○ 10番(天堀 博君) 私は、質問の通告要旨に基づきまして、特に市長選挙後初の議会でありまして、いま、市長の方から所信表明等がされましたので、市長選挙の中などで争点になりました幾つかの点の中からいろいろお聞きをしたいと思います。すでに幾度か角度を変えて私ども議員団も聞いておりますので、重複する点はできるだけ避けたいと思いますが、いま、改めてはっきりさせておきたい幾つかの点を引き出しまして、問題点を探ってみたいと思います。

まず、同和行政でありますけれども、1つは、改良住宅の建設戸数及び代替用地による計画戸数、これは市の方で土地の提供というか、分譲をしまして行う分、それから、独自で土地を求めてやられる分とありますが、その分を含めましてお願いをしたいと思います。それから、それぞれの現時点での建設戸数、これは特に改良住宅につきましてははっきりすると思いますが、代替用地その他地区外で土地を求めまして自分の住宅を建設されている点につきましても一応、数を出していただきたいと思います。

それから、同和地区内での当初の世帯数、すなわちこの環境改善整備事業の始まった時点での世帯数と、現在の世帯数をお聞かせ願いたいと思います。

さらに重要な点は、新しく地域改善対策特別措置法が施行されてはや2年近くなるわけですが、

この成立、公布に伴いまして、それらの建設戸数をも含めて同和事業に対する見方、見直しが、それぞれ新法の精神あるいは各省からの事務次官通達等でされております。この点につきましても、いままで幾度か質問してきているところでありますが、現時点で改めてこの点をどういうふうに考えているかをお聞かせ願いたい。

それから、残事業量と残事業費、そしてその財源、あるいはまた、その残事業を何年間でやるのか。もちろん、新法が残りあと3年余ということでありますけれども、その範囲内でやれるのかどうかということにつきましてもお聞かせ願いたいと思います。

次に、財政問題でありますけれども、幾つかの点を挙げましてそれぞれお答えをいただきたいと思いますが、1つは、昭和57年度実質収支で赤字が解消されたということでありまして、これにつきましては、いろんな経過があると思います。赤字解消の要因については、いままでも私どもの質問の中ではっきりさせてきました。旧宅地開発公団、現在の住宅・都市整備公団からの下請けによる人件費支給あるいは公共料金値上げ、基地交付金の増額、それから、府からの開発による基金、そのようなもの一般財源への繰り入れ等がございますけれども、特に昭和53年度末では、たしか14億円余の赤字再建団体への転落寸前という状況にきておりました。その点につきましては、いま私が申し上げました点、あるいはそれ以外にこの赤字解消の要因という点があれば出していただきたいと思います。

さらに、その赤字解消要因の1つとしては、私どもは、地方債の多額の発行によるものがあると考えております。この地方債の発行によりまして、このツケが後年度に回ってくる心配があるわけでありまして、57年度末現在で幾らの地方債の残高になるのか、また、そのうち同和对策事業関連の地方債は幾らになるのか、さらに、人口1人当たりの起債いわゆる借金はどの程度背負うことになるのか、という点を出していただきたいと思います。

次に、第8点目としまして、累積赤字が解消されたという先ほど、市長の所信表明がありましたが、財政基盤は脆弱である、こういう点も考えまして、財政の構造的な課題として、好転していく見込みがあるのか。いわゆる経常収支比率、公債費の比率等につきましてはどうなるのか、という点を出していただきたいと思います。

次に、4番目には、公共施設整備基金でありますけれども、積み立てられておりますこの金を現在まで、この基金からの繰り出しとしてどのくらい使っているのか。また、残高は幾らほどあるのかという点につきましても、明らかにしていただきたいと思います。

6点目は、57年度累積赤字が解消されたものの、58年度は地方交付税が大幅に減額になります。地方債が非常に厳しいという状況が予想されるわけでございますけれども、地方交付税の関係と起債償還について少し聞いてみたいと思います。昭和56年度、57年度の2年間で結構

でございますので、数字を出していただきたいのですが、いわゆる地方交付税の総額、その中に含まれております義務教育費や都市計画費などの起債償還時での地方交付税算入金というのがございますが、その額と割合を出していただきたい。それはそれぞれ細かくではなく、起債償還時に算入されてきている分が幾らあるのかという点であります。

8点目は、同和対策費につきましてお聞きをいたします。運営経費全般でありますけれども、これには人件費や個人給付等も入っております。こういう同和対策費につきまして、57年度決算における額として幾らになるのか、また、その中での国や府の補助金、助成金等につきましてどれだけ出ているのか、という点を明らかにしていただきたいと思います。

9点目は、財政実態を明らかにするために、和泉市土地開発公社の件に関して少しお伺いしたいと思います。1つは、累積赤字が現在、58年であります。57年度末で結構ですが、幾らになっているのか。その主な要因としてどういうものが挙げられるのか。それから、その要因の1つになろうと思いますが、公社で給与を支弁している職員の数と、実際に公社の職員として、いわゆる実働している職員並びにそれらにおける年間平均の給与が幾らになるのか、という点を出していただきたいと思います。

次に、町づくりの問題でありますけれども、総合計画につきましては、審議会が行われておりますので、ここで細かい点を1つずつお聞きすることは避けたいと思いますが、私は、この総合計画を策定していく、あるいは審議していく段階で、市長並びに市の理事者、特に市長の基本的な姿勢についてひとつ聞いてみたいと思います。

それはせんだっての市長選挙等でも問題になりましたが、信太山の自衛隊基地のあり方です。総合計画の中では、これはいわゆる白紙ということで位置づけられております。この信太山の自衛隊基地の問題につきましては、市長のいままでの議会での答弁等によりますと、私どもの考え方とは、市長の弁を借りれば、個人的な見解の相違があるようではありますが、それはそれとしまして、今後、この信太山自衛隊基地演習場をどのように位置づけ、将来展望を持っていくのかという点につきましては、いわゆる和泉市の希望なり念願としてはひとつ大事なところではなからうか。この点では、基本的な問題が非常に重要視されると思いますので、その点をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

次に、中央丘陵開発でありますけれども、これも幾度かの質問であります。また現在、都市計画審議会等に計画の素案であるとか計画決定案が出されておる段階でございますから、細かな問題につきましては避けまして、基本的な問題としてお聞きをしたい。公共主導型ということを盛んに言われてきました。現在、こういう都市計画審議会にかかってくるという段階におきまして、果たして本当に総合的に市民のためになり得るのかどうか、あるいは災害の心配はないのかどう

かという点をいま、ここで改めてお聞かせを願いたいと思うわけであります。市民のためになる
と言うんなら、ひとつその考え方についてきっちりと述べていただきたいというふうに思うわけ
であります。

以上、市長の市政運営の基本につきましてお聞きをいたしまして、それぞれの担当のセクショ
ンからのお答えもあろうかと思いますが、あわせて市長の基本的な考え方もお聞かせを願いたい
と思います。再質問の権利を留保いたしまして、さらには、問題が多岐に及んでおりますので、
簡単明瞭なご答弁をお願いし、あわせて時間につきましても、できるだけ1時間以内におさめた
いと思いますが、もし、時間延長の場合は、議長さんの御配慮をお願いしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） 1番の同和行政の環境改善整備事業を中心にして、改良事業部
長からお答え申し上げます。

現時点における改良住宅の建設戸数ですが、完了いたしておりますのが986戸でございます。
なお、代替分といたしましては、地区内13、地区外94戸でございます。

続きまして、計画当初の人口でございますが、地区内では、当初昭和47年3月に13ヘクタ
ール、50年に29ヘクタールの地区指定を行ってございます。人口といたしましては、当初、
地区指定内には3,017戸の住宅がありまして、このうち不良住宅が2,631、優良住宅386戸ご
ざいまして、当時の人口が9,003人となってございます。現在の人口は、57年4月1日で
2,524戸、6,575人となってございます。

それから、新法におけるその後の内容でございますが、当初、全面建て替え方式で地域の環境
整備を進めてまいったものでございますが、これらの趣旨も踏まえまして改良住宅建設、それか
ら地区内代替、存置修復型等の事業を取り入れまして、また、道路網の整備と相まって周辺との
調和のとれた市街地形態の町づくり計画になってございます。

なお、残事業量でございますが、昭和57年度末における残事業量といたしましては、主なも
のとしては、改良住宅の進捗が63.7%、用地買収ですが、実買収取得といたしまして、買収済
みが計画数2,668に対して1,412戸、52.9%の進捗となっております。

なおまた、財源的には、改良地区の全体計画として448億3,800万円に対し57年度末の進
捗は245億2,500万円、54.7%の進捗でございます。

61年度までにやれるのか、という問題ですが、現在、残っております事業量につきましては、
昨年、1昨年度以来、それらの部内の充実をいたしまして、極力、用地買収等を含めまして建設
工事に邁進しておるところでございますが、大阪府とも61年度末までに完了すべく、行財政両
面にわたりまして種々協議を進めております。現在の計画を何とか61年度までに消化したいと

考えております。よろしくお願いいたします。

○ 10番(天堀 博君) 1つずつお願いしたいと思います。いまの答弁で、一番基本的な問題につきまして、私どもがお願いをしたいのは、これは市長の方からも答弁をいただかないかと思いますが、いわゆる同和対策特別措置法が10年間の時限立法で3年間延長、13年間やってきました。その上に立っているような反省もした上で、地域改善対策特別措置法が施行されたわけでございます。先ほど申し上げたように、その法の精神なり、事務次官通達等で種々述べております点について、市として反省する、あるいは見直しをするなりしてきたという点があるわけがあります。この点についてお答え願いたいのと、それから、住宅建設の戸数ですが、同和地区内人口、世帯数が昭和57年4月1日現在で2,524戸、6,575人ということですね。それで計画戸数が2,668戸ですか。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 改良住宅の建設計画戸数は1,642戸でございます。

○ 10番(天堀 博君) それ以外に代替用地による分が現在、地区内13、地区外94というのは、現時点の話ですね。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 買収に入り、それぞれ改良に入らせていただくとか、代替地に移らせていただくといった実績の数値でございます。

○ 10番(天堀 博君) これにつきましては、今後、計画されておる分があると思いますが、その点についてもひとつお聞かせ願いたい。

それから、王子を除く幸3町の分の世帯数と改良住宅の戸数等についても現在、建設は何戸されているのかという点についても同時にお聞かせ願いたいと思うわけでございますけれども、いま申し上げたように、改良住宅の計画戸数が1,642戸ですから、今後の代替その他による計画の戸数は幾らあるのかという点も、その時点、時点でいろんな変化、変更があると思いますが、お聞かせ願いたいと思います。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 法の趣旨に基づいての周辺整備との関連性でございますが、道路網の整備を中心に考えますとともに、住宅建設の手法等にもさらに改良を加えまして、周辺との調和、一体性、連帯感を深めてまいりたいと考えてございます。

それと、住宅建設戸数でございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、1,642戸に対して現在、完成しておりますのが986戸、全体の進捗率は、工事中のものも含めまして1,110戸、残りが532戸の住宅建設を必要とするものでございます。

代替の今後でございますが、総数で地区内代替を一応175、6棟分が現在の計画の中に入っております。自主転出等については今後の動向とも関連がございますが、現在までの買収の自主解決その他の内容等に関しましては、399戸というものが出てございます。全体の分の計画とい

たしましては、510戸分程度の自主解決分を当初から見込んでございまして、大体17%、ほぼこの数字に近い率での買収実績と計画数が連動したものと動いております。また、今後の地区外の代替地の確保等については、さらに検討中でございます。

なお、王子町を除く3町の数等につきましては手元に資料がございませんので、後刻、御報告申し上げたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

○ 10番(天堀 博君) その点については、また資料を出していただきたいと思いますが、先ほど申しました基本的な面をどういうふうに考えてるのかということが1つと、それから、57年度末での事業の残、進捗状況が52.2%の用地買収、それから、事業費の進捗状況が54.7%、約半分がまだ残っている。これを本年度58年度とあと3年の4カ年でやり切るということですが、果たしてできるのかどうかの実態の問題もあろうかと思えます。これは基本的ないろいろな見直しも含めて考えていかなければならないことですが、見直しされるのかどうかについては、私どもの意見と違う点があれば出してもらえば結構ですが、それはそれとして、この事業の残についてはやれるのかどうかという点をちょっとお答え願いたい。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 事業残の問題でございますが、従前から10数年間の用地買収等の経過を踏まえまして私どもが一番苦慮するところでございますが、以前からやはり改良住宅、代替地の受け皿のバランスの調整の上に乗っての用地買収の進め方を一定の基本においてきたものでございます。このままですと、確かに議員さんがおっしゃるように、進捗量に対する心配もございまして、これは単なる1手法でして、他にもいろんな手法があるかと思えますが、早く用地買収に入って、希望される改良に入られるか、また、代替に行かれるかということも踏まえて、正確な意向をキャッチする。そういった買収に入る地域と受け皿の関係がありますが、61年までに完了できるように割り振りしまして何とか買収量をふやしたいと考え、あわせまして、物理的な問題につきましては、たとえばいま残っている住宅戸数を3年間で十分消化できる範囲と考えております。

なお、見直しの点でございますが、当初、立てられた42ヘクタールの住宅建設戸数1,642戸につきましては、非常に綿密なる計画のもとに立案されております。現在、いろんな角度からの精査はいたしておりますが、これらの計画に基づいたものが、やはり本地域の環境改善にふさわしいものであると感じております。何とかこれらのボリュームを61年までに消化すべく、今後一層理事者が精査いたしまして、邁進してまいりたいと考えてございます。

○ 10番(天堀 博君) 時間の関係もありますが、基本的な問題については、きちんと聞いておきたいと思えます。いまの御答弁では、やはり当初に立てたいろんな計画を踏襲していくということですね。私どもがいま問題にしているのは、いわゆる新法の精神に基づいて、いわゆるそ

れまでのいろんな問題を反省していこう、こういう国の方針によって出てきた法律なんですね。ところが従前の法律の計画そのままです。改良事業部は確かに市の基本的な方針に沿って事業を進めるところですから、そこに答弁を求めても無理だろうとは思いますが、ひとつ市長、同和対策部の方で、この辺の新法に基づいた今後の環境改善整備事業だけでなく、他のいろんな個人給付問題とか、さまざまな運営の問題とかの点についての反省の上に立ってやろうとしているのかという点をお聞かせ願いたいと思います。これ以上改良事業部の方へ答弁を求め、実務的な話に終わってしまうと思いますので、その点をお聞かせ願いたいと思います。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 新法に基づきます同和行政の課題、御指摘がございました。新法の精神は、いわゆる周辺地域との一体性の確保あるいは公益的施設の効率的な活用、あわせていわゆるらまたに言われましたような超デラックスな施設をつくらない、つくる必要はないではないかという提言でございます。われわれといたしましても当然のことながら、同和行政を進めていく上で、部落解放に役立つ施設をつくって運営していくのがたてまえでございます。決して超デラックスなものをつくるか、あるいは周辺地域との一体性を阻害するとかは考えていないわけでございます。えらい月並みな答弁で申しわけないのですが、そういうことでございます。

ただいま改良事業部の方から御説明申し上げましたように、環境改善につきましては、これは道路、下水道を含めて、いわゆる住環境を整備していくのが基本でございます。その中で改良住宅あるいは建設戸数が不必要なものがあれば当然見直ししていかなければなりません。当初から綿密に計算して住民のニーズに合い、なおかつ、逆に言えば、地域の面積が狭いという物理的な条件もあり、やむを得ず、地区外に代替地を求めているという現状もでございます。

また、個人給付につきましては、今後、経済的な条件なり労働力の確保あるいは職業安定所の関連から一定の課題だということは十分認識しております。

以上、簡単でございますが、御答弁にかえさせていただきます。

- 10番（天堀 博君） いままでから何度もわが党の議員団とのやりとりがあり、答弁の方もその程度にしか得ていないわけです。ですから、ここでこの問題だけで時間を引っ張ることは避けませんが、やはり問題は、いま、そういうふう言われているにもかかわらず、依然として個人給付問題にしても努力をしていくということですが、実態として、行政の主体性が貫かれていない。関係の運動団体というところへんの力、影響力が非常に働いているということにもなっている。その点を改めなさい、というのが今回の地域改善対策措置法なんです。すでに2年近くなるが、これが趣旨なんです。あるいは事務次官通達にも入ってるんですから、こういうものを基本にして考えないかん。ところが2年近くたってるにもかかわらず、依然としてまだ旧同和対策特別措置法の運用で、行政機関と同和関係者のみの法律のごとき印象を与えておる。これを広く国民

の理解と協力を得るといふ立場から法の運営に当たらないかと指摘されております。ところがいまなお、そうになってない。

市長は選挙等で行政の主体性を言われたが、市長自身、それを言ったんかどうか知りませんが、いろんな形で出されてるのは、ほかの市でもやっているんや、ということですよ。現にそうではなく、改めておるところがたくさんあるが、和泉市も同じようにやる。これでは本当に和泉市の行政の主体性はないわけです。個人給付についても、行政の主体性を確保しながら、その運営の公正の確保を図るように努めること、ときちんと明記されてます。ところが実際にはそうになってない。その辺がぐあい悪いと言ってるんです。何か議会で予算が通ったからというだけで、その問題にすり変え、いかにも市民や議会の理解を得ている、合意を得ているんだというものの考え方は間違っていると思います。もし、何か異論があれば出していただきたいと思いますが、市長、どうですか。

- 市長（池田忠雄君） 同和事業につきまして、いろいろ御指摘をいただいております。新法の精神を体しつつ、今後の同和行政に対応していきたい。法治国家でございます。ただ、新法と言いましても、内容は同和对策事業でございます。その辺との連携の中で運営をしてまいり、差別のない環境づくりを進めていくという考え方でございます。国民的課題の推進という意味合いから、いろいろ御論議をいただくことは、私も理解をするところでございますが、襟を正しながら、差別のない国民的課題の推進に向けて努力してまいりたいと考えてございます。どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。
- 10番（天堀 博君） 差別のない、というふうに言われてますが、現実に同和地区内で市長、差別が起きているじゃないですか。そのような実態を放置してあんな、そんな口ばかり言うてもだめなんですよ。これが地域改善対策措置法が施行されて間もなくであれば、いままでやってきたことをころっと変えるわけにはいかんかもしれません、現に2年近くたってるんですよ。まだ、本当にそれを見直そうという基本的な姿勢に立ってない。市長、あなたは法律とか法の精神とか、他の問題についても言われているが、それなら法を守りなさいよ。この点が問題だと指摘しているんです。これはいつまでたっても見解が分かれるかもしれませんが、市長初め同和関係の部署におられるそれぞれの幹部の皆さんはよく考えていただかないと、それこそ、法に違反することになってるんですよ。これはよそもやってるからと、「赤信号、皆で渡れば恐くない」式ではぐあいが悪い。その点での和泉市としての行政の主体性の確立をぜひとも私どもは望みたい。そうでなければ、本当に同和地区内での環境改善、町づくりは恐らく進まないと思います。後に勝部議員の方からも質問を出しますが、幸小学校区の問題も発生してきております。これらの問題も含めて、いまのままでは本当の意味での町づくりはできないし、あるいは逆差別が

生じることにもなりますので、慎重に肝に銘じて考えていただきたいと思うわけです。

次に、財政問題についての御答弁を願います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 財政問題についての数点にわたる御質問に対してお答え申し上げます。

御質問にもございましたように、57年度末の一般会計の決算では、過去、赤字財政でございましたが、議員各位のお力添えをいただきながら、おかげをもちまして57年度末で黒字決算ということに相なった次第でございます。本席をお借りして厚く御礼申し上げる次第でございます。別途、本議会で御認定をお願いすべく存じておる次第でございます。

内容でございますが、財政運営の黒字の要因はいろいろ御指摘がございますが、数項目にわたって議員各位の御協力をいただき、何とか好転をしてみたいというのが実態でございます。端的に申し上げますと、歳入面では、税収が順調に伸びてまいりました。それから、地方交付税も順調に伸びた。また、御指摘の普通建設事業費等の内容に公共施設整備基金よりの繰入金をもって充たさせていただいた。加えまして過去、53年度に多額の赤字を出し、赤字再建団体転落寸前といった厳しい実態があったわけですが、その段階で、行政内部の自らの努力をしなければならないということで、議員各位のお力添えをいただきながら、自主再建へ向けての数点にわたる努力もでございます。もちろん、市民皆さん方のいわゆる公共料金の引き上げということで54年度末、御協力をいただいている使用料、手数料の関係もでございます。それから、本市の現在、用地取得をいたしております中央丘陵の公団からの事務委託による人件費の充た等々と相まちなして、53年度末の14億円にのぼる赤字が、おかげをもちまして57年度末で実質黒字ということで、これはいろんなお力添えや行政内部の努力、市民への応分の御負担を願っての要素が相まって、今日の財政運営になっている実態でございます。御了解をお願いいたしたいと思っております。

それから、地方債が多額にのぼっているという御指摘でございますが、一般論としては、地方団体の起債は投資的経費に充たされるものでして、地方公共団体につきましては、国で言う赤字国債、特例国債ということを出しておりますが、地方公共団体、現在の市では、そういった起債は発行いたしておりません。あくまでも、事業費の財源ということで起債の発行認可をいただいているところでございます。当然、学校建設なり住民の生活向上のための施設整備、都市基盤整備の財源ということで、多い、少ないの議論は別にして、いわゆる公債費比率の段階での多い少ないの議論はあるわけですが、本市の場合、現在17%でございますが、これが20%を超えると、借金が多いということで制限を受けるということでございます。現在、制度に従って適債事業に許される範囲内で起債を導入し、元利償還をするということでございます。

それから、全体で残高が幾らかという御質問でございますが、一般会計で57年度末 286億5,500万円ということございまして、うちいわゆる同和関連、本来の同和对策事業と、いろんなそれに付帯する関連事業等がありますが、全部含めると154億2,500万円ということでございます。これは特別交付税なり、いろんな国からの財政援助をしていただくための分析した数値でございます。差し引きいたしまして、一般会計につきましては、132億2,900万円ということで、単純に市民1人当たり計算いたしますと、22万4,000円の起債残高ということでございます。後ほどお答えいたしますが、元利償還いたす年度に分割いたしまして、それらについては、地方交付税のいわゆる事業費補正ということで、交付税の中でまた援助してもらえぬ制度として認められるわけでございますので、そういった関係もでございます。年々、交付税の中に算入していただき、償還していくものでございます。

それから、累積赤字は解消されたが、財政構造の改善はどうか、という御指摘でございます。まさに表面の収支が相償ったといっても、財政運営が好転したとは決して思えない本市の実態でございます。いわゆる財政構造の改善を図らなければならないというのは、お説のとおりでございます。53年度の場合、財政構造の1つの物差しとしてあらわれております経常収支の関係、この比率は、53年度が112.5%と100を超えておりましたが、これを何とか消費的経費の節減等を進める中、57年度決算の分析では93.4%と100を割ったという数値になっております。全国平均では、80%内外にこの率を引き下げる、20%の経常的な財源を建設的、臨時的な経費に充てるのが本来の姿であろう、という国からの指導もあるわけでございます。当然、財政構造の改善に向けて努力しなければならないということで、今後も引き続き議員各位の御協力をいただきながら、改善に向けて取り組まねばならないという事態でございます。当然、努力していく所存でございます。

それから、基金等の取り崩しの関係でございますが、いわゆる公共施設整備基金を現在、積み立ていたしております。57年度末では、約16億円の基金の残高がございます。

それから、交付税の見通しが悪いという御指摘でございます。御指摘ごもっともでございます。国の国税3税、所得税、法人税、酒税の32%を地方公共団体に交付されるものでございます。国税が落ち込んでいる上に、なお減税が行われるわけでございますが、そういった関係から必然的に交付税総額が減ってまいります。57年度から58年度へ向けても交付税が減額されてきて、59年度もさらに交付税が減る見込みでございます。すでに新聞紙上で御案内のとおりでございます。現在、国の方では、地方財政計画を策定されているようでございます。新年早々に示されてまいりまして、これらも地方の財源不足については、一定の補填措置が示されるであろう、それらを踏まえながら、新年度の予算編成に向けて進んでまいりたいと考えております。

それから、56、57年度元利償還算入の関係の御質問でございますが、歳入関係では、56年度の交付税総額が約45億円でございます。この中で算入額が6億1,600万円ということでございます。57年度の交付税が47億8,100万円ということございまして、特別交付税も全部含んでおりますが、この中に地方債の元利償還の算入額が6億9,929万7,000、約7億円でございます。別途、決算審議をお願いするところでございますが、57年度の一般会計の元利償還所要額が29億3,200万円ほど、そのうち国及び府その他の特定財源、いわゆる補助金等が4億4,500万円ほどございまして、差し引きいたしまして24億8,600万円ほどの一般財源所要であったわけですが、この中に約7億円の交付税交付金が含まれているというものでございまして、それらも差し引きいたしますと、17億8,000万円程度ということでございます。

それから、57年度の同和対策関係につきましても、私どもの方から総額と財源等をお答え申し上げたいと思いますが、いわゆる施設整備補助金等、それから、地方債の元利償還等の建設事業費以外の経費に関連するもの全部入れて30億4,200万円ということに相なっております。そのうち特定財源いわゆる補助金等ですが、6億1,300万円ということでございます。一般財源が24億2,900万円。先ほども申し上げましたように、いろいろ関連する経費を含めまして、地方債その他の財源確保に向けての同和対策経費の分析ということで御理解いただきたいと存じます。

最後に、開発公社の赤字でございますが、赤字の総額の資料が手元にございますが、8億5,300万円でございます。

以上、簡単でございますが、財政問題についての御答弁といたします。よろしく御理解をお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 用地担当理事（内田 繁君） 公社に対するお尋ねにお答えいたします。

先ほど財務部の方からお答えいたしましたように、累積赤字は、8億5,310万余円ということでございます。その要因ということでございますが、主としてわれわれが考えておりますのは、1つには、経常経費に見合う経常収入の不足によるもの、それから、資産処分による損失、それから、換地対策事業に基づく損失など、これらが大体主な要因と考えてございます。

それから、職員給与に関連しての御質問がございましたが、いわゆる公社の職員は、現在数は22名でございます。その内訳は、公社専任職員が8名、併任が14名でございます。57年度決算における数値でございます。

それから、給与の形態でございますが、これも57年度決算に基づきまして単純に割り出した数値でございますが、年間給与総額が1億3,200万円でございますので、22で割りますと1人平均給与年額が560万円ということになります。これを各専任職員8人と併任14人を掛けま

すと、専任では4,500万円、14人の方が7,800万円ということになります。

以上でございます。

- 10番(天堀 博君) 聞き漏らした点というか答弁のなかったものも含めて2、3先にお聞きをしておきたいのは、1つは、57年度末の起債残高が286億5,600万円、うち同和関連分が154億2,500万円、この中でいわゆる10条指定といわれる国からの救済措置の講じられる分の起債残高がどれだけあるのかという点が1つと、それから、基金の問題ですが、基金が始まってその後、一般会計へ繰り出してますね、その年度毎に幾ら繰り出し、繰り入れをしたかという点をお答え願いたい。

それから、もう1つは、同和対策事業費の建設事業費以外の経費ということですが30億4,200万円ということですが、そのうち特別財源のいわゆる補助金その他について6億1,300万円ということですが、この内訳として、国、府をそれぞれを出していただきたい。

先にその点だけをお答え願いたい。

- 財務部次長(大塚孝之君) 細かい御質問でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

先ほど部長が説明いたしました、57年度末の地方債残高の同和関連分の地方債が154億2,500万円、旧法による10条指定債の分でございますが、それが21億5,600万円が含まれてございます。

それから、2点目の基金の繰り入れの状況についての各年度毎の金額という御質問でございますが、基金が発足したのが53年度ですが、実際に繰り入れを始めましたのが55年度からでございます。いろんな各種公共事業の充当財源として、基金から取り崩しを行って予算計上いたしておるものですが、55年度では1億3,700万円、56年度では3億3,600万円、57年度では4億1,400万円、58年度では、これは当初の予算ですが5億2,200万円といった状況でございます。

3点目の57年度決算における同和対策経費のそれぞれの財源内訳についての御質問でございますが、先ほど運営経費で部長がお答えいたしました30億4,200万円ですが、そのうち国の補助金が5,061万4,000円、大阪府の補助金が4億8,855万円でございます。それから、その他の財源が7,400万円でございます。そして、いわゆる一般財源で充当しておりますのが24億2,900万円、合わせまして30億4,200万円という財源内訳の状況でございます。

以上でございます。

- 10番(天堀 博君) あと1時間ちょっと延びるかもしれませんが、よろしく願いたいします。

財政問題につきましては、いま数字を出していただきお聞きすると、いろんな点が明らかになってきているわけです。それぞれ集約して考えますと、財源の多くの部分が、やはり起債に頼っておるわけです。もちろん、公共料金の値上げとか、開発負担金等を当てにしていくとか、それから、税金の徹底した調査と徴収といったことも含まれてきていると思いますけれども、起債を中心にして考えてみますと、確かに行政需要にこたえていくためにいろんな事業をやらなくちゃならない。たとえば学校の老朽校舎の改築、プールの建設とかもやらなくちゃいけない。こういうことによって借金をしていかにざるを得ないのは、わからんわけではないんですが、1つは、やはり同和関連の借金が相当のパーセンテージを占めてる。それから、さらに旧法の10条指定分といわれるものが微々たるものであるということが、ここでも明らかになってるわけです。

そういった点から考えましても、先ほどいろいろ指摘しましたが、今後のいろんな建設その他についても相当見直しを図り、あるいは市の主体性を確立していかなかたら大変なことになると思うわけでございます。今後、起債の償還がどのような形で伸びていくのか、さらに、どんどんふえていくのか、それがどの程度までなるのか、その時点で対応していけるのかという点が、私どもとしても心配するわけです。その点をお聞かせ願いたい。

それから、中央丘陵開発あるいはそれに伴う周辺での開発がすでに出てきております。それらの行政需要なども大変ですね。ますます市の財政が楽ではなくなってくる。しんどい上にもまだしんどくなってくる。そして、起債残高あるいは起債の償還がふえて、その中から一般財政への圧迫が増加してくるわけです。先ほど学校の建設とかその他については、起債の償還時に事業費補正ということで算入されてくるといわれましたが、その額がいまお聞きすれば、57年度で29億3,200万円のうち、国、府からの補助金を引いて、残りの一般財源の中で、償還時に算入されてくるのが6億9,900万円、約7億だとなると、この程度の割合しか入ってこないわけですから、やはりいわゆる投資的経費ということでやられているそのかなりの部分が、同和関連の10条指定に関係のない分あるいは財政的には今後、非常に苦しくなってくる。一般財源の持ち出しと、それに充当しなければならぬものがますますふえてくる現況だと思いますので、果たして今後の見通しとして、やっつけられるかという点について、財務当局だけの答弁でいけるかどうか。助役さんなり市長の答弁も含めて、その辺をお聞かせ願いたいと思うわけです。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、今後の起債償還の状況でございますが、絶えず公債比率に留意しながら、いわゆる秩序ある財政運営と常々申しておるわけですが、公債費比率を念頭に置きながら、将来の元利償還を踏まえて、当該年度の起債の申請を行っていく。当然、許可される大阪府の方でも、長期的な見通し等を踏まえて認可されるわけでございます。いわゆる交付税に算入されるものと算入されないものがござります。算入されないもの

では、厚生とか福祉とか、されるものとしては、義務教育施設整備事業、都市計画事業、下水その他国の補助として許可された適債事業を重点的に導入し、純然たる一般財源の増加を来して財政が硬直化しないよう、長期的展望に立って財政運営を進めてまいりたい。財務当局で長期的な財政運営の策定に努力中ということでございます。

以上でございます。

○ 10番(天堀 博君) 最後に、助役さんか、どなたかの答弁を願いたいんですが、今後、起債の償還額そのものがどんなふうになっていくのか、減っていくのか、ふえていくのか。その中でも見込みとしては、義務教育施設整備事業その他についての事業費補正の形の見込みとしては、そう大きな変化はないだろうと思いますので、その点では、今後、ますます行政需要が高まってくると思います。財政基盤が脆弱であるということは、市長の所信表明にもありましたので、そういう状況になって起債の償還額がふえてくる。市民1人当たりの借金が24万円ですか、そんな状況からいって、一般財源を充てていくしか方法がないわけです。そうすると、ますます他の行政サービスが低下してくる。公共料金も引き上げなければならないという問題が発生してくると思いますが、その点を十分考えなくてはならない。そうすれば、それ以外のところでのむだとか、あるいはいろんなもの見直し、特にわれわれが指摘している先ほど来の同和関連事業その他の経費80億4,200万円という、ただ単にその数字だけではあわせえない面もあろうかと思いますが、そのうちの24億2,900万円の一般財源を使っていること、この辺から見ても相当考えなければならないと思いますが、その点はどうなりますか。

○ 助役(坂口禮之助君) 御指摘いただいております起債残高の増加並びに元利償還金の増加は、ここ数年来、漸増しつつあることは事実でございます。われわれとしても、この起債償還金の財源確保については、非常に大きなウエートの一般財源を食い込んでいる状態もよく承知しております。かねがね、予算編成の段階では、不要不急の事業等は極力押さえ、起債に頼った事業を安易にするという考え方は戒めておるわけでございます。しかし一方、市民の行政に対する需要というか要求というか、そうしたものが年々多様化し、かつ増大してまいっておりますので、それらのものを、どのように財政の均衡を保ちながら、市民需要とマッチさせるか、予算編成の段階で常に苦慮いたしておるところでございます。したがって、起債につきましても、常に良質なものを選ぶ、縁故債とか利息の高いものは避け、低利資金の導入を極力図ってまいっているわけでございますが、現時点では、やはり30億近い償還金を抱えて非常に困難な状態でございます。

しかし、安易な考えではございませんが、いわゆる公債費比率という一定の自治体における借金に枠をはめられておまして、元利償還金が財政の20%を上回ると起債制限が起きてまいります。一時19.5%というところまでいったわけですが、おかげさまで財政内容も除々に向上し

てまいり、現在、17.7%というところまでダウンさせてまいっております。こういう考え方を基本に置きまして、安易に起債に頼って不要不急の事業を推進することは極力避けていきたいという考えでございます。

今後の元利償還の状況ということでございますが、順次、元利償還が完了していく起債もたくさんございます。それらのものをにらみ合わせながら、新たな起債を起こしていくという考え方に首尾一貫してございます。御承知のとおり、国の場合は、財源対策のための経常収支赤字補填のための国債を発行しておりますが、地方自治体は、そうした起債は、一切発行が認められておりません。すべて投資的経費と申しますか、現実に事業をするもの以外には、一切起債は認められていない。また、起債充当率につきましても、一定の率で抑えられてございます。そういう1つの枠の中で、さらに厳正に事業の選択を行い、安易に起債に頼らないよう、不要不急の事業をやることは戒めていくという姿勢を首尾一貫して持ってまいってる次第でございます。

今後ともそうした面につきましては、十分意を尽くして配慮しながら、収支均衡のとれた財政を堅持していく方針でございますので、御理解賜りたいと存じます。

- 10番(天堀 博君) 財政問題については終わっておきます。いまの助役さんの答弁にもありましたように、とにかく和泉市の今後の起債償還その他についてもそう楽なことではない、大変だということです。比率については、基礎の数値が変わる、分母、分子が変わるから、好転したように思いますが、額的には何も少なくなっていない。全体の規模がふえてるから、それだけいろんなところに大きな負担をかけ、そして、財源をつくってきているということにもなると思うんです。いろんな要因があって下がってきてますので、これだけ見て喜ぶことは、市民的な立場に立てば問題があると思います。それはそれとして、これだけ大きな起債を抱え、しかも、同和関連は大きな借金を持って、運営経費も大変だということら辺、これは個人的な見解の相違というものではない。この辺を十分に考えていただかないと、非常にいろいろ方々に建物をつくり何かよくなったように見えて、実のところは、公共料金を上げて他市に比べてサービスを低下させる、こういうことでは問題がある。その点を十分に考えていただき、来年度の予算編成の時期にかかりますので、腹に据えて戒めてやっていただきたいと思うわけです。

次は、端的に町づくりの御答弁を願って、意見等を言って終わっておきたいと思っております。

- 議長(池辺秀夫君) 次。
- 市長公室理事(平野誠蔵君) 総合計画と現在の信太山演習場の位置づけの内容の御質問でございます。総合計画につきましてはおっしゃるとおり、現在、審議会で御審議中でございますので、案そのものよりも、案の考え方を申し上げたいと思っております。

自衛隊区域つまり信太山台地につきましては、48年の前回の基本構想、それから、56年に

これを受けました緑のマスタープランがつくられておるわけですが、ここでは、この信太山周辺については、自然環境という考え方の保全の方向を示しているわけでございます。演習地内の池の周辺には、数少ない学術的に貴重な植物が棲息しておるところで、こういった自然系の生態を守るという必要性がきわめて重視されております。その中で、緑のマスタープランにつきましては、将来的に確保する緑地につきましては、環境保全、レクリエーション、防災、この3系統にわけて検討しております。信太山台地につきましては、環境保全の機能を目指してのわけでございます。

また、防災面につきましては、広域避難の候補地としておりまして、これも地域が現実に国有地であり、また、自衛隊の演習に使用されておる、こういった現実面と、いま申し上げました貴重な植物の棲息の保全の両様の観点に立ちまして、こういう考え方をまとめているものと理解しておるわけでございます。こういう意味合いにおきまして、今回の総合計画の案立てにおきまして、これらの考え方を踏襲いたしまして、図面上では、何らの色分けをしておらないという、白紙と申しますか、こういう感覚に立っているものでございます

○ 10番(天畑 博君) 確認をしておきます。いま、総合計画の審議会でやられている自衛隊の基地、演習場については、緑のマスタープランに基づく自然環境の場として残していく。環境の保全と防災地域の候補地として使っていく、こういうことが和泉市としての基本的な考え方ということにつきましては、その点だけ市長か、どなたか、もうちょっと責任のある人、もちろん、公室理事が責任がないとは言いませんが、やはり最高の責任のある人から、総合計画の中でもそういう考え方であるという点の確認をしておきたい。

○ 助役(坂口禮之助君) 私からお答え申し上げます。

いわゆる信太山演習場は非常に広大な区域でございまして、本市の都市部に近いところに立地しておるという意味で、和泉市にとりましては、ある意味では、貴重な財産であるという受けとめ方をしております。現実的な話で申しわけございませんが、現に自衛隊が演習場として使用いたしております。土地所有形態は、もちろん国有地でございまして、防衛庁の行政財産という位置づけになっております。

そうした性格の土地を総合計画の方で他に転用する、あるいは将来の市街化としての地域を設定することにつきましては非常にいろんな議論もあり、問題もあるというふうに現実面での理解をしております。その意味では、先ほど御答弁申し上げましたように、間接的には、そうした自然の植物なり、あるいは生物の棲息地として貴重な位置を占めていることは、学術研究等で立証されている一面があります。それを保全するためにあくまで残していくんだ、という極端な考えはございませんが、現実的な面からいって、なかなかその転用を総合計画にうたっておっても非

常に困難な問題もあるという認識の上に立って、言わば、和泉市にとりましては、非常に貴重な都市の中の空間であるという両面の考え方でその活用を図れるような方途を講じていくことは、現実的には、それより方法がないと私どもは思っております。今回の総合計画の中でも、そうした観点から貴重な都市空間という形で位置づけ、計画の中に織り込んでまいりたい、かように考えておるわけでございます。

以上、簡単でございますが、御答弁といたします。

- 10番(天堀 博君) もう時間がないので簡単にしておきますが、とにかく非常に歯切れが悪い。歯切れの悪いこともわかるが、やはりこれも主体性の問題です。和泉市として緑のマスタープランでいくためにやっていくんだというところ辺で、総合計画の中でも位置づけていくべきだと思う。審議会に私どもの議員も入っておりますので指摘をしていきますが、何かしら、現実問題だけでは、和泉市としてどうやっていこうかという点が薄れてしまうことにもなるんで、その点を十分知っていただきたいと思う。これも意見として言うておきます。

次に、中央丘陵について、時間がありませんので簡単にお答え願います。

- 議長(池辺秀夫君) 次。
- 都市整備部長(浅井隆介君) それでは、端的にお答え申し上げます。

中央丘陵開発の基本的な考え方は、従来から申しておりますように、和泉市の総合基本構想に基づきまして広域的な視野に立ち、将来の中核をなす位置でございますので、そこに計画を行おうというものでございます。したがって、これが市民にどうかかわっていくのか、市民のためになるんかとなりますと、まだ、計画の段階でございますが、具体的には、まず泉北高速鉄道が延伸され、中部並びに南部地域の住民に大幅に寄与する。また、泉州山手線、和泉中央線、光明池春木線の促進で、東西南北線の整備が促進される。松尾川の改修が促進され、災害の不安の解消が図られる。また、流域下水道が早期に延伸されてまいりますので、この沿道の住民にとっては、公共下水道区域の拡充によって恩恵が得られる、その他その中に設けられる地区公園、近隣公園、児童公園等の都市施設を全体的に合理的に配置することによりまして、新旧住民の交流が促進されると思うわけでございます。また、この開発によりまして、良好な住環境の宅地並びに住宅の提供が行われることはもちろんでございます。

以上でございます。

- 10番(天堀 博君) 意見だけ。いままで何回もやっておりますので、そういういいことづくめの御答弁ですが、夢やバラ色だけはいかん。確かに府の事業については府がやってくれる、あるいは市がやるものについては、補助金や助成金が出ます。しかし、やはり和泉市としても相当な金を使わんといかん。それから、公団が負担する分もありますが、人のまわして相撲をとるや

り方で、公団がやればやるほど、良好な宅地や環境づくりとなると相当な金がかかります。この負担は、やはり分譲を買う人、新住民のところにかかってくる。もちろん、国が全部事業をやってくれるんなら問題がないが、ほとんど公団は、言うてみたら立て替えてるだけ、しかも、それは金利のつくお金で事業をやる。そうすると、完成が遅れば遅れるほど金利負担が大きくなり、ここを買い求める人たちの負担も大きくなる。

さらには、いろいろ言われましたが、流域下水道、道路、鉄道や都市施設の整備、河川の改修とか、これらはいいことづくめです。実のところは、そうではないということも明らかにせいかんと思います。非常にうまいこと、ええことばかり言う。先ほどの起債の問題でもふえてくる。そこに所得の高い人が入ってくれば、固定資産税のあたりもよくなるとか、そんなことばかりではいきません。本当にばっと売れるかとなると、そうはいかんと思います。その辺1つの勝負もかかってくる。和泉市としての1つの不安材料として残ってるんだということも明らかにしながら、やはり各地区、校区の議員さん、議会の特別委員さんだけではなく、それらのもろもろの人にも中に入ってもらい、いろんな意見を出してもらって町づくりをやっていくという観点を忘れてはいかんと思います。その中で、ここはこうすべきだ、という意見も取り入れながら新しい開発を進めるべきです。いいことづくめを考えず、現実面もしっかり見つめていかなかったらいけない。災害問題でも、100年の降る雨の量を計算して池をつくれば、と言っていますが、それだけで解決するかどうかです。川下の問題、流域の問題もあり、この点では、災害の恐れも十分にはらんでいるので、その点も指摘をしておきます。

時間が長引いて他の議員さんに御迷惑をかけたが、一応、この辺で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、勝部津喜枝君。

○ 5番（勝部津喜枝君） 発言通告に基づきまして、一般質問の趣旨説明をいたします。

すでに審議会も開かれておりまして、また、校区から選出されているとはいえ、当議員団からも天堀、原両議員も参加しております。そうした事態を踏まえて、あえて本会議におきまして一般質問で取り上げます真意は、現時点で、この問題点の原因と責任を明らかにした上で、教育の場における混乱を避け、教育委員会の責任と決断ある姿勢を明らかにしていただきたいためであります。

この幸小学校の生徒数減少の問題につきましては、私どもは、その原因の1つは、2期、8年市政を担当してまいりました池田市長の不公正な同和行政のゆがみが、1つの大きな原因であると考えております。合わせてもう1点は、教育委員会の特定団体の教育への介入を許してきた責任もあ

ると考えております。その上に立ちまして、現時点では、59年度の新学期を迎え、その準備のための作業も急がれておりますとき、教育委員会の責任と決断ある姿勢、考え方を本会議で明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

第2点目は、飛び地の問題でございます。いわゆる行政境界適正化の問題ですが、56年12月議会に富秋地区助松団地住民から請願が出され、引き続き翌年3月議会には、富秋地区の住民からも請願が出されております。委員会におきましては、継続審議には入っておりますが、議会としての相当な努力もしております。理事者としては現在、どのような対応、折衝、協議を進めておるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

3番目には、総合会館についてであります。本年度当初予算で1,000万円の調査費が計上されております。かねがね、市長の市政方針の中でも、総合会館の建設については、その実現方が明らかにされているところでありますが、進捗状況などをお知らせいただきたいと思っております。

4番目に、福祉行政についてであります。総合計画審議会でも、今後の本市の福祉行政についての基本的なあり方が示されているものと思っておりますが、その点の要旨を明らかにしていただくと同時に、共産党議員団の障害者10カ年計画を具体化するようなど要望も出しております。たとえば福祉都市指定については、59年度から事業を進めるよう要望してまいりましたが、この点についてはどのようになっているのか。また、福祉会館、福祉基金などについても明らかにしていただきたいと思っております。

簡単ですが、質問の趣旨を説明いたしまして、再質問の権利を留保して、終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時再開）

○ 議長（池辺秀夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。午前の勝部議員の質問に対する答弁をお願いします。

○ 教育次長（杉本弘文君） 第1点目の幸小学校区の編成について、教育委員会よりお答え申し上げます。

昭和51年に富秋中学校の開校に当たりまして、中学校区を決定するには、まず、小学校区を基本とすることの中で、小学校区としての位置づけを明確にすることが先決であるということで、51年に審議会が開かれ、慎重審議をいただいたわけでございます。その中で、幸小学校区については、旭、幸、山手の各町と都市計画道路・池上下官線以北と定めまして、付帯事項として、幸小学校区に指定された伯太地区については、池上下官線事業化の時点までは現在校とする、と

いう答申を受けました。これについては、すでに御承知いただいていることと存じます。これは、当時、池上下宮線の早期完成を目指しての付帯条件が付けられたものであると考えておるわけでございます。

しかし、7年有余も経過した今日、いまなお、計画道路のめどが明確でなく、この現状を続けていくことが51年当時の目的が達成されないばかりでなく、いろいろな不自然さや子供の教育上の面からも、もろもろの問題が出てきているわけでございます。このため、この問題解決をお願いすべく現在、審議会に問題提起を申し上げ、いろいろと熱心な御論議をいただいているところでございます。御理解をいただきたいと存じます。

○ 5番(勝部津喜枝君) 率直に申し上げまして、審議会の方も、なかなか結論が出にくいというのが現状ではないかなと思うんです。素案として出されていることも含めまして、いわゆる同和行政のからみの中で新しく校区編成をしたとして、今度、幸小学校の子供たちが、それでは計画規模になっていくのかどうかと考えた場合、その見通しは、決して明るいものとは言えないと思うんです。そういう点で、共産党議員団としては、この定例会でははっきりとした立場と意見を申し上げておくことが、本市教育行政の正しいあるべき姿ではないかということから質問させていただいたわけです。審議会の結論を待つという責任回避ではなく、直ちに59年度の新学期開校に間に合うよう作業を中止し、現校区のまままでいくべきであると思います。改良住宅など地区内の事業がすべて完了し、また、池下線などの事業が完了した暁に、改めて新しい形での審議をお願いし結論を出すべきであると思います。審議会での慎重審議は続けながら教育委員会として結論を下し、教育の場に混乱を来さないよう、また、関係住民が大変心配しております現状を踏まえて、審議会の結論という形での責任の回避ではなく、教育委員会としての結論を下すべきである、こういう意見を申し上げて、この点では終わっておきます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 参与(西川喜久君) 2点目の問題でございまして、私からお答え申し上げます。

これにつきましては、端的な御質問でございまして、現状、理事者の考え方あるいは取り組み方はどうか、という御質問のように受けとめております。これにつきましては、和泉市へ編入することの請願につきましては、昭和56年請願第4号並びに57年の請願第1号によりまして総務委員会に付託をいたしまして、その後、総務委員会で御審議を願ったところでございまして、現在、継続審議をしていただいているところでございます。

その後、成田議長さん、あるいは天堀副議長さんの当時でございましたか、早期解決につきまして、先方の泉大津市議会の方へ申し入れもしていただき、その後、両市の正副議長さんと両市長の協議がなされまして、一定の意見も交換もされております。何分にも領土問題でありまして、

原則といたしましては、行政協定などの点から請願が出ております地域につきましては、泉大津市にお願いするといたしましても、それにかわる和泉市としての編入についての意見の調整なり、いろんな問題については、現在まで苦慮いたしておるところでございます、行政境界の変更につきましては、当該住民の同意と両市の市議会を初めとして、全市民が納得する条件でなければならぬと理解いたしておるものでございます。その調整が大変むずかしい点がございます。今後は、議員さん各位のお力添えも得まして、積極的にひとつ対応してまいりたい、かように考えるものでございます。

また現在、事務的に取り組んでおる内容といたしましては、基礎資料となる行政境界の付近の地形につきましては、幹線道路の整備と開発によりまして大きく変わりつつあります。従来、調査いたしました図面ではその効果に非常に乏しく、この際、泉大津市と和泉市の行政境界の適正化に向け、基礎資料となる地形、地番の地図を現在作成しております、まず、これらの現況を的確に把握する必要がありますので、それに取り組んでおるものでございまして、でき次第、先方さんと十分協議いたしまして、何とか接点を見つけて、市民の御要望におこたえべく努力をしてみたい、かように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○ 5番（勝部津喜枝君） 全体的な飛び地解消の作業とあわせて、かねてから本会議等でも部分的な問題からでも解決していくことは、方向として明らかにさせていただいておりますので、これは促進方を強く要望しておくことにとどめておきたいと思っておりますけれども、時期としては、今年4月に統一地方選挙も終わっておりますし、相手さんにとっても大変やりやすい状況にいま、なってきたと思っておりますので、議会の方では、答弁にもございましたが、出向いていただいたり、いろいろと努力しておりますので、理事者としても、早期解決に努力していただくことを再度御答弁をいただいたら、これで終わりたいと思います。

○ 参与（西川喜久君） 私どもといたしましては、前回の総務委員会におきましても、一定の考え方を明確にお答えしてまいっておりますので、その線に沿って最大限の努力をいたしまして、出ている請願2件については、先方さんとも十分協議をいたしまして、議員さんの同意を得られるよう、また、和泉市民の同意を得られる形で、何とか1日も早く解決に向かって最善の努力をしてみたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 総合会館の進捗状況につきまして、その後の取り組みにつきまして御説明を申し上げます。

総合会館につきましては、今年の春以来、国の59年度予算の概算要求に向けまして、まず、補助事業の採択、この折衝を継続して行ってきたわけでございます。通年でございましたら、年

内に政府原案が決まるということでございますが、御承知の衆議院の解散、総選挙によりましてこの日程がずれておりまして、大蔵省の各省庁に対する内示が、新年の1月中旬以降にずれてまいっております。そういったことで、折衝結果等については、決定的な形ではございませんので、関連して、財源見通しが未だ確定できないという状態でございます。

これまで折衝を重ねてまいりましたところで考えますには、まず、補助事業の採択につきましては、御承知の政府予算案が、行革の関連でマイナスシーリングという枠の中で、大変厳しいということが第1点でございます。

2点目は、これはまあ、半ば予期しておりましたが、複合施設に対しましては、府段階では積極的な理解があるというのですが、肝心の国の段階におきましては、やはり縦割りの補助制度でございますので、その整理が大変むずかしいという、かなり強い抵抗があるというのが残念ながら実態でございます。今年度に予算計上しております1,000万円の基本設計委託料につきましても、こういった事情から、未だ執行の段階には至っておりません。近々の大蔵内示の結果を見定めまして、考え方の整理をしてまいりたいと思います。

○ 5番(勝部津喜枝君) ひとつここで市長さんに改めてお伺いをしておきたいのは、先ほどの答弁を踏まえまして、市長さんの答弁の中でも、総合会館については進めていくということを打ち出されておりますし、行革その他の困難な状況が出されているわけでございますけれども、これをどのように打開して実現に向かっていくとお考えになっているか、お尋ねしておきたいと思っております。

○ 市長(池田忠雄君) 前々から議会でお尋ねもございまして、私、御答弁もいたしておりますとおり、何とか困難な厳しい情勢下でございますけれども、福祉あるいは婦人、文化関係、そういう教育、文化、福祉のメッカとしての総合的な機能を持った会館というものは、ぜひ建てさせていただきたいという熱願を持っておりまして、その意味合いで私自身、今期3期目でございしますが、必ず総合会館を建てたいという意欲を持っております点は、御案内のとおりでございます。ただ、いろいろとシビアな財政実態の中で、国自身の行革など、非常にそうした補助的な面がむずかしい点が、いろいろ当たってまいりまして感じております。しかし、あらゆる分野の補助金をいただかないことには、なかなかこの総合会館は建ちにくいと存じます。意欲と決意を持って検討しておりますけれども、補助金の内示なり、いろんな点等を見定めながら着手に踏み切ってまいりたい、こういう考え方でございまして、いかに困難な状況があろうとも、ひとつ議会の御理解をいただきながら、ぜひ総合会館を建てさせていただく決意でございます。いま、そうした予算獲得なり、補助金の獲得に向かって苦心をしております。いろいろとむずかしい点は多々ございますけれども、ひとつ今後とも進めさせていただきたいと存じております。その点で議会の

御協力も相賜らなければならない面も多々ございますので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） それでは、第4点目の福祉行政について、市民部からお答え申し上げます。

まず、第1点目の障害者福祉都市の指定についてでございますが、この事業は、障害者の生活環境の改善、障害者福祉サービスの実施、心身障害児の早期療育の推進及び市民啓発の各事業を総合的に実施し、障害者の住みよい町づくりの推進を図ろうとするものでございます。

実施に当たっては、厚生省の指定を受けるものといたしまして、事業については、2カ年にわたって行い、これには国、府より各年それぞれ1,000万円ずつ、合計2カ年で4,000万円の補助というぐあいになっております。当市といたしましても、かねてからいろいろと御意見も賜っておりますので、障害者にとって住みよい町づくりの推進を図り、もって障害者福祉の向上を目指すため、厚生省との協議を行いつつ、本事業の早期実施を現在、検討しております。

第2点目の福祉会館の問題については、老人福祉センター、身体障害者福祉センターを含むこれらの会館については、総合会館構想の元で検討しておりますので、先ほど来、市長並びに市長公室理事の答弁のとおり現状でございますので、よろしく御理解願いたいというぐあいに思っております。

それから、福祉行政の第3点目の福祉基金の問題でございますが、福祉基金と申しますのは、市民の福祉に対する寄付金を主たる財源といたしましてこれを積み立て、その運用から生ずる収益、すなわち利子を活用し、市民の自主的なボランティア活動や、地域の福祉活動を充実させ、市民福祉の向上を目指すことを目的とした制度でございます。これについては、条例制定が必要とされておりますので、近い時期に条例を制定し、基金の積み立てを行うよう現在、準備中でございます。以上です。

○ 5番（勝部津喜枝君） 福祉都市指定については、共産党議員団として、この本会議でも何回かにわたって要望してまいった経過がございますが、早期実施に向けての検討中ということがございますが、これは59年度から、そういう体制に向けての実施ということで準備を進めているというふうに理解してよろしいですか。その点だけちょっと。

○ 市民部次長（中川鉄也君） その方向で大阪府と話し合い中でございます。

○ 5番（勝部津喜枝君） そういうことでぜひ進めていただきたいということで、本市の福祉の一步充実したものに進めていただきたいと思います。関連して、本市の進める上での機構なり財政が、障害者問題等を含めて、もう一步充実したものにしていけることを抜きにして、事

業の円滑な実施は大変ではないかな、と思うんです。その点で、来年度に向けてぜひ検討していただきたいことを要望しておきたいと思うんです。

合わせまして、福祉会館でございますが、先ほど市長さんの決意を聞かせていただきましたので、これについてあれこれ難ぐせをつける気は毛頭ございませんけれども、複合施設としての補助がつきにくいということは、若干、当初からもかねがね聞いておりましたし、そういう中では、やはり障害者の10カ年計画の1つということとあわせて、これからの福祉の中でも、とりわけ障害者の問題等が重視されてきておりますので、福祉会館という性格を持ったものを進めていくことも、ひとつ検討を具体的にしていくべきではないかと思うんです。総合会館は総合会館として努力していただきながら、福祉の面での福祉会館につきましては、単に建物を建てるということではなく、かねてから言っておりますように、機能を持った施設としての福祉会館ということが大変急がれていると思いますので、ぜひ進めていかれるよう、現課の方からひとつお答えをいただけたらな、と思います。

合わせて、福祉基金につきましては、これからの新しい課題と思いますけれども、また、今後、こちらいろいろ勉強させていただき、本当に福祉に役立つ制度として利用されるような方向を検討していただきたいと思います。福祉会館の点につきましては、ぜひ前向きな現課のお答えをいただきたいと思います。

○ 市民部次長（中川鉄也君） お答えいたします。

まず、第1の条件といたしましては、総合会館というものの計画を推進することでございますが、そういう計画の検討の中で、総合会館が大幅に遅れるような事態、結論が生じましたら、その段階で、やはり福祉を1日も早く推進するために、福祉会館の建設というものの重要性も問われてまいりますので、そのときには、別の方法で福祉会館の推進についても考えていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

○ 5番（勝部津喜枝君） その点は強く要望しておきまして、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、12番・藤原正通君。

○ 12番（藤原正通君） 通告順にしたがって質問の要旨を申し上げます。何分、初めての質問ですので、理事者におかれましては、明確にわかりやすく御答弁していただきますようお願い申し上げます。

第1点目に、市新跡地の利用についてお尋ねいたします。

最近、聞くところによりますと、大型店舗規制法により3分の2を東急建設に売却したと聞い

ておりますが、現時点でどうなっているのか、お尋ねいたします。地元商店連合会では、ニチイ、ダイエーの大型店舗の進出についての反対の嘆願書が出てございますが、それについて理事者のお考えをお伺いいたします。

第2点目に、松尾川の廃川敷問題について、地元から松尾川の廃川敷暗渠の要望書を府及び市に提出した経過があり、府より現地の調査等がなされ、前向きに取り組んでもらっていますが、市としては、どのような対応策を考えておられるのか、お聞きいたします。

第3点目に、下水道問題についてお尋ねいたします。

今回の選挙戦を通して市民の多くの方にお会いしましたが、下水道問題については、特に多くの人から苦情をお聞きいたしました。その1つとして、旧和気町で家庭排水が空き地、たんぼ等に流れ、土砂、悪水等により地域住民が非常に困っておりますので、市としてどのような対応策を持っておられるのか、お聞きいたします。

第4点目に、身体障害者問題についてお尋ねいたします。

国際障害者年より3年が経過しようとしております。これは社会的に弱い立場にある身障者の方々に温かい手を差し伸べるために制定されたものですが、2、3お聞きいたします。1点目に、身障者が車いすに乗ったままで入院及び外泊等ができる車を市で用意してもらいたいが、この点いかがでしょうか。第2点目に、身障者及び寝たきり老人等々が入浴できる車等の設置をお願いしたいと思います。その点いかがお考えでしょうか。第3点目に、身障手帳所有者の数を各等級別に説明願いたい。また、給付金についてもお教え願いたい。最後に、他市との比較についてもお教えを願いたい。

再質問を保留いたしまして、終わらせていただきます。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(赤坂和見君) 理事者答弁。
- 産業衛生部次長(青木孝之君) 大型店舗進出につきまして、市新跡地の利用計画について御説明申し上げます。

すでに御案内申し上げてまいりましたが、昭和55年6月に市新工場跡地、敷地面積約6万㎡に大型スーパー、専門店並びに百貨店を併合して、1期、2期工事にわたる店舗計画の概要説明がございました。その後、昭和57年2月に通産省より大規模小売店舗の届け出に係る当面の措置に関する取り扱いの通達が出まして、抑制がなされてまいりました。この抑制の期限が昭和59年1月末で満了となります。したがって、通産省では、大型店の出店調整の新しい基準づくりを開始されており、何らかの基準が出されてまいるものと思っております。

なお、本年8月初旬に至りまして、ダイエーより出店計画の変更をしたい旨の申し出がござい

ました。敷地面積の3分の2を不動産会社に売却し、残りの3分の1約2万1,000㎡に3条店舗の面積2万3,350㎡と非物販面積2万5,000㎡、合計4万8,358㎡の店舗計画の変更の届け出が出されております。

商店連合会の方からも反対の嘆願書が出されたというお話もございました。現在、店舗届け出がなされた段階におきまして、私どもは、地元商業者との事前協議をするようにダイエーに指導いたしております。現在、ダイエー側では、地元商業者といろいろ事前協議に入っておる現状でございます。

以上でございます。

○ 12番(藤原正通君) 一番問題になりますことは、すでにダイエー側が東急建設に売却されたということになるわけですが、そういたしますと、何階建てかの建物が建った場合、学校問題等については、どのようにお考えいただいておりますでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

○ 教育次長(杉本弘文君) ただいまの市新跡地の問題の関連で、学校施設についての御質問でございます。学校施設整備につきましては、これは義務教育施設の重要性にかんがみまして、私ども教育委員会におきましては、各校区におけるいろんな開発条件等を考慮いたしまして将来推計を立てまして、学校施設に対応いたしてきている現状でございます。したがって、市新跡地問題につきましても、学校施設の対応につきましては、今後、計画の具体化の段階におきまして十分に検討し、対応してまいりたい、このように考えておりますので、御了承いただきたいと思います。

○ 12番(藤原正通君) それはそれで結構でございます。ただ、ここで考えなければならない問題は、地元商店街の保護ということも非常に重要でございますが、やはり和泉市の財源ということを考えましたとき、企業の少ない市でございますので、何らかの行政指導のもとで、岸和田のトークタウンの例もございますので、よろしく御指導を賜りまして、この話が無にならんよう円滑な御指導を進めていただくことをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○ 副議長(赤阪和見君) 次。

○ 下水道課長(山崎琢磨君) 2点目、3点目につきまして、一括してお答えさせていただきます。

松尾川の廃川敷整備につきましては、過去より御要望がございまして、私の方としても取り組み、努力してまいったものでございますが、国、府においては、長水箇所の優先ということで未着工の現状でございます。しかし、おっしゃいますように非衛生的でございます。なお、公共用地として非常に有効利用がなされていないということもございまして、前向きに取り組みた

いと考えております。このためには特に事業費の確保の問題でございますが、補助金を導入しなければ、非常に大きな工事でございますので、その方に当面は努力してまいりたいと考えるものでございます。

なお、御指摘の下水道の件でございますが、府道の和気忠岡線北側のあたりかと思っておりますが、本件につきましては、住宅開発に伴いまして一部整備したものでございますが、この延長につきましては、地元の御意向もあり、協力を得られるよう努めているものでございます。この協力が得られた暁には、できるだけ早く施行したいと考えておるものでございますので、よろしく御了解願いたいと思います。

- 12番（藤原正通君） 松尾川の廃川敷問題は、前向きに取り組んでいただくということでございますので、よろしくお願いいたします。これは53年当時、緑道計画も出ていた部分のところでございますが、地元住民の要望にこたえていただくよう、予算等も大変でございますが重ねてお願いをしておきます。

なおいま、下水道について御答弁をいただきましたが、その一部分だけではなく、和気町の流域のずうっと上にのぼるところにつきまして、1カ所だけではなく数カ所の問題もございまして、もう少し具体的に御説明いただけないでしょうか。

- 下水道課長（山崎琢磨君） 流域下水道の話が出ましたので、若干、御説明申し上げます。

この幹線につきましては、大阪府が忠岡沖を処理場といたしまして進捗しておりまして、現在のところ、南海線のあたりにおるものでございます。それが和泉市に来るのは、また数年を要するというところでございますが、これが和泉市へまいったときには、そうした流域下水道に流せる計画も立てておりまして、これに基づきまして、計画どおりに事業を進捗してまいりたいと考えます。

なお、先ほどの松尾川の廃川敷の件でも御説明いたしましたが、この用地につきましても、あわせて下水道の汚水管の張りつけも含めた計画を考えたいと思っておりますので、御了承を願いたいと思います。

- 12番（藤原正通君） この質問はこれで終わります。
- 市民部次長（中川鉄也君） 4点目の身体障害者問題につきましてお答え申し上げます。

まず、第1点目の障害者が車いすで乗降ができる自動車、いわゆるリフトバスの御質問でございますが、通常、この自動車につきましては、身体障害者施設等に常備されておりまして、障害者の自宅から施設への送迎等に利用されてるのが現状でございます。御承知のとおり、これは非常に特殊な自動車でございますので、市でこれを常備することはできませんが、特にこれらについてお困りの方がございましたら、別に市としても御相談に乗らせていただき、何らかの解決

方法をともに考えさせていただきたいと思いますので、よろしく御了解を願いたいと思います。

第2点目の寝たきり老人等の入浴バスの問題でございますが、寝たきり老人に対する入浴サービス事業については、かねてからいろいろ各議員さんから御要望をいただいているところでございます。入浴バスによる移動入浴サービス事業実施もこの1つの方法でございますが、入浴バスの場合は、遠方でもこちらから出向いていけるという利点があるのに反しまして、これには運転手を含めて4名程度の人員が必要だということと、それから、狭い道路にこれを駐車して入浴させることができない、などの難点もあります。したがって、入浴バスの問題につきましては、入浴サービス事業をどう進めていくかということを現在、検討しておりますので、そういう基本的な市あるいは社会福祉協議会等における入浴サービス事業の基本的なあり方と合わせて、さらに検討してまいりたいと思っておりますので、御了解を願いたいと思います。

それから、第3点目の障害者手帳の所有者の数でございますが、本年5月1日現在の数字でございますが、身体障害者手帳所有者のうちいろいろは種類がございますが、1級として414名、2級が609名、3級が326名、4級が336名、その他5、6級ですが、1,254名、合計2,939名の身体障害者の手帳所有者がございます。

それから、精神薄弱者いわゆる療育手帳の所有者の数ですが、重度のAが184名、B1の中度が65名、B2の軽度が27名、合計276名という数字でございます。いずれも今年5月1日現在の数字でございます。

それから、これら障害者に対する給付金でございますが、当市の現在の給付金を申し上げますと、1級については、障害者が12,000円、障害児が20,000円、2級は障害者が11,000円、障害児が17,000円、3級については障害者7,000円、障害児12,000円、4級の障害者5,000円、障害児が8,000円、5、6級については支給しておりません。他市との比較ということになりますと、資料は持っておりますが、かなり膨大になりますので、後ほど資料をお渡しさせていただきます。

○ 12番(藤原正通君) ありがとうございます。身体障害者を抱えた家庭は、非常に大変であるということを痛感しております。それと申しますのは、確かに経済不況等いろんな中で、地方行政も大変なときであることは百も承知した上でお願いでございますので、何とか前向きに、せめて車いすに乗った人が入退院を気楽にできて、余り人の世話にならなくてもいけるように、行政の悲願がかなうよう、ひとつ努力していただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 副議長(赤阪和見君) 次に、5番・田中包治君。

○ 5番(田中包治君) それでは、通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、過日の市長選挙において当選された市長は、行政執行の責任者としてどういう考えを持っておられるのかということを中心、細かいことについては、また、予算委員会等において十分論議したいと思っております。

最近の新聞紙上においては、行政改革という問題が大きくクローズアップされております。この場合、行政改革とは何ぞや、人によって考え方はありますが、いかに職員の労働意欲を十分に高めていくか、そして人員を削減しながら能率を上げるか、こういうことが大筋ではないかと思っております。私は、この点については基本的な問題ですから、市長からお願いしたいと思えますけれども、まず、行政にしても会社にしても、管理一体の原則というものには立てなくてはならない。和泉市の行政を見ると、ややもすれば、圧力団体に屈して、理屈の合わない行政が行われているのではないだろうか、こういうことを私は考えるわけでございます。

そこでまず第1点に、管理職の権力、機構についてでございますが、当然、市長は全部持っておりますが、管理一体の原則からいって、部課長に対してある程度の人を使える権限を委譲しなくてはならない。御存知のとおり、日本人というのは、非常に権力に弱い国民性があります。過去におきましてもそうでありますし、いろいろ権力によって、大衆運動もできものように大きくなってはつぶれてきているのは、戦前、戦後を通じての1つの流れではないかと考えております。

そういう観点に立つならば、管理職に人事権というものをどういうふうに持たせていくかが問題だと思います。というのは、いまの行政だと、部課長が人事権については全然ないような印象を与えております。その上に、いわゆる昇職については、地方公務員法による昇職は行っておられない。もう1つは、渡りという制度の中では、来ておればええんだという考えに立ち、とかく官庁では、働かず、休まず、遅刻せず、そうすればええんだという考え方が職員の一部にあるのではなからうか。ここに大きな問題があると私は思っております。

したがって、部課長にある程度の人事権を与えながら、部長が、部の職員に対して勤務成績がよかった場合は、こういう方法で内申制度をしていくとか、そうしないと、給料は、渡りで来ておりさえすれば上がるということではいけないと思えます。ところが、渡りはそう簡単に直るものではない。過去の答弁でも「隣の村がやっていますからやるんだ」ということがありました。私は、「それでは隣が盗っ人したら同じようにやるんか」と反論したことも記憶しております。その中で堺においてもやっておるんだと思えます。人事権というものは、部課長は、全然給料が上がるとか、そういう問題については権限がない。こういうことはおかしいのではないかと思います。

それから、一般行政職と現業職員との問題もあると思うんです。この権力の問題等々を考えると、そして、市長が、ちょっと金がないときに管理職手当を削減するとかのやり方を繰り返してきたと思います。その意味において、行政能率を上げるためには、管理職の構成、つまり機構というものをどう持っていき、いわゆる管理一体の原則の中で職員をどう指導していくか、こういう問題がいま、大きな曲がり角にきているんじゃないだろうか。市民がこう思うのは当たり前だと思う。

渡りについても、8月ごろまでに何とかめどをつけなくてはならんのかならうか。規則でやってると言いますが、法治国家である以上、法律に基づいて条例ができ、条例に基づいて規則ができるわけなんです。その点をよく理解しないと、非常に大きな過ちを犯すことになると思います。ちょっと何か言われたらひっくり返る。そして、その規則を議会にも出せないし、予算委員会に出せ、と言っても出さない。この実態は直すべきじゃなからうか。管理職に権限を渡しながら、人事構成については部課長の意見を聞きながらやっていく。そして、昇進制度についても、実際は地方公務員法で試験制度でなくてはならないが、推薦でもいいが、部課長の意見をよく聞いて集約、人事権力機構の中から職員の働く意欲を上げる、こういう考え方があるのか、ないのかということをお私に疑わざるを得ない。

次に、行革の一環として、非常勤嘱託員とは何かわかりませんが、これは一体何をしてるんかということ。同和事業の一環か何か知らんが、来ている。この人々は何をしてるんかということ。それと、この非常勤嘱託員というのは、雇用関係があるのか、ないのか、こころが大きな問題やと思う。雇用関係があるとするならば、この非常勤嘱託員の翻訳をお願いしたい。私は頭が悪いんで知りませんからね。そのついでに、やはり短期の共済の給付を補助していますが、こころとの兼ね合いはどうなのかということ。特に問題になるのは、雇用関係から起こってくると考えております。したがって、何をして、何を嘱託してるんか。非常勤嘱託員という名前をどう理解していくかをはっきりしてもらいたいと思います。

次に、(ウ)として「公、私混同について」と書いてますが、私は、解放会館が市の行政の責任において運営してるんか、解放同盟の指導のもとにやってるんかということ。この点、非常に私に理解できない。というのは、まあ、私たちが解放会館に行っても車をとめるところがない。路上にとめてある。ところが、支部の役員はちゃんと駐車場もあり、名前を書いてやってる。これは市の設備ですが、どうして運営を委託してるんかということを知りたい。そうでないと、私たちが行っても路上でとめておく。あそこにおる人は全部名前を書いて駐車場をこしらえている。こんなことがあっていんだらうか。行政の責任は一体どこにあるのかということを知りたい。この問題については、どうやってるんかということ。それから、名前を書いてるぐらいだか

ら使用料を取ってると思うが、使用料は何ぼ取ってるんか。でないと、同和行政であろうと、日本の行政ですからね。

それから、同対部は何をしてるんですか。職務権限はないと思うんです。職務権限のない同対部は解散すべきやと思うんです。というのは、福祉行政は市民部でやるし、商工行政は産業衛生部でやり、教育行政は教育長が責任を持ってやっています。そうすると、同対部長は何の職務権限を持ってやってるんかと私は思います。

最後に、議会の中で今日は余り言いませんが、私は企業経営ということをよく言っています。水道の現業になぜ管理者を置かないかということです。これは企業経営なんです。そうすると、企業経営の精神でどうして赤字を少なくするか、どうして能率を上げるかという、経営の問題があるわけです。

それから、水道のメーターを職員にやらせているが、これは民間に委託すべきではないか、私はそう考えます。これに人間1人を使用する場合、大体、機材を買えば、2,000万円減らしたら2,000万円の価値があるといわれます。その点、企業ならそんなあほなことほしなと思う。ところが水道は企業ですよ。その点を十分考えて管理者を置き、現業員は現業員らしくさせるような方法で処理するのが正しいのではないか。

もう1つは病院の問題ですが、私は家内が体が弱いのでよく行きます。ただ、非常に残念なのは、医事課が朝の9時から午後の1時、2時まででんてこ舞いなんです。恐らく一服する間もないと思う。その中で非常に労働過重になってるんじゃないか。そこで私が言いたいのは、いま、一般の老人が診療所へ行くと、字のよう書かん人もおり、うろうろしてる。場所もわからない。たとえ9時から1時ぐらゐまでもサービスセンターをおかないかということです。

もう1つは、私は保険料の請求について、組合が反対するから、市職員を使ってやってるんだという奇怪な話を聞きました。これは経営の問題だから、組合の話し合いの場が違います。これをなぜやってるんかということです。これは早急に委託をしながら、その中で医事課の労働過重を緩和するという立場に立ってもらいたい。ただ、あちらから言われたらこっちへひっくり返るようなことはせず、また、圧力団体に屈せず、選挙によって選ばれた最高の責任者として、権力をフルに活用しながら、市民サービスなり、本来の姿に戻ってもらいたいということを要望します。

再質問につきましてはよろしく願いいたします。

- 副議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 田中包治議員さんの御質問の行政改革と、それに関連する機構等について、私からお答えいたします。

お説のとおり、行政改革は、いかにむだを省いて効率のいい行政を進めるか、これが行政改革

の本来の精神である、このように理解をしております。そのとおりでございます。その精神にのっとり、行政一体化の原則の中で、どうむだを省きながら綱紀を肅正し、市民の御負託におこたえする体制をつくれ、という御提言でございます。私もそういう観点でいろいろと行政機構を考え、人事を考えてまいっているわけでございます。

その中の1つの権限の委譲という問題につきましては、予算、決算などいろんな内部的な取り決めの中で、一定の権限というものをそれぞれに持たせていることは事実でございます。

なお、人事につきましては、それぞれの部課長が職員を把握しながら絶えず人事当局との連携をとり、進言をするということも事実でございます。その制度はございます。ただ、人事権となりますと御案内のとおり、これはやはり最高責任者は私でございますし、人事当局というものがございまして、それが全般を見ながら、いかにして適材適所に人材を配置していくか、非常に高度な判断を必要とするものでございまして、その点につきましては、人事権は市長あるいは人事当局、部課長との接触の問題あるいは職場のいろんな点等を把握しながら1つの資料をつくり、それを参考にして人事を行ってまいりたい、こういうことで現在、運営をしているわけでございます。非常に人事権の問題は、折り目が必要でございます。その意味合いでは、ひとつ御理解を深めていただきたいと存ずる次第でございます。

なお、昇進試験的なもので職員にやる気を起こすことを考える、あるいは渡りについても、前々から御提言をいただいておりますが、何とか改正せよ、という御趣旨につきましては、おしかりをいただきながらいろいろと検討もし、また、話し合いもいたしてまいりたいと存じております。その点で、機構あるいは人事という問題について御理解を賜りたいと思います。御提言の趣旨につきましても、私も十分かみしめさせていただきたいと存じます。

なお、同対部は何をしてるんかというお尋ねでございましたが、これについても御案内のとおり、同和対策は国民的な課題の中で施策を進めてまいります。いろんな環境改善対策を初め、産業、福祉全般にわたる総合的な同和行政でございます。その意味合いで、事業の実施が多く部局にまたがるために、円滑かつ地域との連携を保つために執行していく総合調整が1つの役割でございます。各部局にまたがるので、それをいかにして総合的に調整するかが同対部の第1の仕事でございます。

第2点は、そのほかにいろんな財政運営上の課題、それぞれ現課にまたがっているのを集約しながら、国、府に向けてのいろんな対外的な窓口としての役割を果たしておくことも事実でございます。

第3点は、いろんな人権にかかわる活動、差別事象への対応と、市民への啓発活動の一環である人権対策本部も設置しておりますが、その事務局としての役割もでございます。

以上の点で、議員さんの目から見て、何か漠然としてるじゃないかという御質問かと存じますが、果たすべき役割を以上の3点に集約しながら同対部が調整活動を行い、対外的な活動も展開している点をひとつ御理解を相賜りたいと存じます。よろしく願いをいたします。

○ 5番(田中包治君) 市長は、私の言うことを誤解してると思うんです。部長は、その人がここに向くという内申制度が必要だと言ってます。しかし、それが無い。突然、ぼっと人事が発令されて、職員が何もわからないままにどこかに飛んでしまう。こうしたことを人事行政でやってはいかんと言ってるんです。もちろん、当然、人事権は市長や公室長が持ってますから、部長と公室長との話し合いが必要じゃないか、こういうことです。

ただ、同対部の問題は、いま、資料を持たないので忘れたが、国民的課題と言われるが、国民的課題というのは、13万市民がやるわけでしょう。

市長の言うことならば、特別会計ならば同対部が必要だが、特別会計ではないんです。差別をしたらいかんし、逆差別もいかん。これが私の考え方なんです。福祉行政というものは、底辺をいかにして上げるかということが悲願でなくてはならない。そういう立場で言うてます。せやから、市長に言わせると、同対部はいろいろ仕事があるというが、恐らく解放同盟との連絡要員でしょう。同対部には全然責任はないと思うんです。国民的課題というが、福祉で市民全般のレベルを上げて最低限にするのが市民部長なり、福祉課の仕事でしょう。そうなると、やはり無用になってくる。ややもすれば、そういうところに疑いを持たざるを得ないことになる。特別会計なら話はわかるんですが、一般行政でしょう。改良住宅でも、住宅改良法に基づいてやってるんでしょう。何も同和地区だからということではない。一般法の適用を受けてやってるんでしょう。私たちの考えでは、もう少し能率的にやってほしいということです。部課長は一番かわいそうだと思う。職員の給料は渡りで上がっていくが、部課長には人事権はない。人事権と給料を差し引きしたら、果たして何が残りまんね。

もう1つ、忘れてたが、抜擢昇給はどうしてまんの。各部に割り当ててまんのんか。これは1つの大きな労働意欲向上のための基本ですからね。抜擢昇給はどこに預けてまんね。

○ 参与(西川喜久君) 私からお答え申し上げたいと思います。

まず、人事の昇格とかの問題でございますが、特別な理由のない限り、御承知のように、例年4月1日付をもって一定の人事異動を行っております。そこで、異動の前におきまして、職員の異動とか昇格あるいは事務内容等を含め、所属長、すなわち課長、部長となるんですが、ヒアリングを実施しております。その結果を十分尊重しながら総合的に調整をいたしまして、職員の異動なり昇格等適切な人事配置を行っているのが実態でございます。特に今後、仕事の意欲等もございまして、それらの点を十分留意をいたしまして、行政機構全般について適切な人事異動を

実施してまいりたい、かように考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

また、御質問のありました抜擢昇格ということですが、一定の基準がございます、その基準に沿った内容の所属長から申し出がありました場合、十分それを尊重した上に立って検討し、最終的に結論を出しておりますので、その点もひとつ御承知おきを願ひたいと思ひます。

○ 5番(田中包治君) 抜擢昇給は本当にやってまんの。部に何名かということだね。

○ 参与(西川喜久君) 抜擢昇給はいたしておりません。ただ、申し上げられることは、昇格の場合、昇給が付いて回っておりまして、どうしてもその職員がその係で必要となれば、一定の基準を完備できておる職員につきましては、昇格を発令する者もございます。その時点では、昇格に伴う昇給が付いて回っておるということです。

○ 5番(田中包治君) それはわかってる。渡りでも一緒です。1号上位ランクへ移行すれば、昇給がふえるということです。ただ、私が言ひたいのは、渡りとの兼ね合いで余り言ひませんが、そうすると、部課長には何も権限がない。抜擢昇給を何名かやってるんなら話はわかるが、全然ない。昇格については、西川公室長の言うことはよくわかるが、部長の意見は最大限に生かすよう努力しなければならない。

市長に要望だけしておきますが、人勧があるんです。私どもは、人勧はしなさい、ということです。部長であれば、55歳でやめなければならないし、実施せないかん。それと、渡りとの兼ね合いです。いま、私が言うまでもなく、自治省でいろいろ言われていることは事実ですが、段階的にやるしか手はない。せやから、思い切った施策を講じて渡り制度をなくしながら、抜擢昇給というもので、職場の中で一生懸命に働いた人に金銭的に補償してやるというシステムでいかないと、行政の能率は上がらないと考へますので、市長の権限の委譲もそういうことから必要だと質問しております。よろしく御理解いただきたいと思ひます。

○ 副議長(赤阪和見君) 次。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) 第2点の非常勤嘱託員につきましては、御指摘の非常勤嘱託員は何をしてるんか、雇用関係はどのような形であるのかということにつきましてお答え申し上げます。

従来から非常勤嘱託員につきましては、同和行政の執行に際しまして、特に地域住民の自主的な解放意欲の向上が重要な要件であると、われわれは理解しております。したがひまして、一方的な行政施策の執行ではなく、住民の皆さんの要求に基づく対応の確立が肝要であるということから、特に住民の生活の実態をよく行政効果に反映するために、地元事情に精通する方々を、非常勤嘱託員としてセンターに配置してきたのが実態でございます。

雇用関係でございますが先生の御指摘のとおり、非常勤嘱託員につきましては、人事院規則等

の定めによりまして、一定の業務を執行していくことになりますが、非常勤嘱託員の時間的な問題につきましては、職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲で定めてあることから、現在の生活、住宅、福祉、産業、労働、教育等の相談業務についてはこの範囲でお願いしたい。他の時間につきましては、それぞれの運動団体としての時間的な問題もありますので、そういうことを考えまして、非常勤嘱託員として雇用いたしておるわけでございます。不十分ですが、現状はそういうことでございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 5番(田中包治君) これは非常に重要な問題やと思うんです。非常勤というのは、雇用関係はないはずなんです。何を委託してるんかというたら、町会のやってることと同じということですね。同和事業施策というものは、差別してはいけない。せやから、うちには700軒ばかり家がありますが、そこでやはり市との付き合いをやって、ざっくばらんに言うて、いろいろ補助をもらってますよ。10万円ばかり出てます。同和対策特別措置法はなくなったんですよ。地域とのバランスによって同和行政をしなくてはならない。そうすれば、これはおかしいのと違いますか。法的にいてもおかしいですよ。特におかしいのは、共済の短期給付の補助をしている。これについては、どういうふうに解釈するんですか。雇用関係がないのにね。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) 御説明が不十分な点をお詫びいたします。先ほど御説明を申し上げたのは、非常勤嘱託員として雇用関係はございます。したがって、人事院規則等によりまして、いわゆる一般職職員と特別職職員とに大きく分けられるわけですが、非常勤の職員につきましては、地公法上では、特別職の職員と位置づけております。そういうことで雇用いたしておりますことから、健康保険のみ加入をして、健康管理に留意をしていただくということでございます。

○ 5番(田中包治君) おかしい。特別職というたら、われわれも皆そうですわな。せやけど、市から共済は出してもらうてまへんぜ、そうでしょう。これはおかしいですよ。翻訳したらよくわかる。非常勤職員として、一定の職業を与えそれに対する成果、いわゆるパートみたいなことでしょう。1日来て何時間おって、どこへ行ったんや、となったらちゃんと記録するの。町会活動と同じで年がら年じゅう出っこない。一体だれが管理してまんね。私が言うのはそこなんです。これはむだや、ということです。それやったら、幸校区の自治会に補助金を出したらよろしい。そんな話はないぜ。はっきり言って、非常勤いうたら勤務してません、ということやな、一体日本語でどない翻訳しまんね。翻訳したらはっきり出てくる。わしは中学校しか出てまへんから頭がええことない。大学出た人が一度翻訳してください。どうなんや。

それと、共済を市から出しているのはなぜか、となってくる。雇用関係を持ってるというが、雇用関係があるんなら、時間帯をはっきりすべきですよ。何時から何時までとね。そんなんやっ

たら、保険料を集めてる人でも、あれは一軒ずつ集めて一軒何ぼとなってる。成果に応じてや
てる。まあ、これは何ぼ論議しても仕方がないが、私は、3月の予算委員会で徹底的にこの問題
を追及したいと思っています。なぜ町会に出さんかということです。

同じようなことですが、解放同盟は大衆団体です。大衆団体と行政機関とは違いますよ。大衆
団体というのは、いわゆる1つの理想論を求めているところですが、行政はそうじゃない。行政は、
実質的にどう処理していくかということをやっている。そこらに食い違いがありませんかというこ
とです。せやから、言われて「そうだったか」とやったんと違うかというのが、わしの考えです。
わしらも大衆団体を指導したことがあるが、理想を求めてやる。

大衆団体がやるという、いまの住宅1つでもそうですよ。わしが言いたいのは、だんだん人が
減ってきてるのになぜ建てるんか。現在、大衆団体は社会党支持やから社会主義思想が流れてる
が、現実には資本主義社会でしょう。そうすると、現実には土地や家を持ってる人は、住むところ
がなくなれば、それを持って出ていくのは当たり前や。減らなんたら不思議なんです。資本主義社
会というのは御存知のとおり、財産や金を持たなんたら、人に頼っては生きていけない。そこ
らわからずして、人が減ったからと教育委員会が校区を統一するという。これはおかしい。もう
惰性ですが、あれは教育委員会が撤回すべきやと思う。あんな校区編成はない。われわれはど
うも納得できない。もうよろしいわ。また、予算委員会でやりますから。

○ 副議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 同和対策部理事（生田 稔君） お答え申し上げます。

御質問の内容につきましては、支部が解放総合センター内で駐車場を専用しているということ
の中で、解同主導ではないか、また、市の体制はどうか、という御質問かと存じます。

同和対策の推進につきましては、地域住民の自発的意思に基づきまして、自主的な団体と緊密
な連携を保ち、地域の特殊性に即応した施策を積極的に推進しなければならない、と府の同対審
答申にも盛り込まれているところでございます。したがって、そういった自主的団体の公益性の
中で、ただいま先生が御指摘の駐車場の専用を許可してきているところでございます。

なおかつ、来客の駐車場につきましては、かねがねから私ども、切に苦慮しているところで
ございますが、今般、その駐車場につきましても、補正予算で御審議願いたいということですが、
来客の駐車場につきましては十二分に配慮し、迷惑をかけないように十分に考えてまいりたいと存
じますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 5番（田中包治君） そんなことを言うてんと違うんや。あれはどこの施設や、だれが運営し
てるんか、と聞いている。わがとこの施設を利用したら、必ず家賃も取らないかん。貸したら金取
らないかん。行政やから税金でやってるんですよ。その管理権はどないなってるんかというこ
とです。どこの行政が大衆団体に家や土地を貸してまんね。労働組合でもそうでしょう。皆勝手に

自分らが家を建てたりしてやってる。わしらが国鉄にいたときでもそうですよ。1つの運動ですからね。運動と行政は違うんですよ。そんなら、自主的に使えということは、市に執行権はないということですか。

○ 同和对策部理事(生田 稔君) いま、御指摘の解放同盟が勝手にせよ、ということではございません。同じお答えになろうかと存じますが、先ほど申し上げました公益性の形の中で使用許可を与えているということでございます。この解放総合センターの運営につきましては、もちろん、あくまでも市の主体性をもって、条例に基づき運営をしているところでございますが、ただいま申し上げました答申に基づくところの自主的、公益性の団体ということで、使用の専用許可を与えているということでございますので、御理解願いたいと思います。

○ 5番(田中包治君) 自主的な団体となると、だれでも自主的団体ですよ、大衆団体はね。運動の拘束はされませんよ。それと、あそこには市民ホールがあるでしょう。それも使用できなくなるんじゃないですか。私たちが言ってるのは、貸すんなら貸すで、ちゃんとすればいい。ただ貸してるんかと言いたい。はっきりしてくれ。ただ貸してるんか。それとも不法占拠か、どっちや。

○ 同和对策部理事(生田 稔君) 使用料については、無料でございます。

○ 5番(田中包治君) 取ってへんやろう。そうしたら不法占拠やな、どうやね。市の税金で買った土地ですよ。ただ貸す人間がありまっか。行政の責任者としてね。大衆団体は、あくまでも大衆団体ですよ。民主主義をとるとぶということでは上下をつけない。そのために特に底辺を上げていく。これは別に同和地区でなくても、他の地区も皆一緒です。あそこが別やと言うんなら、特別会計にしたら関係ない。そうしたら、市民がどう出るかです。あんた方が、国民的課題や、国民的課題やと言ってるが、国民的課題やったら、すべての人を平等に扱わないかん。底辺を上げないかん。人権を無視してはいかん、ということでははっきりしてるんですよ。

ところが、市の財産というものはどうあるべきかです。法的に考えてもわかるでしょう。市の財産は、市の税金で運用してるのと違いますか。そんなら何け、解放同盟から金もろうて建てたんか。そうじゃないでしょう。市の予算で建てたんでしょう。府は府でいろいろ言うてますけど、あそこの使用はほとんどないと思う。市の責任で運営するということで、どうあるべきかを考えたらないかん。あんな便利の悪いところだから、車で行かんと、だれが行きまっか。府中から歩いて行くんか。18万市民のことを考えて管理をやらんとどうにもならないんと違うか。どうやこうや言うたところで、わしら余りよう行かんけど、行ったところで車をとめるところがないからね。市が持つてる財産権の問題と団体の主義、主張、そこらを考えてやってもらわんといいかん。

予算委員会で角度を変えて討議はしたいと思います。せやけど、市の財産は、あくまでも市の財産であり、それを利用するのは、その校区の人とか、そういう場所なら指定してもやむを得

ないが、大衆団体にそれを貸してこうや、と言うても、われわれが道端に車を置かないかんということがありますか。それほどわれわれが差別されなくちゃならないのかと言いたい。人間は平等や、人権侵害やと言うてるが、われわれがなぜ、そういう人らに比べて下やという考えに甘んじなければならないかということです。

- 市長（池田忠雄君） 田中議員さんからいろいろな御指摘がございました。

先ほど来、担当部長から御答弁をいたしておりますとおり、もちろん、市の施設でございます。市の管理責任下でございます。しかし、部落の完全解放、同和施策の遂行とのかみ合わせの中で、やはり地域の運動団体、確かに1運動団体でございますが、伝統ある部落解放同盟和泉支部という団体と行政が話し合い、連携をとりながら地域の同和施策を推進していく、そういうことのために解放同盟和泉支部に許可を与えておるものでございます。契約も1年ずつ更新しております。そうした意味で、無償貸与ではございますが、同和行政推進という意味合いから、歯止めをかけながら許可を与えておる実態でございますので、いろいろ御指摘はあろうかと思いますが、ひとつよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

同和行政と一般行政、そのとおりでございます。しかし、特別措置法が地域改善措置法に変わりましたが、その法律の中で、いままでの部落解放の1つの過程の中で一定のそうした措置をとっていく、こういう点で御理解を相賜りたい、こういうふうに存じます。

- 5番（田中包治君） 市長はうまいこと口で言うけれど、実際問題としての話をしているんです。同和行政と一般行政は違うんかということからまず、論議せないかんが、同和行政は一般行政なんですよ。これははっきりしてる。法律でもそう書いてある。そして、地域改善の法律に変わったから、地域の人の意見を聞きながら、地域の平等性を配慮して実施せないかん。そこらはよくわかるんですよ、おたくの言わんとするところもね。よくわかるんだけど、現実にあられた問題がこうやから困ると言ってる。

わしは、同和行政は、源頼朝が平家の残党を追うような報復であってはならないと思う。わしも議会に出た答弁やったと思うが、「償いの逆は何だ」とこの前、謝ったが、償い行政やない。どうして底辺を上げ、どうして人権を尊重していくかです。それには、13万市民の中で操作して最低を上げなければなりません。特別扱いをすること自体おかしいとなる。そりゃ、運動団体やからどんどん言うたらええとなるが、しかし、そういうものではない。

私は、法的な問題で今日は論議しようとは思いません。予算委員会でやれば2カ月ぐらいかかるかもしれませんが、そこらをよく考えてもらいたいということです。現実の申し合わせでやったというけれども、駐車場を大衆団体の支部が皆使ってしまうと、わしらが行って置くところがない。市長が行っても置くところがないでしょう。公用車は運転手が付いてるからよろしいけ

どな。あそこに計画どおり家が建ってたらどうなってるか。代替に買われて家を建てられたら、あの土地は使い物になりまっか。いつまでも言いませんが、3月議会では予算委員やから十分に言わせてもらいます。

後の1つは、基本的な本質ですから、考慮できれば何とかしてもらいたいということで、終わります。

(副議長退席、議長着席)

- 議長(池辺秀夫君) 以上をもちまして、通告されておりました一般質問は全部終了いたしました。議員各位の御協力、まことにありがとうございました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、議案審議を明日に繰り上げて行いたいと思いますので、定刻御参集のほどをよろしくお願い申し上げます。長時間、どうもありがとうございました。

(3時5分散会)

第 2 日



昭和58年12月21日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	若 浜 記久男 君	15番	穴 瀬 克 己 君
2番	竹 内 修 一 君	16番	赤 阪 和 見 君
3番	杉 本 永 君	17番	橋 本 佳 行 君
5番	田 中 包 治 君	18番	松 尾 孝 明 君
6番	三 井 正 光 君	19番	大 谷 昌 幸 君
7番	勝 部 津喜枝 君	20番	出 原 平 男 君
8番	原 重 樹 君	21番	池 辺 秀 夫 君
9番	直 村 静 二 君	22番	飯 坂 楠 次 君
10番	天 堀 博 君	23番	田 中 昭 一 君
11番	成 田 秀 益 君	25番	奥 村 圭 一 郎 君
12番	藤 原 正 通 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君

欠 席 議 員 (2名)

26番	仁 井 明 君	29番	藤 原 要 馬 君
-----	---------	-----	-----------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫
助 役	坂 口 禮 之 助	同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔
収 入 役	中 塚 白	同 和 対 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱	向 井 洋
参 与 兼 市 長 公 務 取 扱	西 川 喜 久	市 民 部 長	富 田 宏 之
市 長 公 室 理 事 兼 企 画 室 長 取 扱	平 野 誠 藏	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也
市 長 公 室 次 長	神 藤 恒 治	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
人 事 課 長	白 樫 通 有	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
秘 書 広 報 課 長	井 阪 和 充	産 業 衛 生 部 次 長	青 木 孝 之
財 務 部 長	麻 生 和 義	産 業 衛 生 部 次 長 兼 衛 生 課 長 事 務 取 扱	堀 宏 行
財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長 事 務 取 扱	大 塚 孝 之	建 設 部 長	逢 田 一 郎

建設部理事	福田隆行	消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広
建設部次長	中上好美	用地担当理事 ・土地開発公社事務局長	内田繁
都市整備部長	浅井隆介	用地担当参事・ 土地開発公社事務局長	中辻寿夫
都市整備部次長	萩本啓介	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	角谷泰夫	教 育 長	葛城宗一
改良事業部次長	前田守正	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部次長	笠木恒忠	管理部次長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	指導部長	藤原勝次
病 院 長	竹林 淳	指導部次長	竹田明郎
病院事務局長	藤原光夫	指導部次長	明坂貞士
病院事務局次長	吉田日出男	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	農端小一
水道部次長兼 総務課長事務取扱	岩井益一	監 査 委 員	久光喜多男
会計課長	赤田 信	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防長兼消防署長 事務取扱	麻生吉堯	農業委員会会長	坂上國治
消防本部次長兼 消防課長事務取扱	高宮武男	農業委員会事務局長	信田種行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	北野敦雄
主 幹	西井 正
議事係長	大中 保
議 事 係	佐土谷 茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月21日)

日程	種類及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和58年7月分)	P. 1
2	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和58年8月分)	P. 12
3	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱昭和58年7月分)	P. 23
4	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱昭和58年8月分)	P. 29
5	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (市民病院企業出納員扱昭和58年7月分)	P. 35
6	監査報告 第40号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱昭和58年8月分)	P. 40
7	監査報告 第41号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和58年9月分)	P. 45
8	監査報告 第42号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱昭和58年9月分)	P. 56
9	監査報告 第43号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱昭和58年9月分)	P. 62
10	認定 第1号	昭和57年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
11	認定 第2号	昭和57年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
12	認定 第3号	昭和57年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
13	議会議案 第13号	決算審査特別委員会の設置について	別紙
14	議会議案 第14号	決算審査特別委員の選任について	別紙
15	報告 第12号	専決処分の承認を求めることについて (昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第2号))	P. 2
16	議案 第47号	市道の路線の廃止及び認定について(全市道路線)	別冊
17	議案 第48号	高石市が本市の区域内に市道を認定することについて	P. 12
18	議案 第49号	二級河川の指定に関し意見を述べることについて	P. 14
19	議案 第50号	工事請負契約締結について(幸第二団地10棟建設工事)	P. 17
20	議案 第51号	工事請負契約締結について(旭第二団地5棟建設工事)	P. 20
21	議案 第52号	財産取得について(和泉市立光明台中学校校舎)	P. 23
22	議案 第53号	昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	P. 25
23	議案 第54号	昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	P. 71
24	議案 第55号	昭和58年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	P. 80
25	議案 第56号	昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 97
26	議案 第57号	核兵器廃絶・平和都市宣言について	P. 109
27	議会議案 第15号	常任委員会委員の選任について	別紙

日程	種類及び番号	件名	摘要
28	議会議案 第16号	議会運営委員会委員の選任について	別紙
29	議会議案 第17号	特別委員会委員の選任について	別紙
30	議会議案 第18号	和泉市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例制定について	別紙
31	決議 第4号	「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の早期批准に関する要望決議	別紙
32	意見 第3号	食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の向上を求める意見書	別紙
33	請願 第2号	市民の食生活の安全を確保するために食品添加物の摂取総量を減らし、消費者本位の食品衛生行政を求める請願	別紙

昭和58年和泉市議会第4回定例会議事日程（追加）

（12月21日）

日程	種類及び番号	件名	摘要
1	議案 第58号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
2	議案 第59号	監査委員の選任について	

（午前11時開議）

- 議長（池辺秀夫君） 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しい中連日御出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。藤原要馬議員さん、仁井議員さんから欠席の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われ
ます。現在、22名でございます。

- 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおり、出席議員22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長（池辺秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

○

- 議長（池辺秀夫君） それでは、日程審議に入ります。日程第1より第9までは、いずれも例
月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第35号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年11月17日

監査委員 久光 喜多男
同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年11月17日
- 2 検査の対象 昭和58年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第36号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年11月17日

監査委員 久光 喜多男
同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年11月17日
- 2 検査の対象 昭和58年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したと

ころ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第37号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年11月17日

監査委員 久光 喜多男
同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年11月17日
- 2 検査の対象 昭和58年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

むお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第38号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年11月17日

監査委員 久光 喜多男
同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年11月17日
- 2 検査の対象 昭和58年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第39号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年11月17日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年11月17日
- 2 検査の対象 昭和58年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第40号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年11月17日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年11月17日

2 検査の対象 昭和58年8月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第41号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年12月9日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

1 検査実施日 昭和58年12月9日

2 検査の対象 昭和58年9月分の出納状況

3 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第42号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年12月9日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年12月9日
- 2 検査の対象 昭和58年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第43号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年9月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年12月9日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和58年12月9日
- 2 検査の対象 昭和58年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正解であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第35号より第43号までの報告を終わります。

- 議長(池辺秀夫君) 日程第10「昭和57年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第11「昭和57年度和泉市病院事業会計決算認定について」は、去る9月、第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりますので、これを一括議題といたします。

本件につきましては、その審査も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算委員長

より報告をお願いいたします。

(決算審査特別委員長報告)

- 決算審査特別委員会副委員長(田中昭一君) 委員長が喪中のため欠席いたしておりますので、副委員長の私の方から御報告申し上げます。

去る9月に開会されました第8回定例会において、昭和57年度和泉市水道事業会計決算並びに和泉市病院事業会計決算認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る12月2日委員会を開き、市長、助役、収入役を初め、関係部課長の出席を求めて慎重審議を行いました。その経過並びに結果につきまして、以下、概要を取りまとめて御報告申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案時に説明されていることから、水道事業会計の収入、支出一括して、直ちに審議に入りました。

まず、水道普及率が98.8%となった現在、残っている未給水地区はどこか。また、有収率が91.6%となっているが、今後の率向上の見込み及び限界についての質問に対し、未給水区域は現在、槇尾山、仏並町の一部のみであり、有収率は、本市の場合府下では第4位、府下平均86.5%と上位にランクされているが、今後とも一層の有収率向上を期してまいりたい。限度は94%ぐらい、との説明がありました。

次に、加入金の額が多いか、新規開発による収入か、それとも旧市街地からの申し込みによるものかどうか。さらに、今後の加入金収入の見通しと相まって、経営の基本として今後、増加が期待されなければ、経営収益のみで経営が維持できるのか。今後の収支見通しと、加えて累積赤字の解消見込みについてはどうか、との質問に対し、加入金の収入額は、光明台団地、寺門団地等新規開発に伴う収入がほとんどであり、また、経営収支については、昭和58年度においても、9月末現在で加入金収入は約8,000万円収入確保しており、なお、本年度中において大体、昨年実績と同程度期待されるので、昭和58年度も引き続いて黒字基調が維持できる見通しである。昭和59年度以降については、きわめて流動的要因があり、予測困難であるが、仮に加入金収入が減少しても、人口増、需要増に伴う給水収益の伸びは、過去の先行投資が寄与し、いわゆる負荷率上昇による経営効率の向上で吸収でき、また、資本費、減価償却費の減少と相殺されるので、にわかに経営収支悪化につながるとは断じがたい、との説明がありました。

累積赤字の解消策については、後年度負担を軽減するため極力起債残高を減少させ、自己資金を充当することに意を注ぐとともに、単年度黒字化を目標に、現状の府営水道料金体系を前提にして、4~5年で解消していきたい、旨答弁がありました。

引き続き、水道管の老朽化に対する対応並びに40年の耐用年数と聞いているが、赤水等の出

る場合の対応はどうなっているか。また、工事の掘削跡が仮復旧の状態で放置されているが、需要者から本復旧費用を徴収していながら施行されていないところを見かけるがどうなっているのか、との質問に対し、まず、水道管の耐用年数は鑄鉄管で40年であるが、太町（聖ヶ丘）地区の旧南海住宅の場合40年以上経過しており、現実的には40年以上使用できる場合がある。今後、老朽化に対する対応には、毎年1億円程度の予算の範囲内で単独事業として年次的に更生工事を施行し、赤水等の対策を講じてまいりたい。

また、本復旧工事については、府道については、原因者負担で水道部で行っている。市道については、建設部と水道部の間で協定書を交し、本管工事跡復旧については、建設部へ委託復旧を行い、給水工事跡は、水道部で復旧を行っている、旨の回答がありました。

次に、黒鳥町の私有地所有者から、納税問題と絡んで、私有地道路下に埋設している水道管を撤去してほしいとの話があったと思うが、担当部としてどのように対処するのか、との質問に対し、一般的には、私道及び私有地を通過して新規に給水の申込みがあった場合、必ず土地所有者の承諾書がなければ、申し込みは受け付けしないが、すでに私有地に埋設されている管については、過去の経過を十分調査して対処していきたい、旨の答弁があり、これに対して、市政全般の立場から関連部局間で協議して、結論を出されたい、旨要望がありました。

そのほか、井戸水使用の実態と使用者に対する水質検査の問題、減価償却費用と実態価格、産業廃棄物処理業者からの負担金収入と経過などについて質問があり、それぞれ答弁がありました。その他数点の要望、意見があり審議を終わりました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

引き続き、病院事業会計の収入・支出一括して審議に入り、まず、財政問題として、病院会計の赤字の実態に関連して、市からの補助金は、赤字の額などに応じて率などの取り決めがあるのかどうか、との質問に対し、病院事業に対する一般会計からの助成措置は、基本的な事項は双方で定めており、3年前よりこの線に沿って繰り入れをしている。57年度では、総額3億3,997万円を市から繰り出しをしている。その内訳は、企業債の元利償還金の8分の2のほか、病院敷地の借地料、高度医療に要する経費、医師研究研修費、看護婦養成費等である。

なお、これの財源については、一部、大阪府の補助金として、病床一床当たり1.5万円と増床した207床については一床当たり8万円など、総額6,747万1,000円が市を通じて交付されているので、差し引き市の一般財源だけで2億7,249万9,000円を助成している。

なお、企業債元利償還金の残り8分の1相当分などについては、長期貸付金として、無利息で貸し付けをしている。これの償還財源については、いずれ今後の一般会計の財政状況と見合わせ

ながら、徐々に助成措置を講ずるようにしたい、との答弁がありました。

次に、患者が、ふえている現状の中で、市民でありながら入院できないベッド待ちの患者が多くなっているが、他市からの入院患者の状況と対応、また、今後の増床の考えについてはどうか、との質問に対し、入院患者の市内、市外の割合は、泉大津市を除いた市外では昭和55年度35.2%、56年度37.5%、57年度31.7%となっている。また、入院について、他市ということだけで後回しにするということについては、公的病院として、また、医師としての立場があり、卒直なところ、市内、市外を区別することはむずかしい実情にあり、その辺は御理解賜りたい。

なお、今後の増床対策については、現在327床の中で、年間を通じて空床状態が全くないという状況であり、今後は、市民医療として、市全体の医療という中で、関係機関とも十分協議しながら充実に向けて考えていきたい、旨の答弁がありました。

そのほか、老人医療の問題として、70歳以上の老人が入院し、手術のため医師の指示によって個室に入る場合があるが、患者本人の家庭の事情もあり、家族とも十分話をしてやってもらいたい。また、医療機器などのリース業者のほか、出入業者に対する入札関係の問題などについて質問があり、それぞれ答弁がありました。

また、入院の場合の看護の問題として一応、完全看護ということになっている。ところが、その実態は家族から見た感情としては、24時間完全に付く必要があるにもかかわらず、十分な看護をしてもらえない状態である。しかし、そこまでできないということであれば、家族の付き添いを認めてもらえる体制を講じるよう検討してほしい、旨の要望があり、病院事業会計決算の審議を終わりました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま田中昭一副委員長より詳細な報告がありました。本報告に対する質疑、討論はありませんか。

○ 8番（原 重樹君） 一言、意見を申し上げておきます。

立場的には、57年度の水道並びに病院事業会計決算については賛成したいと考えておりますけれども、特に水道事業会計につきましては、私たち共産党議員団としては、予算では賛成をしていないわけではありますが、この間、見てみますと、職員等の努力もあり、あるいはまた、財政的にもそう大きな問題もないということで、こうした点を考慮したいと考えております。ただし、私たちがかねがね言っております高い加入金あるいは福祉料金等の導入につきましても、

努力していただくこともあわせて意見として申し上げまして、賛成をしたいということでお願いいたします。

以上です。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本決算を認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第1号及び第2号はそれぞれ認定されました。決算委員の皆さんには大変御苦労さんでございました。厚く御礼申し上げます。

-
-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第12「昭和57年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第 3 号

昭和57年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、昭和57年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

昭和58年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和57年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算	現額	調整	定額	収入	済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市	税	7625161000	8327604720		7928296048	40,124,208	859,184,464	802,135,948		
	1. 市民税	3644072000	4,003,958,61		3,850,563,29	1,988,591	1,390,503,41	206,484,329		
	2. 固定資産税	2481182000	2,680,201,96		2,498,569,059	1,761,2485	1,687,986,52	67,597,059		
	3. 軽自動車税	50757000	64,137,140		58,990,70	2,920,80	4,916,940	8,282,070		
	4. 市煙草消費税	420000000	4,273,821,80		4,273,821,80	0	0	7,982,180		
	5. 電気税	330240000	337,642,754		337,642,754	0	0	740,2754		
	6. ガス税	90000000	1,266,4165		1,266,4165	0	0	3,664,165		
	7. 特別土地保有税	154981000	1,701,481,74		1,684,177,44	5,776,650	948,770	848,6744		
2. 地方譲与税	8. 都市計画税	586029000	6,322,685,00		5,790,747,97	2,664,042	5,095,906,61	695,4208		
	1. 自動車重量税	156645000	1,583,500,00		1,583,500,00	0	0	220,5000		
3. 自動車取得税交付金	2. 地方道路譲与税	65000000	916,320,00		916,320,00	0	0	1,390,00		
	1. 自動車取得税	176451000	672,180,00		672,180,00	0	0	2,218,000		
4. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1. 自動車取得税交付金	176451000	1,804,530,00		1,804,530,00	0	0	4,002,000		
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	202918000	2,029,130,00		2,029,130,00	0	0	4,002,000		
5. 地方交付税	1. 地方交付税	202913000	2,029,130,00		2,029,130,00	0	0	0		
	1. 地方交付税	4724000000	4,781,252,000		4,781,252,000	0	0	5,725,2000		
6. 交通安全対策特別交付金	1. 交通安全対策特別交付金	4724000000	4,781,252,000		4,781,252,000	0	0	6,725,2000		
	1. 交通安全対策特別交付金	17050000	1,705,000,00		1,705,000,00	0	0	0		
7. 分担金及負担金	1. 分担金	450081290	486,489,987		486,489,987	0	0	3,640,6647		
	2. 負担金	27,697,000	22,644,850		22,644,850	0	0	505,2350		
		422,884,290	463,845,287		463,845,287	0	0	414,609,97		

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	測定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
8. 使用料及手数料		295,132,000	80,207,0607	800,528,507		15,471,100	5,391,507
	1. 使用料	251,063,000	251,773,982	253,226,882		15,471,100	21,683,2
9. 国庫支出金	2. 手数料	44,069,000	47,296,825	47,296,625		0	8,27,625
		6,128,601,000	5,801,944,869	5,809,994,869		49,201,000	△ 81,869,181
	1. 国庫負担金	2,426,712,000	2,271,045,757	2,271,045,757		0	△ 1,566,662,48
10. 府支出金	2. 国庫補助金	3,654,285,000	3,485,988,601	29,933,78,601		49,201,000	△ 660,911,399
	3. 国庫委託金	4,268,400	4,551,551	4,551,551		0	288,151
		1,885,801,000	1,812,336,841	1,807,768,41		45,704,00	△ 78,044,559
1. 府負担金		1,637,670,00	1,571,885,12	1,571,885,12		0	662,848,8
	2. 府補助金	1,587,852,000	1,506,745,507	1,502,175,107		45,704,00	△ 85,676,898
	3. 府委託金	1,92,066,000	1,45,622,287	1,45,622,287		0	1,857,287
	4. 府交付金	211,600	22,9585	22,9585		0	718,585
11. 財産収入		1,155,781,000	1,030,048,181	1,030,048,181		0	△ 1,256,682,69
	1. 財産運用収入	116,325,000	116,915,004	116,915,004		0	590,004
2. 財産売却収入		1,039,456,000	918,133,127	918,133,127		0	△ 1,262,728,78
	1. 寄附金	384,470,000	385,000,024	385,000,024		0	583,024
12. 寄附金		834,470,000	335,000,024	335,000,024		0	583,024
	1. 基金繰入金	803,351,000	769,184,468	769,184,468		0	△ 841,665,92
13. 繰入金		803,351,000	769,184,468	769,184,468		0	△ 841,665,92
	1. 基金繰入金	3,168,370,000	2,751,012,283	2,751,012,283		35,600,000	△ 458,124,717
	1. 延滞金及加算金	650,000	14,758,995	14,758,995		0	825,995
14. 繰収入	2. 市預金利子	347,700,000	86,554,550	86,554,550		0	1,784,550
	3. 貸付金元利収入	713,130,000	768,476,021	768,476,021		0	508,460,21

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	4. 受託事業収入	21014000	13733221	13733221		0	△ 7280779
	5. 雑入	2392923000	1922489496	1886689496		85300000	△ 505233504
15. 市債		4605665000	4473054400	4207254400		265300000	△ 398410600
16. 繰越金	債	4605665000	4473054400	4207254400		265300000	△ 398410600
	金	36306710	36306710	36306710		0	0
	1. 繰越金	36306710	36306710	36306710		0	0
歳入	合計	31761726000	31465578990	30266537818	40124208	1156911964	△ 1495188182

(単位円)

款	出	項	算	現	額	支	出	濟	額	現	年	度	結	越	額	不	用	額	予	算	現	額	と	比	出	額			
1. 總	會	費		246538000		244,166,729											2371271		2371271							2371271			
			1. 總	會	費	246538000		244,166,729											2371271		2371271						2371271		
2. 總	務	費		2376898000		2360,859,974											16086026		16086026							16086026			
			1. 總	務	管	理	費	1369480000		1362,331,876								7048124		7048124							7048124		
			2. 徴	稅		455388000		454,830,333										1357667		1357667							1357667		
			3. 戶	籍	住	民	基	本	台	帳	費	177950000		177,625,567					324433		324433							324433	
			4. 測	定	費	87895000		86,777,735											1117265		1117265							1117265	
			5. 統	計	調	査	費	16224000		14,664,267										1,959,733		1,959,733							1,959,733
			6. 監	査	委	員	費	19343000		19,296,751										46349		46349							46349
3. 民	生	費		299666000		295,483,415											4182555		4182555							4182555			
			7. 同	和	對	策	費	16224000		14,664,267																		1,959,733	
			8. 監	査	委	員	費	19343000		19,296,751																		46349	
			9. 同	和	對	策	費	299666000		295,483,415										4182555		4182555						4182555	
			1. 社	會	福	祉	費	720701000		688,788,063										312320368		312320368						312320368	
			2. 尼	章	福	祉	費	2180598000		2,171,131,362										155,603,923		155,603,923						155,603,923	
			3. 生	活	保	護	費	1982386000		1,894,539,025										9416538		9416538						9416538	
4. 衛	生	費		10958000		10,955,168											2832		2832							2832			
			4. 災	害	救	助	費	2497464000		2,488,091,406																	9372595		
			1. 予	防	衛	生	費	1192362000		1,185,339,808																	7022192		
			2. 環	境	衛	生	費	1208224000		1,205,334,010										2339990		2339990						2339990	
5. 勞	働	費		58488000		58,427,587											10413		10413							10413			
			3. 基	地	管	理	費	38440000		38,440,000								0		0						0			
			4. 上	水	道	費																							
			1. 失	業	對	策	費	71981000		6,426,1405									7719595		7719595						7719595		
				71981000		6,426,1405											7719595		7719595						7719595				

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比率
6. 農林水産業費		217,525,000	207,961,981		9,563,019	95.63019
	1. 農業	199,769,000	198,840,414		5,922,586	99.22586
7. 商工費		177,620,000	141,215,67		36,404,33	84.0433
	1. 商工	189,144,000	187,158,581		1,985,419	98.5469
8. 土木費		547,488,000	450,870,467	80,268,000	1,985,533	97.1186538
	1. 土木管理費	240,785,000	229,810,928		10,974,072	109.74072
	2. 道路橋梁架設費	482,802,000	448,144,779		34,657,221	94.57221
	3. 河川水路費	288,456,000	142,468,267	447,500,000	46,287,738	90.87738
	4. 都市計画費	81,792,500	74,151,075		7,641,425	76.415246
9. 消防費		359,992,000	294,176,578	75,786,000	27,4261	76.8154261
	1. 消防	693,786,000	682,189,381		54,669	54.669
10. 教育費		683,786,000	682,189,381		54,669	54.669
		768,611,400	745,660,416		17,950,982	179.50982
	1. 教育施設費	285,298,000	271,704,853		13,593,147	135.93147
	2. 小学校費	147,050,600	142,139,751		4,910,848	49.10848
	3. 中学校費	85,481,850,000	84,791,215,81		69,069,469	69.069469
	4. 幼稚園費	7,959,060,000	7,888,739,55		70,280,45	70.28045
11. 公債費		14,792,420,000	14,336,647,6		89,875,224	89.875224
	6. 保健体育費	5,697,700	5,618,634		84,069	84.069
1. 公債		308,296,100	307,876,921		81,917,86	81.91786
		308,296,100	307,876,921		81,917,86	81.91786

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
12. 諸支出金		1296411000	1296409497		1503	1503
	1. 開発公社貸付金	90000000	90000000		0	0
	2. 災害援護資金貸付金	3600000	3600000		0	0
	8. 諸支出金	225358000	225358000		0	0
	4. 基金	977453000	977451497		1503	1503
13. 予備費		12087000	0		12087000	12087000
	1. 予備費	12087000	0		12087000	12087000
14. 前年度繰上充用金		480000000	477643417		2356583	2356583
	1. 前年度繰上充用金	480000000	477643417		2356583	2356583
15. 災害復旧費		845279000	825877009	8126000	11275991	19401991
	1. 民生施設災害復旧費	1500000	690000		810000	810000
	2. 農林施設災害復旧費	114957000	101892461	8126000	4988589	18064589
	8. 土木施設災害復旧費	196786000	193079550		3658450	3658450
	4. 教育施設災害復旧費	82084000	80214998		1869002	1869002
繰出	合計	81761726000	80213573760	810766000	737996240	1548152240

歳入歳出差引差額

52,964,058 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和57年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は繰

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 国民健康保険料		1,566,699,300	1,659,942,681	1,543,206,560	206,5002	114,671,119	△ 23,486,440
2. 一部負担金		10,000	0	0		0	△ 10,000
3. 使用料及手数料	1. 一部負担金	10,000	0	0		0	△ 10,000
	1. 手数料	500,000	61,540	61,540		0	115,340
4. 国庫支出金		500,000	61,540	61,540		0	115,340
	1. 国庫支出金	2,854,178,000	2,794,707,724	2,794,707,724		0	△ 59,465,276
	2. 国庫補助金	2,369,885,000	2,310,870,724	2,310,870,724		0	△ 58,942,276
5. 府支出金		484,888,000	488,870,000	488,870,000		0	△ 501,000
	1. 府補助金	788,420,000	940,552,96	940,552,96		0	202,138,96
	2. 府補助金	788,420,000	94,055,896	94,055,896		0	202,138,96
6. 繰入金		700,000,000	700,000,000	700,000,000		0	0
	1. 一般会計繰入金	700,000,000	700,000,000	700,000,000		0	0
7. 歳収		4,600,200	10,727,101	10,727,101		0	△ 3,727,489
	1. 延滞金及過料	36,500	49,788	49,788		0	△ 81,526
	2. 預金利子	10,027,000	54,451,54	54,451,54		0	△ 45,818,46
	8. 雑入	376,100,000	5,282,209	5,282,209		0	△ 82,877,791
8. 繰越金		90,222,000	90,222,189	90,222,189		0	189
	1. 繰越金	90,222,000	90,222,189	90,222,189		0	189
歳入合計		4,708,442,000	4,720,270,981	4,608,884,810	206,5002	114,671,119	△ 99,907,190

(単位円)

歳出

款	項	予算	現額	支出	超過額	不用額	予算現額と支出 所計との比較
1. 総務費		147,000.00	140,356.67	140,356.67		6,871.33	6,871.33
1. 総務管理費		410,000.00	89,974.36	89,974.36		1,043.64	1,043.64
2. 徴収費		104,486.00	99,104.17	99,104.17		5,381.83	5,381.83
3. 運営協議会費		1,139.00	693.13	693.13		445.87	445.87
4. 講習費		364.00	364.00	364.00		0	0
2. 保険給付費		4,457,047.00	4,374,140.74	4,374,140.74		82,906.26	82,906.26
1. 療養諸費		4,425,247.00	4,345,460.74	4,345,460.74		79,786.26	79,786.26
2. 助産費		25,800.00	23,100.00	23,100.00		2,700.00	2,700.00
3. 葬祭費		6,000.00	55,800.00	55,800.00		42,000.00	42,000.00
3. 保健施設費		1,500.00	1,430.20	1,430.20		69.80	69.80
1. 保健施設費		1,500.00	1,430.20	1,430.20		69.80	69.80
4. 公債費		3,921,000.00	3,920,608.00	3,920,608.00		392.00	392.00
1. 一般公債費		3,921,000.00	3,920,608.00	3,920,608.00		392.00	392.00
5. 諸支出金		3,501,000.00	2,863,066.00	2,863,066.00		1,137,934.00	1,137,934.00
1. 償還金及還付加算金		3,501,000.00	2,863,066.00	2,863,066.00		1,137,934.00	1,137,934.00
6. 予備費		4,000.00	0	0		4,000.00	4,000.00
1. 予備費		4,000.00	0	0		4,000.00	4,000.00
7. 老人保健拠出金		904,620.00	883,607.10	883,607.10		16,259.29	16,259.29
1. 老人保健拠出金		904,620.00	883,607.10	883,607.10		16,259.29	16,259.29
歳出	合計	47,034,420.00	46,108,261.72	46,108,261.72		926,158.28	926,158.28

歳入歳出差引繰入不足額 7,291,362 円
 翌年度に繰越すべき財源 0 円
 とのため翌年度歳入繰上費用 7,291,362 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和57年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1. 繰 入 金		50815,000	49785244	49785244		0	△ 579756
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	50815,000	49785244	49785244		0	△ 579756
2. 市 債		165300,000	165300,000	165300,000		0	0
	1. 市 債	165300,000	165300,000	165300,000		0	0
3. 繰 越 金		377,000	377,588	377,588		0	538
	1. 繰 越 金	377,000	377,588	377,588		0	538
歳 入 合 計		215992,000	215412777	215412777		0	△ 579228

(単位円) △印は減

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1. 公共用地先行取得事業費		166500,000	166128998		371,007	371,007
	1. 公共用地先行取得事業費	166500,000	166128998		371,007	371,007
1. 公 債 費		49492,000	49162451		329,549	329,549
	1. 公 債 費	49492,000	49162451		329,549	329,549
歳 出 合 計		215992,000	215291444		700,556	700,556

歳入歳出差引残額 121,838 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和57年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及負担金		85275000	85275209	85275209		0	809
	1. 負担金	85275000	85275209	85275209		0	809
2. 使用料及手数料		25962000	25941591	25941591		0	△ 20309
	1. 使用料	25962000	25941591	25941591		0	△ 20309
3. 国庫支出金		51000000	51000000	51000000		0	0
	1. 国庫補助金	51000000	51000000	51000000		0	0
4. 府支出金		5275000	4780000	4780000		0	△ 595000
	1. 府補助金	5275000	4780000	4780000		0	△ 595000
5. 雑収入		819045000	309998406	309998406		0	△ 9,051,594
	1. 一般会計雑収入	819045000	309998406	309998406		0	△ 9,051,594
6. 市債		222700000	222700000	222700000		0	0
	1. 市債	222700000	222700000	222700000		0	0
歳入	合計	659457000	649790406	649790406		0	△ 9,666,594

歳 出

(単位円)

款	項	予 算 現 額	支 出 所 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 所 額 と の 差 額
1. 下 水 道 事 業 費		557,180,000	554,299,118		2,880,882	2,880,882
	1. 下 水 道 総 務 費	449,180,000	449,175,125		4,875	4,875
2. 公 債	2. 下 水 道 整 備 費	108,000,000	105,123,993		2,876,007	2,876,007
		101,856,000	95,491,288		6,364,712	6,364,712
3. 予 備 費	1. 公 債	101,856,000	95,491,288		6,364,712	6,364,712
		421,000	0		421,000	421,000
歳 出	1. 予 備 費	421,000	0		421,000	421,000
	合 計	659,457,000	649,790,406		9,666,594	9,666,594

歳入歳出差引残額 0 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池 田 忠 雄

昭和57年度 大阪府和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳入	項	予算現額	調定額	収入額	入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 諸収入		383,000,000	318,543,272	318,543,272	318,543,272		0	△ 64,456,728
1. 受託事業収入		383,000,000	318,543,272	318,543,272	318,543,272		0	△ 64,456,728
歳入合計		383,000,000	318,543,272	318,543,272	318,543,272		0	△ 64,456,728

歳出	項	予算現額	支出現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		363,000,000	318,543,272	318,543,272		44,456,728	44,456,728
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		363,000,000	318,543,272	318,543,272		44,456,728	44,456,728
2. 予備費		20,000,000	0	0		20,000,000	20,000,000
2. 予備費		20,000,000	0	0		20,000,000	20,000,000
歳出合計		383,000,000	318,543,272	318,543,272		64,456,728	64,456,728

歳入歳出差引残額 0 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和57年度 大阪府和泉市老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠相額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 支払基金交付金		227,026,000	194,421,000	194,421,000		0	△ 32,605,000
	1. 支払基金交付金	227,026,000	194,421,000	194,421,000		0	△ 32,605,000
2. 国庫支出金		65,199,000	55,087,000	55,087,000		0	△ 10,112,000
	1. 国庫負担金	65,199,000	55,087,000	55,087,000		0	△ 10,112,000
3. 府支出金		161,810,000	151,700,000	151,700,000		0	△ 101,100,000
	1. 府負担金	161,810,000	151,700,000	151,700,000		0	△ 101,100,000
4. 繰入金		177,440,000	132,851,000	132,851,000		0	△ 43,993,000
	1. 一般会計繰入金	177,440,000	132,851,000	132,851,000		0	△ 43,993,000
歳入	合計	326,150,000	278,029,000	278,029,000		0	△ 48,121,000

(単位円) △印は減

歳出

款	項	予算現額	支出済額	不	用	予算現額と支出済額との比較
1. 総務費		2,033,000	1,505,558		527,342	527,342
	1. 総務管理費	2,033,000	1,505,558		527,342	527,342
2. 医療費		824,117,000	248,252,844		758,641,56	758,641,56
	1. 医療諸費	824,117,000	248,252,844		758,641,56	758,641,56
歳出	合計	326,150,000	248,758,502		76,391,498	76,391,498

歳入歳出差引残額

2,827,049.8 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程いただきました認定第3号、昭和57年度和泉市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするに当たりまして、内容の御説明を申し上げます。

まず初めに、一般会計におきましては、昭和49年度以来、8年ぶりに累積赤字が解消されましたことを御報告申し上げます。これひとえに議員各位の格段の御協力のたまものと、まずもって厚く御礼申し上げる次第であります。累積赤字が解消されたとはいうものの、国税3税の落ち込み等による地方交付税の減額、また、行政改革等地方財政を取り巻く環境は非常に厳しく、先行きに不安をのぞかせている状況であります。今後とも財政構造の改善、また、健全均衡財政を堅持するため、鋭意努力する所存でございますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計、老人保健事業特別会計の6会計であります。決算書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしましたところ、別紙のとおり、審査意見をちょうだいいたしました。

昭和57年度におきましては、先ほども申し上げましたとおり、地方財政、国家財政とも大福な財源不足による厳しい状況でございました。本市におきましては、限られた財源の中で効率的な財政運営を行うべく、収支改善に向け努力を重ねてまいったところであります。幸い、歳入面で市税、地方交付税の増額を図り、歳出面におきましては、予算全般にわたり抑制基調を保ちつつ、財政運営の安定化を期したものであります。これらの結果、普通会計につきましては、実質収支におきまして4,000余万円の黒字決算と相なった次第であります。

それでは、次に各会計毎の決算概要を申し上げたいと思います。まず、一般会計につきましては、歳入総額302億6,600余万円、歳出総額302億1,300余万円でございまして、歳入歳出差し引き5,200余万円の形式黒字と相なります。すでに御承認をいただきました昭和58年度への事業費繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源1,200余万円を差し引きいたしますと、実質黒字額4,000余万円と相なる次第であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額46億300余万円、歳出総額46億1,000余万円でございまして、歳入歳出差し引き700余万円の赤字と相なる次第であります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入総額2億1,500余万円、歳出総額2億1,500余万円、歳入歳出差し引き12万円余の黒字と相なる次第であります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては6億4,900余万円、和泉中央丘陵整備事業特

別会計3億1,800余万円で、歳入歳出ともに同額と相なる次第であります。

最後に、老人健康事業特別会計でございますが、歳入総額2億7,800余万円、歳出総額2億4,900余万円、歳入歳出差し引き2,800余万円の残額を生じておりますが、これは58年度に支払基金等に精算還付するものでございます。

以上が、今回認定をお願いいたします各会計の決算状況であります。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について、総括質問を行います。原議員。

○ 8番（原 重樹君） いずれ決算委員会で慎重審議されることと思いますので、総括的に御質問させていただきます。昨日の一般質問でも、この意味でかなり数字を含めて質問されておりますので、それに重複しないようにして、2、3点、質問させていただきたいと思っております。

昨日の一般質問の中でも出てましたし、いまの提案理由の説明等でも出てましたが、赤字解消ということで10年間やってきた中で、57年度決算で赤字解消ができたということですが、トップに挙げられているのが税収の伸びということです。このことについて、ちょっと詳しくお教えを願いたい。

まず、地方税が56年度と比較してどうなのか。同様に市民税、特にその中の個人の税についてはどういう伸びをしているのか。先ほどの説明でも、53年度の14億2,000万ほどの累積赤字が解消できたということでもありますので、53年度以後のその伸びについて、資料があれば出していただきたいと思っております。

そして、2点目として、自主財源と依存財源の割合等はどうなっているのか。

それから、3点目には、老人保健事業特別会計は今回が初めてであります。ただし、これはたしか1カ月、2月だけの内容だと思いますが、2,800万円ほどの残が生じておるということですが、特に歳出の医療給付費のところ、予算額と比べて7,500万円ほどの不用額が生じているということですので、その辺の理由についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁

○ 財務部長（麻生和義君） 一般会計について、御説明を申し上げます。

御指摘のように、昨日もお答えいたしましたように、税収の伸びがほぼ順調でありまして、56年度と比較いたしまして、57年度に増収となりましたものが約8億であります。前年度と比較して11.8%の伸びということでございます。この中で特に市民税についてお尋ねですが、市民税の中の個人分、特に給与所得者の税収が順調であったというふうに考えております。これが普通徴収分も含めて約12%の伸びでございますが、その大半が給与所得者の伸びというふうに考

えております。

それから、自主財源と依存財源の関係でございますが、財政構造の脆弱な面がここにあらわれておるということで、自主財源が44.5%、依存財源が55%以上で、半分以上が国等に依存しなければならない財源であるという財源構成になっておるわけでございます。

以上です。

- 8番(原 重樹君) 53年度からの分は。
- 財務部長(麻生和義君) ちょっと資料が手元にございませんので……。
- 8番(原 重樹君) それでは結構です。
- 議長(池辺秀夫君) 次。
- 市民部次長(中川鉄也君) それでは、老人保健事業特別会計についての御質問でございますが、これについては、2月1カ月分だけの予算でございます。先ほども市長の方から説明がありましたように、それらについては、支払基金交付金、国庫支出金等によって初めて1カ月分の予算を立てたところ、対象者並びに受診件数でそれぞれ当初の見込みより減であった。特に受診率は92.5%と当初よりも数%強の低下で、2,827万余の残額が生じた状況でございます。
- 8番(原 重樹君) あと1点だけにしておきたいと思いますが、1つは、先ほどの税収の伸びの話ですが、特に57決算で赤字が解消されたという意味で、53年度からの分をちょっと聞いたが、資料がないということですので、こちらで調べました中では、もし間違っておれば指摘していただきたいが、たしか53年度14億1,800余万円の累積赤字が、57年度で4,000万円ほどの黒字になったということですが、その間、確かに市税収入が相当伸びている。減税がなかったという理由がありますが、たとえば53年度と54年度を比べても全体で7億2,000万円、あるいは53年度をベースにして55年度と比べると16億円伸びています。その総合計が72億円となる。多少計算違いや端数があるが、53年度と比べてそれだけ伸ばしてきたということです。確かに職員の給料も物価も上がってますから、単純比較はできないのはもちろんです。ただ、各衛星都市がそうでありますように、和泉市も実際は減税がされていない。これは市の理事者の責任ではないんですが、そういうものに助けられて赤字解消ができたというのが、その1つの大きな理由になってるんだということを指摘しておきたいと思うんです。

特にこの中で人口問題について、和泉市は人口がふえているんだということですが、一言、言うておきますと、53年12月の資料ですが12万1,800、57年では12万9,163、6%しかふえてない。ところが、市税収入では53年4.8億、57年が7.9億、163%、6割近くふえています。人口の伸びに比べものにならないぐらい税収が伸びています。それだけ市民に負担をかけてることになりますので、特にこの点を指摘しておきたい。

同時に昨日の一般質問でも出ましたように、あるいはまた、いままでにも主張してきたように、開発公社の件費問題、あるいは中央丘陵の都市整備部の件費問題、あるいは開発負担金問題が表向きの赤字解消、その裏に膨大な起債あるいは公共料金値上げの問題があるんだということをおわせて指摘をしておきたいと思うわけです。

それとあと1点、先ほどの老人保健の話でちょっと出ましたが、数字だけ確かめておきたいが、受診率で下がったということですが、対象者数では実質的にどうなってるんか、ちょっとそれだけ聞かせてもらって終わっておきたいと思います。

○ 市民部次長(中川鉄也君) この予算編成の当初、対象者数を6,140人と見込んでおったんですが、人口の伸びが少なかったことと、それから、社会保険で本人が70歳以上だと、この時点、2月の老人保健法の全面適用ということで、それらの人の切り換えをいたすことになっておったのですが、若干、それらの者の手続が遅れたというのと、それから、それ以前、いわゆる老人保健は所得制限がありました。ここで所得制限がなくなりました。所得制限の対象者の方で手続が遅れた等のために少なくなったということです。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は、内容からして十分審議をお願いしたいと思いますので、次の日程で特別委員会を設置願ひ付託の上、閉会中の御審議をお願いいたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第13「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第13号

決算審査特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和58年12月21日提出

和泉市議会議員

藤原 要馬 並河 道雄
橋本 佳行 大谷 昌幸
田中 包治 田中 昭一
直村 静二 仁井 明
天堀 博 柳瀬 美樹

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和57年度和泉市歳入歳出決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査を行うことができることとし、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 17番（橋本佳行君） ただいま上程されました議会議案第13号につきまして、はなはだ僭越ですが、提出者を代表いたしまして御説明を申し上げます。

本議案は、昭和57年度和泉市一般会計及び特別会計を認定するに当たり、慎重に審議を要するものと考え、本特別委員会を設置するものであります。何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第13号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第14「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第14号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により次のとおり選任する。

昭和58年12月21日提出

和泉市議会議長

池 辺 秀 夫

記

決算審査特別委員会委員(13名)

- 議長(池辺秀夫君) 本決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、私より選任させていただきますと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長をして朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 順不同、敬称を略させていただきます。

決算審査特別委員会委員、藤原要馬、並河道雄、柳瀬美樹、勝部津喜枝、直村静二、穴瀬克己、若浜記久男、竹内修一、成田秀益、仁井明、田中昭一、奥村圭一郎、杉本永、以上13名。

- 議長(池辺秀夫君) ただいま局長朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦勞でございますが、よろしく御審査のほどをお願い申し上げます。

-
- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第15「専決処分の承認を求めることについて」〔昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第2号)〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和58年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました報告第12号専決第5号「昭和58年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。
本件につきましては、去る11月28日衆議院解散に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判官国民審査の費用でございまして、11月28日付で専決処分させていただいたものでございます。
内容につきましては、予算書の第1条にございますように、総選挙費用等2,169万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を270億4,699万3,000円とするものでございます。
歳入につきましては、全額府委託金を充当いたしているものでございます。
以上が今回、専決処分させていただきました昭和58年度和泉市一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。何とぞ事情御賢察の上、よろしく原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を報告でおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、報告第12号を承認することに決しました。
- 議長（池辺秀夫君） ここでお昼のため暫時休憩いたします。
（午前11時50分休憩）

○

(午後1時10分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き審議を行います。

日程第16「市道の路線の廃止及び認定について」(全市道路線)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第47号

市道の路線の廃止及び認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

昭和58年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(逢野一郎君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第47号「市道の路線の廃止及び認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は昭和56年度、議会の御承認を得て進めてまいりました本市の道路台帳整備事業がようやく完了の運びとなりましたので、道路法の規定により、現在の台帳に登録されている市道の路線のすべてを廃止し、改めて整備された台帳に基づき新しく市道の路線を認定することについて市議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、第1に、本市の道路台帳は、道路延長、道路面積は、地方交付税の算定の基礎の1つであることから、自治省から強く台帳整備について指導され、すでに昭和52年度から地方交付税の算定基礎の道路延長が207キロメートルで凍結され、加えて未整備の場合は、近く減額の措置を指示されております。

同時に、本市の道路台帳は、合併前の旧町村がそれぞれの事情により延長や名称が決められたまま引き継いだもので、不備な点が多く、市としても整備の必要に迫られておりましたので、実施したものでございます。

第2に、実施に当たっては、経験と知識のある専門業者による航空写真測量、現場の正確を期するために必要な方法を採用し、現在の台帳を基礎に整備をしておりました。さらに、道路の起終点の明確化や、重複の削除等を配慮しつつ整備をしておりました結果、現在の台帳による

廃止路線は546路線、延長約225キロメートルに対し、整備後に改めて認定していただく路線は624路線、延長222キロメートルとなっております。

第3に、市道の名称はできるだけわかりやすく、なじみやすい名称にするため、本年4月に町会長さん、各種団体役員さん、それに抽出による若干の市民の皆さん方からアンケートによる御意見をいただき、基本的に校区を越える路線を幹線道路とし、また、町区域を越える路線を準幹線道路として、それぞれ旧名称を尊重した名称とし、町内道路については、町毎に〇町〇号線と名称を改め、全市的に統一したものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
- 10番（天堀 博君） いま説明を願って大体のことはわかったんですが、元の路線を廃止して新しく道路台帳をこしらえて市道認定をしていく、こういうことですね。ただ、このことによりまして、今後の問題として、もちろん、この市道については、市が維持管理していくことになるわけですけど、今回、認定をする道路以外の道路、たとえば現在の生活道路ということで、地元で30%負担して行っている道路の舗装、改修その他がございまして、純然と3割負担を必要とする道路、これはなかなかそのケースによって3割の負担が必要なんだ、あるいは負担なく道路の舗装あるいは改修をしようという、その判別がなかなかつきにくいところが確かにございます。

それはそれとして、純然と3割負担が必要な生活道路と、それから、今回、新しく道路台帳をこしらえて認定する道路とのいわゆる中間というか、どちらにも属さない道路がたくさんございます。これは和泉市は、特に旧村を合併して市になっております関係もあり、さらには、最近のように、阪和沿線を中心にして、かなりミニ開発その他で宅造がやられておる、あるいは市街化区域につきましては、民間の家がたんぼの中に建っていくということが起きております。そのケースによって、市がいままで舗装、改修を全額負担でやっていた道路とかの取り扱いについてはどうなるかというところ辺についても、ひとつお伺いしておきたいと思っております。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁
 - 建設部次長（中上好美君） お答えいたします。
- 御指摘の点につきましては、今後とも従来の方針でやっていきたいと考えております。
- 10番（天堀 博君） かなり以前と違って最近では、そういう道路についても、いろいろと市の方でやっていたケースはたくさんございます。ただ、その道路のケースによって、なかなかどちらと判別のつきにくいところが実際たくさん出てくる。一定の基準を設けるとい

うか、要綱的なものを設けても、その地域、地域によって、同じような条件であっても、Aの地域ではOKであっても、Bの地域ではどうもぐあい悪いというケースが出てくるかもしれません。なかなか基準を設けること自体むずかしいと思うんです。しかし、純然たる3割負担が必要な、たとえばミニ開発によってつくられた一定のところについてはそういうことになると思いますが、だんだん家が建ってきて通過道路になったとかいうところも含めて、私は積極的に市の責任、市の負担で、地元の総意がまともであればやっていくべきだと考えますので、従前どおりということですが、今後ともそういう立場でやっていただけるかどうか、確認だけしておきたいと思います。

○ 建設部長（逢野一郎君） ただいま御指摘を受けましたのは、生活道路の管理の問題でございます。われわれとしては先生がおっしゃるように、一定の基準をもって道路の整備をやっているわけでございますが、この生活道路につきましては権利等の関係もあり、一概に申し上げるのは非常にむずかしいでございます。そういう面を十分考慮いたしまして、できるだけ地元の皆さん、あるいは町会長の御意見を十分拝聴しながら、先ほども次長が申し上げましたように、従来のようにやっていきたい、かように思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第17「高石市が本市の区域内に市道を認定することについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第48号

高石市が本市の区域内に市道を認定することについて

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第4項の規定により、高石市が当該市区域をこえて本市区域内に市道路線を次のように認定することについて承認したいので、議会の議決を求める。

昭和58年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	区 間	延長	幅員	備考
南海中央線	起 点 高石市綾園一丁目366番31先 終 点 和泉市葛の葉町457番地の1先	876m	25m	別 図
高石市区域をこえて本市区域にかかる部分 葛の葉町441番地の1先～457番地の1先 延長 193m 幅員 25m				

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） ただいま御上程をいただきました議案第48号「高石市が本市の区域内に市道を認定することについて」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件は、去る11月14日付で高石市が法第1886号をもって高石市長より高石市が都市計画道路・南海中央線の都市計画事業の認可を受けるに当たり、道路法第8条第3項の規定に基づき、地域外市道の路線認定について和泉市長に承認を求める依頼がありましたので、承諾に当たり、道路法第8条第4項の規定により市議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

なお、高石市が都市計画事業認可により事業化を予定している内容は、府道・信太高石線交差点を起点とし、府道・松原泉大津線交差点を終点とする総延長876メートルの区間で、計画幅員25メートルでございます。そのうち和泉市域にかかる区域は延長193メートルで、葛の葉町地番が1筆、富秋町地番が2筆となっております。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第18「二級河川の指定に関し意見を述べることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第49号

二級河川の指定に関し意見を述べることについて

河川法(昭和39年法律第167号)第5条第4項の規定により大阪府知事から求められた意見を次のように述べるにつき、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

昭和58年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

意見

次表のとおり、二級河川の指定を行うことについては、異議がない。

二級河川指定内容

河川名	区 域		流路延長 左右岸(m)	左右岸通計 (m)	流路延長 両岸平均(m)	備 考
	上 流 端	下流端				
芦田川	左	高石市東羽衣 五丁目 145番地の4先	1,257	2,464	1,232	流域面積 8.3km ²
	右	高石市東羽衣 五丁目 245番地の2先	1,207			

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(逢野一郎君) ただいま御上程をいただきました議案第49号「二級河川の指定に関し意見を述べることについて」の提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件は、去る11月9日付河第864号をもって大阪府知事より二級河川芦田川の指定に当たり、河川法第5条第4項の規定に基づき和泉市長に意見の聴取を求める照会がありましたので、市としては、異議なしとの回答をいたしたく存じますが、河川法第5条第5項の規定により市議会の議決をお願いするものでございます。

次に、内容でございますが、芦田川は小野町の一部を流域区域として堺市に注いでおりますが、この最下流の南海本線の付近では浸水の常習地帯になっているところから、大阪府では本格的な

改修計画を立てるため今般、本市に意見を求めたものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

（議長退席、副議長着席）

- 副議長（赤阪和見君） 日程第19「工事請負契約締結について」（幸第二団地10棟建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第50号

工事請負契約締結について

幸第二団地10棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和58年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 幸第二団地10棟建設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 2億6,650万円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文 |

6 工 期 自 昭和58年12月 日(議決の日)

至 昭和59年3月31日

7 契約保証金 1億3,330万円

8 保証人 和泉市北田中町219番地

大高建設株式会社

代表取締役 奥野喜八郎

- 副議長(赤阪和見君) 提案理由の説明をお願いします。
- 改良事業部長(角谷泰夫君) それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第50号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として住宅建設を行おうとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、幸第二団地10棟建設工事の契約をしようとするもので、契約金額2億6,650万円。契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設 代表取締役 竹内博文でございます。工期といたしましては、御議決の日から昭和59年3月31日といたしております。保証人は、和泉市北田中町219番地、大高建設株式会社 代表取締役 奥野喜八郎でございます。

工事の概要といたしましては、工事場所は和泉市山手町41番地ほか。敷地面積2,990㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅32戸、延床面積2,034㎡でございます。

付帯工事といたしましては、ポンプ室、受水槽、自転車置場、植樹等となっております。

この契約によりまして、住宅建設戸数1,094戸、64%の進捗率となります。

なお、位置図等につきましては、別冊議案参考資料として添付してございますので御参照いただき、よろしく原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由及び内容の御説明にかえさせていただきます。

- 副議長(赤阪和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番(直村静二君) 2、3点お聞きをいたします。

もう一つの方は複並になってますな。ですから、これはかねてから言うてるように、同和建設業者しかやらないということなのか。前から意見を言うておりましたが、複並というのは和泉市

内の業者ではないんやから、その点は市内業者にも窓をあけてもらわないかん。ただし、入札ですから、市内業者は参加したが、落札はこうなったという答えでいこうとしても、それは、われわれは市内業者という点で均等にやってもらいたいと思ってるんです。その立場で、この2つともどんなふうな取り扱いをしたのか。同建業者が何人参加し、市内業者が何人参加して決めたんか、この点をお願いしたい。

それから、これは2つにしてもらわんと、国の補助とか市負担の配分、財源の負担区分についてもあわせてお答え願いたい。

もう1つ、いま説明がありましたが、この戸数が建ったら1,094戸になるというんですね。次の議案の分も聞かないかんことになって不細工ですが、いずれ次に説明があるんですが、確認しますが、次に出たら幾らになりますか。

- 改良事業部長(角谷泰夫君) 1,110戸でございます。
- 9番(直村静二君) 計画的に改良住宅は建設されてきているということなんですが、昨日の天堀議員に対する答弁でも、1,110戸という答弁はできませんわね。本日、議案が出るんだからね。そうすると、1,110戸の内訳として、幸3町と、それから王子団地も若干、このいずみに出てるんですが、50戸ぐらいですか。改良住宅1,110戸と答弁があるんですが、この王子町の分は何ぼになるんですか。幸3町は何ぼになるか、この点、お答え願えますか。
- 改良事業部長(角谷泰夫君) 御承知のように、環境改善整備事業は42ヘクタールということととらえておまして、各町別の建設済み戸数等については、ちょっといま、手元に資料の持ち合わせがございません。全体的な戸数ということで、1,110戸の計画進捗になっておるものでございます。
- 9番(直村静二君) いずみには、王子団地が72戸と載っています。だから、全体的な計画で行われておって、そしていま、聞こうと思ったが答えられない。答えられなかったら結構です。この請負契約以外のことを聞くのは余り感心しませんからね。その点はよろしい。幸3町の分を教えてください。王子町の分はよろしい。
- 改良事業部長(角谷泰夫君) 幸3町の建設計画戸数としては、1,322戸でございます。なお、王子につきましては、1,38戸の進捗となっております。
- 9番(直村静二君) そうすると、1,322戸が予定ですか。
- 改良事業部長(角谷泰夫君) 計画でございます。
- 9番(直村静二君) そうすると、幸3町の人口ですが、これからいくと、世帯数が1,221ですな。単純に計算すると、1,322戸幸3町で建てるとすると、世帯数を上回る戸数になるのではないか。この件については、あくまでもそれ以外の1,110戸でして、そのうち王子団地が

138あるからまだ水準は低い。これはこれで賛成しますけどね。しかし、いまのお答えの全体計画の中で、1,219の世帯に幸3町で1,322戸を建てるということは、私は実態を知りませんが、多すぎるんじゃないかと思う。その点どのように考えてるんですか。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) ただいま申し上げた1,322戸は、幸3町内での建設計画戸数でございます。現在、この場合は入居数でとっていかないかと思いますが、現在、幸3町内で787戸の改良住宅が建設されております。今後の必要戸数は535戸という数字を計画いたしております。

○ 9番(直村静二君) 787戸になってますか、幸の場合、900になるんじゃないですか。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 御説明申し上げます。

現時点での入居戸数が906戸でございます。そのうち幸3町の改良に入居いただいているのが787戸でございます。

○ 9番(直村静二君) すいてるということですか。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 受け皿ということではなく、昨日も御説明申し上げました数字と同じですが、現在、改良住宅の入居総数は906戸でございます。そのうち幸3町にあります改良住宅の入居が787戸ということでございます。

○ 9番(直村静二君) 王子団地を抜いて言うてるんですか。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) そうでございます。

○ 9番(直村静二君) 1,322戸が計画ですね。いま、幸3町には900戸建ってるわけでしょう。入っているのは700ですか。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 現在、幸3町の建設戸数は972戸でございます。

○ 9番(直村静二君) 906から972に上がってるわけ。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 現在、完成いたしております改良住宅、供用開始している分が972戸、そのうち906戸の入居を行っております。

○ 9番(直村静二君) これは補正予算が改良住宅の分がありますから、私は前もって言うてるんですが、1,200の世帯で900やったら、あと400何ぼ幸の場合は建てる予定になってるんでしょう。あと300世帯ですか。単純に計算して、1,200から900引いたら、その分だけ400建てるということ自体、私は素人ですからね、余ってくるんじゃないかと思えます。これは納得のいくように説明してもらわんといかん。現在の案件はまだまだっぺんまでいってませんから言いますが、いま聞いても70違ってくる。どっちに何ぼあるんか調べてない。私の言うのは、世帯数を上回る戸数になってるということがふに落ちない。市長、これを聞いてます。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 幸3町内での計算ですが、幸3町の中では、全体計画で3,017

戸の地区内の環境改善整備戸数がございます。このうち幸3町内では、1,913戸の住宅がございます。これに対して、買収したのが1,203戸でございます。それから、同一権利者、自主除却等で50戸、さらに存置地区として、134戸を計画しております、差し引き526戸の住宅が現在、3町の中に現存しているということになります。これに対しまして、先に申し上げました買収した1,203戸のうち、改良住宅に御入居いただいているのが787戸となりまして、改良住宅の計画戸数1,322マイナス入居数787で、今後、535戸の改良住宅を必要とする計画をいたしております。これに対して、現存の526戸のうち約350戸程度が、改良住宅への入居を希望してるという計画をいたしてございます。

- 9番(直村静二君) よくわからないのは、改良住宅に関して質問しているが、この答えが全体として出てくる。改良住宅の戸数があと何ぼで、それやったらあくと違うんかという、全体が出てきてわからない。全体を出すんやったら、こっちも全体でいきますよ。全部改良住宅に入ってもらわんといかん人も出てくるが、伯太3丁と6丁に代替地を持ってやってるから、ふえるはずがない。入札案件ですからこの辺でやめて、次の問題に移ります。これは次の補正予算に出てるので、そこでやります。

- 改良事業部長(角谷泰夫君) 入札の指名業者の問題についてお答え申し上げます。

御承知のように、改良事業につきましては、従前から御説明申し上げておりますように、同建協議をいたしております、市内業者の入札参加等についてもいろいろ協議し、進めておるところでございますが、今回、ただいま御上程申し上げております幸第二の10棟建設工事につきましては、いずれも同建協議でございまして、阿部工務店、岩出建設、榎並工務店、才門建設等でございます。

なお、市内業者の加盟等についても今後、努力を重ねてまいりたいと考えております。

- 9番(直村静二君) 和泉市の同和事業の主体性を持った分で、市内の業者にはさせない。同建協議、同建ルールで泉南から榎並から皆参加させるのはどういうことですか。いまの答弁では「今後、努力します」というが、努力するだけではあかんと違うか。いつから始まってらんや。何回も言うてる。努力だけでなく、そういう場をつくって、市内業者も参画させてこそ、いろいろ不況とか言われているときに、もっと門戸をあけてあげる。結果として、落札をよしなくても、入ってしかるべきやないですか。

市長、あなたは公正な同和行政と言ってますから、今度、当選したんやから、公約は前から言ってますように、どなたが市長になっても、公正なことはやってもらわんといかんという立場で質問もしてるし、お答えももらいたいと思ってます。「努力します」じゃなく、そういう方向でやっていく方がいいんだ、それが市民のためになり、国民的課題になるんです。やはり同和事業

に参画させるのが国民的課題ですよ。外の業者を呼んでくるのが国民的課題ですか。国民的課題は市民的課題でもあるんですから、その点、枠をつくってあげる。また、ほおぼってる、竹内建設がほおぼってる場合は、ほかにも竹内建設はいっぱいやっていますがな。2つとも竹内建設にやろうと思えばできないことはない。できない分は、市内の業者にわけてあげるべきなのに、同建ルールで法律もへちまもない。市内業者は入れさせない。市内業者が断ってきたら別ですよ。2つあるんやから、1つあげましょう、ぐらいのことは市長、やってもらわんと困りますよ。しかも、答弁は「今後、努力します」と言うてるんやから、大いに努力してもらいたい。部長あたりが努力します、と言っても、市長がその方向でないとかかんから、市長がチェックしてもらわんとあかん。2つ出てるが、2つとも同建ルールでしょう。和泉市内の業者は参加させない。市内の同建の分は、竹内がほおぼってれば、市内業者に枠をあげてもおかしくないのではないかと聞いています。市長、答えてください。

○ 市長（池田忠雄君） 改良部長からお答えをしておりますが、御案内のとおり、同和事業の建設事業の中での同建ルールは、先ほどもお答えいたしました点でございます。その中で、同建以外の同和建設についての指名ということにつきましては、同建ルールの中で、何とか御指摘の趣旨を前から体しておりますので、今後とも同建との話の中で、市内業者育成という観点からの意味合いでいろいろ努力させております。その点で部長がお答えしておりますが、今後ともその方向で話を進めてまいりたいと考えます。

○ 9番（直村静二君） 努力するという答えが決して悪いと言ってるんやない。それが結果としてあらわれてもらわんと困ると言ってる。いままでも同建業者でない方も2、3参加して建設してくれたことがあるわけでしょう。それはやはり期待しているというか、いわゆる市内業者の育成、また、不況の問題も含めて喜んでいただくというのは当然じゃないですか。私は、特に建設業者とコネはないが、あなたは解同や業者と懇意ですからね。私は、何もそんな立場で市内業者とっていない。私はそれを言いたくない。公正なものとしてね。私は何も頼まれてないぜ。公正なものとして、市長が決断すればいけるんやから、話を進めてもらいたいということです。今後、一応、期待しておきますが、ちょっとこの質問は困るんですな。2つそろえて答えてもらおうかな、負担区分だけね。

○ 改良事業部次長（前田守正君） 事業費2億6,650万円のうち、国費相当分として1億7,495万円、約66%、府費として3,750万円、約15%、起債が8,746万円、約81%、あと40万円余が一般市費となっております。

なお、起債の8,700余万円のうち、国の基本額の対象外として、府で約10分の8になるために、元利償還の格好の中で補助を受けているのが実態です。

それから続いて、先ほどの関連という形でございますのでお答えいたしますが、1億4,100万円についても、先ほどと同様、国、府、一般起債についても、同じ割合によるものでございます。

以上でございます。

○ 副議長（赤阪和見君） 他に。

○ 5番（田中包治君） 私、いつも不思議に思うのは、請負契約の指名競争入札といっても、実際は随意契約でしょう。というのは、和泉市の工事をやってるのは全部地元の人ばかり、場所も決まってる。この問題1つにしても、必ず竹内と榎並ときまんね。談合でやるのか。随意契約というんなら話はわかるが、公正な競争入札をやってるんか、やってないかという問題を私は疑わざるを得ない。われわれは再三、議会で何とかならないかという話をしておったんですが、全然そういうことがない。第8者が考えたら、実際問題として、業者の談合だろうとなる。見たらわかる。横山からずっときたら、最近の工事2、3やってるが、全部地元の人でしょう。これが競争入札といえますか。それならいっそ随意契約にしたらよろしい。こんな疑いをかけられる指名競争入札は、常識上あり得ないと思うんです。ここらがどうあるべきかということです。

もう1つは、いまも言われていたが、同建業者は、同和地区の人を使ってるんか。いまは監督だけで、工事そのものはほとんど下請がやるんでしょう。そうすると、岸和田やらとなったら何もならん。向こうがもうかるだけの話です。1億のものをしたら百万円か二百万円か抜いて下請にやる格好で、単にトンネル会社的な和泉市の建設業者ではないかだろうかと疑わざるを得ない。そんな行き方を改めてどうあるべきか、私は再三にわたって、昨年も市長に「おかしいぜ」と話しておったはずですよ。これほどぶざまな提案の方法はあり得ない。入札せんに決まってるんですよ。そうでしょう。北松尾の工事にしても、南松尾にしても、あるいは北池田小学校の工事にしても、全部最近はそうでしょう。これが談合であるかないか、わしは知らんが、あらわれた事態が談合という結果に出ている。初めからそうでしょう。わしはそう思う。

それから、いろいろふやしていくのはよろしいが、現在、住宅に入ってるんですか、入ってないかということと、家賃を決める場合、一般経常費、いわゆる2割ぐらいだと思いますが、減価償却費に基づいての家賃なのか、それとも、経費を考えない家賃なのかということ。これが一番大きな問題やと思うんです。赤字やとすったもんだと批判されてる。ちょっと頼んでもしてくれへん。ここらについてもう少し説明願いたい。

○ 副議長（赤阪和見君） 理事者答弁

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） 改良住宅の入居状況でございますが、現在、完成いたしております住宅が986戸、このうち906戸について入居いたしてございます。受け皿といたしまし

ては80戸となりますが、店舗管理の問題がございますので、住宅専用としての受け皿は現在、50戸でございます。

以上でございます。

○ 副議長（赤阪和見君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） それでは、一般事業も含めた形での御質問でございますので、私の方からお答え申し上げます。

御指摘の地域的にたまってんじゃないかという御意見でございますが、われわれといたしましては、一応、原則としては、地元業者優先という形で指名委員会にも御協議を願ひ、業者選定をしておるわけでございます。われわれといたしましては、できるだけ市内業者を優先しておりますので、入札の際には、どうしても議員さんがおっしゃるような結果が出ておるわけでございますが、決して談合とか、そういうふうな考え方で入札ではないと確信しております。

それと、家賃の問題でございますが、この件につきましては、昭和46年当時から同和事業が始まっているわけでございますが、いろいろと当時の団体とも協議をし、非常に他市につきましては、低い家賃で改良住宅の家賃が決まっていたわけですが、本市につきましては現在、この入居が始まったのが昭和49年度でございます。そのときには、他市におきましては、家賃が1,200円という形で、ほとんど府下全体が凍結されておったわけでございますが、われわれといたしましても、議員さんがおっしゃるように、事業費から補助金を差し引いた減価償却を含めた形で家賃を算定するのが本意でございますが、やはりそういう形は、団体との交渉の中でとても設定はいままでからも不可能な形でしたので、和泉市としては、基本的に経常経費をベースに、当初3,500円という家賃を設定したわけでございます。その後、53年に改定をしまして、4,500円という家賃を定めまして現在に至っておるわけでございます。おっしゃるように、非常に政策家賃という形で、一般住宅よりも若干低い要素があるわけでございますが、同和事業の一部としての家賃の設定でございますので、御了解をお願いしたいと思います。

○ 5番（田中包治君） 自然になったという話やが、請負契約でそんなあほな話はないでしょうだれが考えてもね。ほかの人を入れる気はないんでしょう、違うんですか。こんな説明で納得できませんよ。随意契約なら、地元がどうだ、こうだとなりますがね。わしも昔出たときに、ちょっと立ち会ったことがありますね。決まってまんね。さぁっとおりてきて、いつも一番最後の人に繰り返していくのが実態と違いますか。競争はしてない。そうすると、談合となる。

そんなら、あんた方、談合と言わなかったら、他の市町の業者を入れて入札しなさいよ。ころっと変わりますよ。こんな話はないぜ、だれが考えてもね。こんなでたらめな入札はない。随意契約なら別だが、随意と違うんでしょう。わしの言うことが間違ってるというんなら、3年、5年

10年とずうっと同じことをやってるが、これがええか悪いかということです。常識の判断やと思います。

同和事業にしても、同じケースが繰り返されてるでしょう。そういうことがええのかとなる、ざっくばらんに言ってね。前から心安い市長に聞くと、「Aクラスをほり込んだら1割は安くなります」と言います。泉南市なんかそうでしょう。その点を考えたらどうあるべきかです。困りますよ。こんなあほな話はないぜ。決まってるんやから、入札せん間にね。一番最後やったら、その人に落ちるんです。随意契約なら話はわかる。せやけど、一般競争入札ということでは、何かありませんかと考えますわな。選挙があれば一生懸命に応援している。選挙で応援することは、自分の利得のためにやってんか、と言いたくなる。こんな問題は絶対に承認できませんよ。

- 市長（池田忠雄君） 指名競争入札についてのいろいろの御指摘でございますが、議員さんも御案内のとおり、改良事業部からいま出ておりますのは、同和事業の関係でございます。御案内のとおり、一般競争入札というのは、何社か指名して競争入札の形をとり、一番安い者が落札をする、こういうことでございます。ただ、先ほど来、担当部長が申し上げておりますように、不景気の中で、できるだけ地元業者を育成してあげようじゃないかという気持ちが市当局にはございます。その意味合いで地元業者が多うございます。

そういう中で落札が行われるわけでございますので、議員さんが御指摘のように、結果論として、工事場所に近い業者がよく落札しておるじゃないかということが出てるのだらうと思えますが、少なくとも、市当局としては談合はない、われわれとしては、適正に指名し、適正な指名競争入札の中で落札が行われておるもんだと思います。

ただ、結果論として、業者の間で地元に対する一定の配慮なり遠慮がある面はあるかもしれませんが、それについて御批判をちょうだいしているわけでございますけれども、私たち行政としては、そうしたむずかしい中での指名の問題については、私たちなりに指名委員会もございまして、その中でより一層御指摘のないように、指名のあり方についてよく整備をしていきたいと存じます。ただ、やはり地元優先という1つの一般行政の中で、地元業者育成という観点もありますし、むずかしさもあろうかと思えますので、その点、われわれもなお一層担当部に命じ、適正な指名、適正な入札結果を得るように努力をしまいたい。現在もそうやってるつもりでございますが、結果論としての御指摘いろいろいただくわけでございますが、その辺を踏まえて今後対応してまいりたい、こう思います。

- 5番（田中包治君） 何か誤解してるんと違いますが。結果論が証明してるんと違いまうか。土建業者だけが和泉市民ではないんですよ。決まってるというのは、どういう意味だということ。市の税金、国税、その他の補助でやってるんです。結果が決まってるんです。決まってるな

かっただけじゃないよ。同和事業は竹内、榎並や。光明台でも竹内建設がほとんどやってるはず
です。南池田やったら大高や。そうでしょう。この間、森本組というのが何か北池田の工事をし
ておいた。それが努力してるが、結果がどうや、というのは話にならんと違いまっか。わしは
はどうも納得できない。わしらは現場を見てませんから、そんなこと言えませんがね。しかし、
話し合いがなかったら、きちっと10年間も同じ工事の中で進みまっか。わしは11年になるが、
10年間も同じ人でずうっときてますわな。実際はそうでしょう。市民が言うのは、実際のもの
しか言いませんよ。地元業者。地元業者ということでやっておいても、結局、市民は片方で迷惑
を受けてるんです。高い金を払わんといかんからね。一般市民と土建業者の数がどちらが多いか
ということです。ここまでできたからもう折れますが、もう少し良識のある入札を下さいよ。そ
れができなかったら、随意契約の方がすっきりします。

○ 副議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決いたしました。

○ 副議長（赤阪和見君） 次に、日程第20「工事請負契約締結について」（旭第二団地5棟建
設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第51号

工事請負契約締結について

旭第二団地5棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財
産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次の
とおり議会の議決を求める。

昭和58年12月20日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 旭第二団地5棟建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 141,000,000円

- 5 契約の相手方 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎 並 昭
- 6 工 期 自 昭和58年12月 日(議決の日)
至 昭和59年 3月31日
- 7 契約保証金 7,050,000円
- 8 保 証 人 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹 内 博 文

○ 副議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第51号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として住宅建設を行おうとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、旭第二団地5棟建設工事の契約をしようとするもので、契約金額1億4,100万円。契約の相手方は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号 株式会社 榎並工務店 代表取締役 榎並 昭でございます。工期といたしましては、御議決の日から昭和59年3月31日といたしております。保証人は、和泉市旭町37番地の4 株式会社 竹内建設 代表取締役 竹内博文でございます。

工事の概要といたしましては、工事場所は、和泉市旭町125番地の1ほか。敷地面積805 m^2 。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅16戸、延床面積1,017 m^2 でございます。

付帯工事といたしましては、ポンプ室、受水槽、自転車置場、植樹等となっております。

この契約によりまして、住宅建設戸数1,110戸、67.6%の進捗率となります。

なお、位置図等につきましては、別冊議案参考資料として添付してございますので御参照賜り、よろしく原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由並びに内容の御説明にかえさせていただきます。

○ 副議長(赤阪和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 9番(直村静二君) 私が先ほどの案件で質問し、お答えをいただいた中で、入札に関しては同建ルールがあるということで、和泉市内の同建業者が参加し、それ以外の同建業者が参加して入札、落札した、こういうことだったので、私は、市内の一般業者も入れてあげなさい、そうすべきではないか。市内の同建業者は、ここに出ております竹内建設は、先ほど言ったように、あちこちではおぼって看板がたくさんあがって事業をしていますので、2つ出る場合は、1つは、和泉市外の業者ではなく、市内の業者にも入札に参加し、仕事をいただけるようにしてもらいたい、こういうことで市長の答弁もそれなりに努力していくということでしたが、先ほど市長は、田中議員さんに対する答弁では、結果としてそうなってる、ということでした。他の議員さんの質問ですから介入しませんが、私が質問して答えをもらって、私が意見を申し上げたいんですから、この件に関しても、同様に同建ルールに従って、市内の同建業者と市外の同建業者にだけとなったのではないかと。この件についても、やはり市内の一般業者も参加できるようにしてもらいたい。そういうふうに努力するということの答えを確認してもよろしいか。その点だけ。

○ 副議長(赤阪和見君) 理事者答弁。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 先に市長が申し上げましたように今後、さらに努力してまいりたいと思います。

○ 副議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号を原案どおり可決いたします。

○

○ 副議長(赤阪和見君) 次に、日程第21「財産取得について」(和泉市立光明台中学校校舎)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第52号

財産取得について

和泉市立光明台中学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和58年12月20日提出

1 場所

和泉市光明台一丁目28番1号

2 構造及び面積

鉄筋コンクリート3階建 198.㎡

3 取得の方法

随意契約

4 取得予定価格

23,847,929円

5 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事 松下良一
支社長

- 副議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第52号「財産取得について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件は、住宅・都市整備公団の立て替え施行により建設し、すでに供用を開始いたしております市立光明台中学校の建物を、相手方、住宅・都市整備公団との契約により取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

それでは、財産取得の内容を御説明申し上げます。

本件の光明台中学校校舎は、すでに昭和53年3月に完成し、供用を開始いたしており、本年度国庫補助金1,487万6,000円の交付を受け、市有財産として取得するものであります。構造及び面積は、鉄筋コンクリート造3階建、198㎡、普通教室1教室等で、取得価格は2384万7,929円であります。

なお、財源内訳といたしましては、国庫補助金1,487万6,000円、起債660万円、一般財源237万6,929円でありまして、補助金、起債相当額以外の一般財源につきましては、昭和58年度より昭和67年度まで年利6.5%、半年賦元利均等償還するものでございます。

以上が御提案申し上げました内容でございます。よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

- 副議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

○

- 副議長（赤阪和見君） 次に、日程第22「昭和58年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

昭和 58 年度和泉市一般会計補正予算（第 3 号）

昭和 58 年度和泉市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,557,236 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,604,229 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

昭和 58 年 12 月 20 日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市	税	8,221,867	122,000	8,343,867
	1. 市民税	3,833,850	71,306	3,905,156
	4. 市たばこ消費税	415,782	14,218	430,000
	5. 電気税	329,552	21,000	350,552
7. 分担金及び負担金	7. 特別土地保有税	125,504	15,476	140,980
		522,001	74,317	596,318
9. 国庫支出金	1. 分担金	20,485	3,207	23,692
	2. 負担金	501,516	71,110	572,626
10. 府支出金		4,303,931	540,056	4,843,987
	2. 国庫補助金	2,168,563	540,056	2,708,619
		1,740,118	168,247	1,908,365
	2. 府補助金	1,474,764	167,724	1,642,488
	3. 府委託金	179,648	523	180,171

13. 繰入金		511,199	66,000	577,199
	1. 基金繰入金	511,199	66,000	577,199
14. 諸収入		3,165,148	2,357	3,167,505
	4. 受託事業収入	18,000	1,082	19,082
	5. 雑収入	2,308,098	1,275	2,309,373
15. 市債		2,297,316	543,871	2,841,187
	1. 市債	2,297,316	543,871	2,841,187
16. 繰越金			40,388	40,388
	1. 繰越金		40,388	40,388
歳入	合計	27,046,993	1,557,236	28,604,229

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		247,172	507	247,679
	1. 議会費	247,172	507	247,679
2. 総務費		2,574,636	217,011	2,791,647
	1. 総務管理費	1,491,411	15,752	1,507,163
	2. 徴税費	462,388	3,013	465,401
	3. 戸籍住民基本台帳費	185,134	1,644	186,778
	4. 選挙費	100,936	206	101,142
	5. 統計調査費	18,097	91	18,188
	6. 監査委員費	19,978	155	20,133
3. 民生費	7. 同和対策費	296,692	196,150	492,842
		7,226,373	94,928	7,321,301
	1. 社会福祉費	2,955,134	14,048	2,969,182
	2. 児童福祉費	2,316,143	80,378	2,396,521
	3. 生活保護費	1,949,196	502	1,949,698

4. 衛生費		2,545,311	1,2017	2,557,328
1. 予防衛生費		1,236,061	1,142	1,237,203
2. 環境衛生費		1,235,413	4,318	1,239,731
3. 墓地管理費		57,420	6,557	63,977
5. 労働費		66,466	246	66,712
		66,466	246	66,712
6. 農林水産業費		259,387	38,184	297,571
1. 農業費		242,900	38,184	281,084
7. 商工費		216,201	855	217,056
1. 商工費		216,201	855	217,056
8. 土木費		4,270,319	1,131,299	5,401,618
1. 土木管理費		241,464	4,816	246,280
2. 道路橋梁費		529,094	89,927	619,021
3. 河川水路費		140,546	510	141,056
4. 都市計画費		970,367	49,797	1,020,164
5. 住宅費		2,388,848	986,249	3,375,097

9. 消 防 費		653,987	6,075	660,062
1. 消 防 費		653,987	6,075	660,062
10. 教 育 費		4,088,661	56,114	4,139,775
1. 教 育 總 務 費		297,390	1,162	298,552
2. 小 学 校 費		1,781,591	8,771	1,740,362
3. 中 学 校 費		750,255	25,529	775,784
4. 幼 稚 園 費		345,100	6,205	351,305
5. 社 会 教 育 費		844,309	14,157	858,466
6. 保 健 体 育 費		115,016	290	115,306
歲 出 合 計		27,046,993	1,557,236	28,604,229

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
琴ノ坂橋改築事業	昭和58年度 ～ 昭和59年度	32,500	昭和58年度 ～ 昭和59年度	64,500
光明池緑地整備事業	—	—	昭和58年度 ～ 昭和61年度	39,000

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
解放総合センター整備事業						190,307	普通貸借 又は 証券発行	9.0% 以内	府行 政銀 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ
共同浴場整備事業	900	普通貸借 又は 証券発行	9.0% 以内	府行 政銀 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ	1,100	同上	同上	同上	同上
環境改善道路整備事業	14,800	同上	同上	同上	同上	25,800	同上	同上	同上	同上
改良住宅建設事業	754,600	同上	同上	同上	同上	1,090,364	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	592,400	同上	同上	同上	同上	599,000	同上	同上	同上	同上
計	2,297,316					2,841,187				

- 副議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第53号「昭和58年度一般会計補正予算（第3号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算の内容でございますが、時期が遅れてまことに申しわけございませんが、職員の夏期の期末勤勉手当と、補助金等の確定に伴います事務事業費の補正が主な内容でございます。

それでは、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億5,723万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286億4,222万9,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございまして、琴ノ坂橋改築事業の事業費の変更と、光明池緑地整備事業費の追加でございまして、期間、限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の追加及び変更でございまして、起債の目的、限度額、償還の方法等は、「第3表地方債補正」のとおりでございます。

以上が、予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書により、歳出の方からその内容を御説明申し上げます。40ページでございます。

議会費につきましては、職員の期末勤勉手当50万7,000円の追加計上でございます。

次に、総務費でございますが、2億1,701万1,000円の追加計上でございまして、職員の期末勤勉手当等を初め臨時職員賃金、また、庁舎の管繕工事費、解放総合センターの自転車置場整備工事と、駐車場用地を確保すべく追加計上いたしましたものでございます。

続きまして、民生費でございますが、職員の期末勤勉手当を初め、精神薄弱者授産施設建設費補助金1,000万円、民間保育所建設費補助金2,105万円と、保育所に係る育児休業代替保母の賃金等の追加計上でございまして、総額9,492万8,000円の追加計上と相なる次第でございます。

次に、衛生費ですが、職員の期末勤勉手当の追加を初め、泉大津市立伝染病院に対する伝染病患者の収容処置委託料、伝染病棟の改修工事負担金、また、市設墓苑整備工事費等1,201万7,000円追加計上いたしましたものでございます。

労働費につきましては、職員の期末勤勉手当24万6,000円を計上。

また、農林水産業費につきましては、職員の期末勤勉手当を初め、各種補助金の確定に伴う事

務事業費の追加計上で、総額3,818万4,000円の追加と相なる次第でございます。

商工費につきましても、職員の期末勤勉手当の追加でございまして、85万5,000円の追加計上でございます。

次に、土木費でございますが、職員の期末勤勉手当の追加を初め、道路梁橋費につきましては、道路維持補修工事費1,000万円、琴ノ坂橋改築事業費1,469万2,000円、葛の葉尾ノ井千原線整備事業費331万9,000円の追加また、唐国池田線については、更生減額し、新たに観音寺寺田線整備事業費1,550万円、また、北池田5号線整備事業費2,455万円計上いたしました。また、信太16号線については、物件補償費等の追加で、2,755万4,000円追加計上いたしましたものでございます。都市計画費につきましては、都市計画審議会関係経費を初め、光明池緑地整備事業費3,662万8,000円の追加、新たに特定緑化事業費として公共施設植栽工事費80万円、また、下水道事業特別会計への繰入金等追加計上いたしました。住宅費につきましては、既設の住宅維持管理経費の追加、また、改良住宅建設事業費については、補助金等の追加に伴い9億7,075万3,000円追加計上いたしましたものでございます。

消防費でございますが、職員の期末勤勉手当と、消防団員の退職報償費等132万5,000円を追加いたしましたものでございます。

最後に、教育費でございますが、職員の期末勤勉手当を初め、小学校、幼稚園の児童、園児の他市町村への委託費また、光明台中学校整備事業費等追加計上いたしました。社会教育費につきましては、美術館の備品購入費1,000万円、青年の家の整備事業費等追加計上し、教育費総額5,611万4,000円の追加計上をいたしましたものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございまして、歳出補正総額15億5,723万6,000円と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず、市税でございますが市民税7,130万6,000円、市たばこ消費税1,421万8,000円、電気税2,100万円、特別土地保有税1,547万6,000円追加計上いたしてございますが、現在の調定額等を勘案し、計上いたしましたものでございます。

分担金及び負担金7,431万7,000円、国庫支出金5億4,005万6,000円、府支出金1億6,824万7,000円追加計上いたしましたが、歳出予算に充当いたします特定財源でございまして、すでに関係機関の了承をいただいているものでございます。

繰入金につきましては、公共施設整備基金5,600万円、また、美術館運営準備基金から1,000万円繰り入れるべく予算措置いたしましたものでございます。

諸収入につきましては、235万7,000円の計上、また、市債でございますが、適債事業を

勘案し、それぞれの事業費の充当率でもって計上いたしましたものでございます。

最後に、繰越金4,038万8,000円ですが、今回認定をお願いいたしております昭和57年度決算において剰余金が生じたので、計上させていただいた次第でございます。

以上が今回、御上程いただいた昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第3号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 副議長(赤阪和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番(大谷昌幸君) まず、43ページの解放総合センター運営費、駐車場整備費ですが、1億9,000余万円、今度の補正予算15億5,700余万円の相当高い率を占めるわけですが、どういう経過をたどってこの駐車場の整備をするのか。また、この補助金等についてはどうもないようです。たとえば、1億9,000万円については、全部地方債になっているが、これが将来の交付金に充当されるべき性質のものであるかどうか、その点もお伺いしたいと思います。

次に、45ページの今度の新設の民間保育園に対する補助金その他に関連して保育事業というか、現在、申込用紙を配布し、来年早々に申し込みを受け付けるわけですが、来年度すなわち59年度の園児の見込みについて、幼稚園等とあわせて御答弁を願いたい。

それから、47ページの伝染病院の200万円余ですが、泉大津市の昔の組合立の和泉病院の北側にある避病舎といわれるところの補助だと思うんですが、現在どのように運営されてるか、その点をお伺いしたいと思います。

次に、都市計画に関連しての住居表示、これは昭和30何年かにこの法律が制定されて以後、和泉市も第1回目は40年前後ですか、府中地区を皮切りにやったんですが、以後、この法律について疑問点があり、各地域で住居表示をするについては、いろんな抵抗があるということは私も承知しておりますが、本市として今後、どのように進めていくか。たとえば、府中地区においても現在、府中団地といわれる810番地を中心とした700番、800番地と、黒鳥地区の400番台の飛び地が未だに整備されておられません。われわれが住居を調べる場合、たとえば井ノ口町は何丁目というのはありません。いわゆる何番何号だけですが、1例を挙げると、9番4号とあがってきます。同じ9番でも、旧小栗街道、市道何号か知りませんが、その向こう側にも9番地がある。同じ井ノ口町の9番が出てくる。こういう整理を今後、どのように対処していかれるおつもりか、お伺いしたい。

次に、64ページの児童の委託料の中で、行政協定に基づいての園児の委託料ですが、恐らく当市から泉大津市の市立幼稚園へ行っておられる方に対する分だと理解しております。泉大津市は皆さんが御承知のように、4歳児及び5歳児の2年保育をやっていますが、当市では現在、原則的というていいほど、やっておらない。しかるに、泉大津市が理念的に考えてそういう優遇を与

えるのは結構ですが、当市では、4歳児の保育をやっておらないのに、泉大津で4歳児の保育を受けるという、そこでこちらから行政協定で補助金を出すという、何か不合理な感じがするわけです。

そこで、国府校区からでも、4歳児保育という請願が1昨年でしたか出ているわけですので、いま、審議会も設けられて対処されるようにお伺いしますが、2年、3年はすぐたってしまうので、どんなぐあいに対処されていくか。特に幼稚園児が、たとえば定員200人に対して半分にも満たない現状の中で早急に対処しなければいけないと思いますが、これも今後のおつもりをお聞かせいただきたいのと、同じページで青年の家費の集いの広場整備、大変結構ですが、この青年の家もすでに20数年経過し、非常に古くなっております。利用者の御意見をお伺いすると、寝具等も清潔で感じがいいというおほめもいただいております。しかし、トイレの臭いが非常にきつい。昔の汲み取りのままではなかろうかと思うんですが、こういう点、例の泉北広域行政の整備の問題で今後、どのように対処されていきますか。

以上、6点についてお伺いいたします。

(議長着席、副議長退席)

○ 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。

○ 同和対策部理事(生田 稔君) 解放総合センターについてお答えいたします。

まず、43ページの解放総合センター運営費1億9,471万7,000円の財源内訳でございますが、これにつきましては、駐車場計画といたしましては、1億8,976万9,000円を駐車場の事業費に充てております。この内訳の補助金の充当率はどれぐらいかということですが、右端に掲げております土地購入費1億8,976万9,000円が用地費に当たりまして、そのうち地方債に当たるのが1億3,276万2,000円でございます。そのほかに5,700万7,000円が府貸付金になりまして80%の補助対象、あとの20%の償還となっております。

また、解放総合センターの用地拡張についての経過ということでございますが、この経過につきましては、昭和52年の解放総合センターの建設当時以来、かねがね、この駐車場について要望されてまいりました。この要望につきましては、いろいろ検討してまいりましたが、補助金等の問題もからみまして、かなり府との折衝もございました。最近、これについてかなり一般の利用も拡大してまいりました中で、非常に駐車場のスペースが狭いということもございまして、かねがね運営委員会の中でも要望されてまいりました。したがって、これが駐車場として建設すべく、府と再三にわたって折衝をしてきた中で、ようやく今回、補正予算をお願いすることになりましたので、よろしくお伺い申し上げたいと思います。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 2点目の保育園の来年度の収容見込みの問題ですが、12月1日現在の保育園収容児童が2,112名でございます。この予算で補正をお願いしております民間保育所の建設については、定数が90名でございますので、来年度は約2,200名程度の収容が可能と見込んでおります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 3点目の伝染病予防対策費で、泉大津市立伝染病院が現在、どのように運営され、利用されておるかというお尋ねでございました。御承知のように、本市と泉大津市、高石市、忠岡町の3市1町でこの病院を古くから運営されております。

今回、お願いいたしております伝染病患者処置委託料は、患者発生市町が負担する実費経費でございまして、過般来、疑似赤痢で家族4人が丸2週間、当該病院に入院、治療費等を含めた経費の支出でございます。

また、その下にございます伝染病院改修工事負担金でございますが、今回、病院がかなり老朽化しておりますので、病舎の改修工事と浄化槽の一部補修工事をしようとするもので、国庫補助金等を除いた、いわゆる市の均等割、人口割でもって、本市が215万5,000円を負担するというものでございます。これらの運営上この工事費を負担し、費用面で委託料を支出するというところでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 指導部次長（明坂貞士君） 幼稚園の収容人員でございますが、1,000名で変わってございません。それから、予想される来年度の入園は、資料を持っておりませんが、大体440～450名ではないかと思っております。

あわせて委託の件ですが、議員さんがおっしゃるように、和泉市は5歳児のみで、委託については、行政協定に基づきまして、4歳児、5歳児を収容いただいております。

それから、審議会の件でございますが、昨年の議会で審議会の設立をお願いいたしまして、1年かかっているいろいろ調整する中で、やっと12月1日付で各委員さんに委嘱状をお渡ししたところでございます。今後、精力的に取り組み、1月あるいは2月ぐらいには第1回の審議会を開きたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 57ページの都市計画関連での住居表示でございますが、おっしゃるとおり、和泉市は、地番で複合した地域がかなりございます。この件につきましては、われわれといたしましても、いままで一定の基礎調査を行ってきたわけでございます。来年度から一部基礎調査の完了した分から住居表示の作業にかかりたいと思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 青年の家についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、青年の家は昭和35年に建てられ、非常に老朽化しております。これまでも水の確保、屋根のふき替え等もしてまいりまして、今回また、玄関前の整備もお願いしております。あの施設は非常に自然に恵まれておりますが、水源の不足等から人的な制限がございますので、設備の整った施設を確保したいと思っております。このためには御指摘のように、和泉市独自ではなく、大阪府あるいは国、また、民間団体の利用できる施設を早急に市内に誘致するべく努力をしてまいりたい、かように考えております。

○ 19番（大谷昌幸君） まず、解放総合センターについて、もともとこれは代替地を充当した土地ですか。

○ 同和対策部理事（生田 稔君） はい。

○ 19番（大谷昌幸君） 面積はどのぐらいで、工事費を含んでのものか。また、車が何台ぐらいとめられるのか。

それと、青年の家ですが、いつも同じことなんですが、できるだけ教育委員会も市長も含めて早くやっていただかんと、和泉市内に30近い小中学校があって、その学校が利用できる宿泊施設がないわけです。これがあるやないか、ということですが、定員は子供で何人ぐらい、7、80人ですか。

○ 指導部次長（竹田明郎君） そうでございます。70名でございます。

○ 19番（大谷昌幸君） 1学年で70名というと、使える学校がどのぐらいあるか、ほとんど使えない。特にこういうところを利用したい市街地の学校ほど使えない。信太山には、大阪市がりっぱなものを持っておりますが、借りに行っても大阪市は、「自分とかが優先や」とはっきり言うてますし、ぜひとも近い将来、鉄筋の3階建てでもやってもらいたいということを要望しておきます。

○ 総務課長（佐藤貞夫君） お答え申し上げます。

御提案申し上げますのは1,857㎡でございます。過去の実績で解放総合センターの駐車場といたしましては、200台のスペースが必要ということでございますが、用地取得の関係から当面、109台駐車できるように計画しております。今年度で1,857㎡を開発公社から買い戻すということで、1㎡当たり10万2,000円、坪38万6,000円で買い戻すということになります。

それから、起債の地方債の1億8,976万9,000円の中身ですが、先ほど所長が申し上げましたように、府貸付金5,700万7,000円、これの80%の府貸付金が含まれてるということ

でございます。関連しまして、換地造成事業で2,889万9,000円が今年度中に補助金として入ってくる予定になっております。

以上でございます。

○ 19番(大谷昌幸君) それで結構なんです、非常に本庁の来客用の駐車場が現在、詰めて並べても50台ぐらいやないかと思えます。御承知のように、接触事故がしょっちゅう起こります。この前も土曜日でしたか、中央観光のごついのと民間の乗用車の接触事故がありました。本庁へ来られても車のとめる場所がない。あちこち回って、仕方なく裏の道へ持っていったる方も多し。昨日からやりかけてる新しく借られた土地、600~700㎡ぐらいのところを作業にかかっていますが、できるだけ早く両方ともうまく使える方法で、設計図もあがってるかもわかりませんが、早急にやってもらいたい。特に私のように、駐車場にくらいついて住んでる者は、これから受ける被害も大きい。自分のことを申し上げて大変申しわけないんですが、そういうこともよく御承知いただき、できるだけ早く多く来庁される方の車がとめられるよう要望しておきたいと思えます。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に。

○ 15番(穴瀬克己君) 3点ほど。まず、60ページの住宅管理費の内訳を教えてくださいなんですが、住宅補修工事費は改良住宅の延長ということですか。

○ 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。

○ 建設総務課長(奥村富彦君) 補修工事費につきましては、1つは、唐国の市営住宅につきまして、若干の補修工事の必要があるということで予定しております分と、改良住宅の中で現在、公共下水道に直放流ができていない分について、直放流工事を施行しようということで補正をお願いしております。

以上です。

○ 15番(穴瀬克己君) そうすると、103万は、唐国の市営住宅の補修工事費ということですね。

特にもう1点、深くお聞きしたいことは、市営住宅は非常に老朽化してくる中で、雨漏り並びに壁、畳等が非常に痛んできている。そういった中で、全然市の対応がなされていないということが、現地調査でたくさん市営住宅のほとんどが老朽化がひどい状況でございます。

もう1点、改良住宅の補修工事等にかなりきめ細やかな形でやられている。畳等の入れ替えもやっていると聞いておるんですが、その辺についてちょっとお伺いしたい。

○ 建設総務課長(奥村富彦君) ただいまお尋ねの老朽化については、確かに御指摘のとおりでございます。ただ、畳等の入れ替えにつきましては、これは改良住宅であれ、丸笠であれ、一般

公営住宅であれ、空き家になった分については、新たに人が入る時点で現場調査をして、表替えで済むものについては表替え、期間のかかるものについては畳そのもの、あるいは建具の入れ替えもやっております。

以上でございます。

- 15番(穴瀬克己君) 新しく入居するときしかやってないということですね。改良住宅の中で畳の入れ替えを1年に1回とかの形でやった経過はないということですか。
- 建設総務課長(奥村富彦君) ありません。
- 15番(穴瀬克己君) わかりました。現在の改良住宅以外の市営住宅は、本当に雨漏りがひどい。屋根のふき替えなども20数年来やってないという老朽化した市営住宅があります。今回、唐国でしれた額ですが103万円、これが何軒に相当するか知りませんが、一応、補修工事費という形で出ております。伯太の第2改良住宅も非常に古い住宅で、それこそ屋根にあがれないような状況の中で、個人で補強しながらやとるわけです。これは伯太だけでなく、市営住宅そのものが本当に全然手がつけられていない。片方では、改良住宅はどんどん進めていってる。これも市営住宅です。その意味で、本当に市民のために公平な形での環境をつくってあげないといかん。1回、年間の市営住宅管理費という形の補修費の1戸当たりの分についてひとつ確認したい。
- 建設総務課長(奥村富彦君) 一般の公営住宅の年間の1戸当たりの管理費でございますが、56年度の実績で約19,000円の支払をしております。
- 15番(穴瀬克己君) 19,000円という形の中で、どの程度の補修等の維持管理ができてるのか。
- 建設総務課長(奥村富彦君) 決算の明細がちょっと手元にございませんので、内容につきましては、後ほどお手元に資料をお渡ししたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。
- 15番(穴瀬克己君) 改良住宅の1戸当たりの維持管理費は。
- 建設総務課長(奥村富彦君) 改良住宅の1戸当たりの維持管理費でございますが、管理費でございますから電気代その他も含まれますが、6万2,000円余の支出をしております。
- 15番(穴瀬克己君) 改良住宅はできて間のない住宅なんですね。新しい住宅は、余り補修改修の費用は入らないはずなんです。にもかかわらず、6万2,000円出してる。ところが、老朽化のひどい市営住宅で1万9,000円しか1年間に補修費がついていない。全然建物の状況からいって逆なんですな。古くて痛んでくれば、よけいに改修が要ってくるということなんです。逆に新しいものが1戸当たり6万2,000円、古い方が1万9,000円です。当然、こういう市営住宅の状況の中で、市営住宅そのものの見直しの必要な時期がきたんじゃないか。以前から議会でも論議になってますが、このまま何年も持つような状況ではない。年次計画も立て、たとえ

10年、20年先でも、市営住宅をどうしていくんだという絵を書いていかなければならない。当然、そういったものは担当部局で計画されていると思いますが、ひとつ計画があれば御答弁願いたいと思います。

○ 建設部長（逢野一郎君） 御指摘のように、市営住宅が非常に老朽化しておることは事実でございます。いま、建て替えにつきましては、前回の議会でも助役から御答弁もさせていただきましたが、われわれとしては、構造上やりたいのは事実でございます。しかし、現在の入居者につきましては、すべて平家建てということでございますので、非常にむずかしい要素がございます。御指摘のように、いつかは構造上、より多くの市民の皆さんに御利用願いたいというのがわれわれの本意でございます。今後、十分入居者とも協議をいたしまして、早急にプランを立てたいと思います。

○ 15番（穴瀬克己君） 住宅はこれで終わりたいと思いますが、府営住宅でも、大きな世帯を抱えた伯太の第1、第2住宅で高層化ということを発表しました。当然そうすると、現在の入居者の対策等も考えてやっていますよ。本気にならないと、そんなことを言ったら、いつまでたっても市営住宅の建て替えなんてできっこない。当然、老朽化も進んでやらなければならない住宅もありますから、これについては、きちんとした計画を立てていく。担当の部では、10年、20年先には建て替えのビジョンはできてるんだと思っていたが、やはり和泉市の市営住宅については、もっと責任を持った対策を考えてもらいたい。特に市長、この点よろしく願います。

でない、市は何もしないで、大阪府とか公団に皆任せきりだとなる。やはり和泉市の市民の本当にいい住宅の環境をつくっていくんだという意味で、当然、市営住宅を柱にして考えなければならぬと強く指摘をしておきます。

それから、58ページの公園の維持管理費ですが、肥子池公園、忠岡池公園、光明池緑地の整備事業として補正されてますが、どんどん公園計画の事業を進めいただくのも結構ですが、以前から指摘しているように、公園維持管理が全然できてない。こんなことでは、何ほお金をかけても、市民が潤えるような公園、利用する市民のことを考えての計画を立てていかないと、管理の方が追いつかない。ほかの都市公園を見てもそうです。この間から口を酢っぱくして言ってますが、草も刈ってない。そんなことでは、幾らこんな形で投資しても、それが生きるような施策をしていかなければ何もならない。きちんと公園課でもつくり、公園の整備ができるような体制をつくらんと、お金のむだ遣いになってしまう。非常に厳しい財政の中でやっとならぬから、それ以上に生きる方法を考えないと、このことは担当の部局の皆さんもよくわかってることなのに、未だに進んでない。この点、部長の意見をお聞かせいただきたい。

もう1点、道路の維持補修なんです、この前にも私はちょっと質問したんですが、この問題については、業者から道路の復旧の負担金を取りながら、それを復旧に使ってない。仮復旧のままに置いてある。特に個人でのガスや水道の掘削跡の復旧です。当然、これは現課で徴収しているわけですから、この分については即座に対応できなくても、やっておるところもあるかと思いますが、ほとんどのところは未復旧のまま放置されております。この辺について今後、どのような形で対応されていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 建設部長（逢野一郎君） 公園の管理につきましては、かねがね議員さんから御指摘をいただいているところでございます。この件につきましては再三、御答弁もさせていただいておりますが、できる限り上司とも御相談いたしまして、4月をめどに何とか管理体制の強化をしていきたい、かように思うわけでございますので、御了解を願いたいと思います。

2点目の道路の舗装の問題でございますが、この件につきましても、議員さんから委員会におきましても常に強い御指摘を受け、われわれといたしましても、早速、市内の点検は行っております。できる限り早い時期に復旧したい、かように思うわけでございますので、御了解をお願いいたします。

- 15番（穴瀬克己君） 公園の方は、59年度を楽しみにしております。本当に力を入れてやっていただきたいと思います。

それから、道路の方は、一定のルールを確立していただきたいと思う。ただ、本復旧は当然市でやるという形になってるかと思うが、その分については、余りにもミニ開発が多いので、なかなか対応できないでしょうが、その辺の整備等を検討していただき、せっかく快適な道路がミニ開発がふえることによって痛んだままというのは、地元としたら、きちっと負担金は渡してあるから復旧してくれるものと思っておりますので、その点、ただ早急に調査してやるという形ではなく、そのことも当然ですが、今後、きちっとした対応策を考えていただきたいことを要望しておきます。

- 議長（池辺秀夫君） 他にございませんか。
- 9番（直村静二君） 議長、3時になります、私が質問したら30分ぐらいかかると思えますのでね。
- 議長（池辺秀夫君） それでは、暫時休憩いたします。

（午後3時休憩）

(午後3時18分再開)

- 議長(池辺秀夫君) 休憩前に引き続き審議を続行いたします。直村静二君。
- 9番(直村静二君) 先ほどの改良住宅の件では、60ページのところの改良住宅の建設事業ということで私は納得しかねるのは、幸3町で世帯数が1,211あるのに、改良住宅の計画が1,322戸だ。ところが、1,322戸以外の分は1,500ですか、1,600ですか、これは4.236ヘクタール、こういうことなんですが、具体的には、幸3町の分については1,322戸、世帯数の1,211を上回るということ、約100戸ありますから、これはどうもわかりにくい、ちょっと納得しかねるので、納得のできるような説明をお願いしたい。
- 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。
- 改良事業部長(角谷泰夫君) 説明不十分でまことに恐縮でございます。幸3町の住民登録人口は1,213世帯でございます。現在、私の方で予定しております外国人登録人口等の問題が入っております。現在、買収済みの戸数、その他存置問題等といたしまして、今後、なお必要としますのが525戸の住宅を考えてございます。今後、これらの動向等に合わせまして、建設戸数を実態に即したものについてさらに細かく見きわめてまいりたい、このように考えております。
- 9番(直村静二君) 私は、先の答弁で4.236ヘクタールの計算でいろいろ言われておったんですが、幸3町はいずみに出ますが、30ヘクタールです。これは1町が1ヘクタールですから30町歩ですか。その中での人口、世帯数ということなんですが、その点では、私はあとの分の12何ぼというのは、これは一体、町としてはどこどこが入ってるんか、これも参考にしたい。私が質問すると、いや全体の中でのどうの、こうのというので幸地区に限ったが、幸のケースについても、外国人登録が100何ぼあるから、差し引き500何ぼというお答えですが、それでは、幸3町は30ヘクタール、計画は4.236ヘクタールですから、あとの12.6はどこなのか。
- 改良事業部長(角谷泰夫君) 幸3町の他の地域としましては、王子町34番地から839番地、伯太町4丁目14と15、伯太町6丁目10番と11番というふうになってございまして、全部で4.2ヘクタールでございます。
- 9番(直村静二君) そうすると、伯太町4丁目は、具体的には丸笠団地だけではなく、地面が同対象地域として出ているわけですか。それ以外の分についても、伯太町6丁目をそういうふうにしてるんですか。
- 改良事業部長(角谷泰夫君) 地区指定範囲につきましては、いま申しました5町の地域で的一部分が入ってございまして、それが4.2ヘクタールでございます。

○ 9番(直村静二君) 42とかについては、私は決算委員に入ってますので、そこで詳しくやりたいと思います。先ほど答弁を受けましたが、議案審議ですので、納得のいくまでやらせていただきたい。

世帯数を上回るが、外国人登録者は何人かということと、この世帯数の分で行くと、これは全部入ってもうたら片がつくという計算ですか。必ず1,322戸建ったら終わりというということになってるんかどうか。

○ 改良事業部長(角谷泰夫君) 1,322戸建ったら終わりということではなくして、道路の整備問題等がございまして、一応、住宅の受け皿としてのカウントの問題でして、今後、526戸の買収を必要とする中で現在、すでにできておりますのが787戸でございます。そういった数値の中での問題でございます。その差につきましては、外国人の登録の問題あるいは自主除却問題、また、存置問題等が出てまいっておるものでございます。今後、事業が終盤に近づくにつれ、これらの全体的な数値のバランスをとりつつ、事業の完成に向け邁進してまいりたいと考えております。

○ 9番(直村静二君) いままでの実態の中で、買収に応じていただけるのがあと500といっていますが、500何ぼが皆入ってもらえるとは限りませんよ。つまり、いままでの実態からいうと、100世帯は地区外に転出するという実績があるんですから、1,322戸というんでなく、見直ししてもらいたい。そうしないと、1,322戸あるじゃないかということでは、昨日の天掘議員に対する答弁をもらったように、同特法の期限があとわずかしかない、一年半食い込んでますから、どないしてあと500何ぼの買収をやるんですかね。今度は再延長はないとなったら、中途半端で終わってしまうことを懸念している。残ったのはどないするんや、市の単費で皆せないかんという新しい問題が起こってくる。

すでにいま空き家があるんだし、毎回言うてますように、ここへきて持ち家制度というものを適用してないんやから、どこか探せ、となって、そのために伯太6丁目や8丁目あたりに土地を提供していくことになってくるんやないですか。出ていけば、10年間は固定資産税はなしやということになるが、これは別の問題ですから決算委員会でやらせてもらいますが、要は、1,322戸が減多に実行不可能だということです。さらに、期限というものもあり、買収に応じてくれるものか、また、代替地をこしらえても適切なものであるかどうかの議論もあろうかと思えます。

ただ、外国人登録が100何ぼというのは聞き初めですが、当然あろうと思います。そうすると、何世帯入ってるんか、答弁漏れでなかったが、あと何戸入ってるんか、これもきちんと答えてもらわんとね。計算としては、これは世帯数でいく。外国人登録者も入ってくると、勘

定も合わしてもらわんといかん。実際、進めていく中で残る人、出ていく人がおりますが、いまの計算では、3分の1は出ていく。推定ですが、あと150戸は減ってくるんじゃないかと思う。

そうすると、財政運営上からよく考えてもらって見直ししていかないと、逆に1,322戸入ってほしいと指導するのか。そうではなく、早く事業を終わり、また、早く住民の持ち家分を入れて、道路を中心として環境整備を早くやるという方向転換をこの先せないかんということなんです、あえて言えばね。だから、1,322戸については見直ししましょう、ということについては、買収もあり、実際に3分の1は出ていきはるし、そうすれば、期限内にやろうと思えば計画変更はやります、内容はこうだということを市長、この際、言明せんといかんと思います。解放同盟と約束したからといって、最後の最後まで解放同盟にうんと言ってもらわんとできないということではなく、実態はこうなんだ、ということ補助や起債も計算をして、財政当局も泣いてるんやからこの際、その実態というものを早急に縮小して、持ち家制度も縮小して、道路や公園は絶対に応じてもらわんと困る。しかし、行くところがないという方については、改良住宅を提供するという形にしてもらいたいと思うんです。そうしなければ、片方で代替地を探して回らんといかん。気にいらん、新しい場所はいやや、となれば困りますので、自主的な持ち家制度にしてやってほしい。

さらに、もっと先行すると、幸に新しく転入という問題が出てきたらどうするか。出ていった人は、恩典がなくなれば帰ってる。受け皿もつくらんといかんという問題も派生することを心配します。人口がゴムのように伸びたり縮んだりして、その都度、計画にそごを来す。要は、移転、転出は自由だが、この際、やはり村づくりとなれば、いまははっきりしているように、500軒はできない、何割かは出ていきはる。もしくは、500は絶対に買収に応じていただくことになるんかどうか。買収の話し合いができれば期限が切れる。それでも、やはり基本法やとなれば、和泉市で単費でも仕事をせないかんという問題も前もって心配したような発言ですが、この際、きちんとした見直し、実効のあるものに変更してもらいたい。

部長は、市長の補助機関やから、正確な数字を出してもらえばこの際、市長の見解をただしていきたい。市長、いま、1,322戸はどうい確定的なものでない。今後、環境改善については、実態に即応して早くすませるにはどうするかということで、いますぐ答えられないでしょうが、ここへきていろんな問題等が出てきたので、計画の見直しをせないかんことになってると感じたかどうか、お答え願います。

- 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘をいただいておりますが、私といたしましては、地域改善対策特別措置法があと余すところ3年有余という中で、何とか期限内に物的差別をなくすた

めに環境改善を促進し、何とかめどをつけさせていただきたいという決意でございます。したがって、いろいろと御指摘をいただくところでございますが、現下の実態調査あるいはこれと相まって今後とも対応していきたい、このように思っております。

- 9番(直村静二君) 大した答弁ではないけど、それぐらいの答弁でしょうがないが、私は、実態調査を報告せよ、と前からいってますが、それがいいんです。いま、私が聞いて初めてそういう見直しが重要なものというが、市長もしっかりと受けとめてほしい。期限内に終わるとなれば、当然、1,322戸は変動すると見ていますし、また、せんとつまらん。流動的なものやとはっきり宣言せよと言ってます。買収に応じてくれへんかったらどないするんや。もたもたしてます。

これもやはりぐあい悪いということで、あえて、ここで言うておりますのは、小中学校の生徒数の一覧表というものがある。幸の小学校は800人の計画できたが、始まったとき580人、いま380名です。改良住宅をそのけ、そのけ、とやるから、3割の人が出ていき減ってしまった。早く事業も期限内に終わるようにせんと、校区の問題もからんでくるから、きちんと整備をせんといいかん。この議案ですから、池下線まで触れませんが、1,322戸と決めてしもうたら生徒数は何ほど、きちんと計算してやる。また、変わるんやとはっきり言明してもらい、落ち着いたところでやってもらわんといいかん。教育委員会に任せといたらあきまへんぜ。一番肝心の底地と家に住む人の計算で生徒数が出てきます。1,322戸やなく、外国人の方向は入ってもろうたら、その人らは別の学校へいくんでしょう。数が違ってくる。意見ですから市長、よく知っといってもらいたいと思います。議会では、きちんと整合性のある答弁をして納得のできるようにしてもらいたいと要望しておきます。ややこしい42.36ヘクタールとか、幸3町の区域については、また、決算委員会でやりますので、部長もそのときには、きちんと答えられるように、ちゃんと資料を整えて待っといしてほしい。これで終わります。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決いたしました。

- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第23「昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

昭和 58 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

昭和 58 年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,237 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 746,587 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

昭和 58 年 1 2 月 20 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		351,287	1,037	352,324
	1. 一般会計繰入金	351,287	1,037	352,324
6. 市債		257,100	15,200	272,300
	1. 市債	257,100	15,200	272,300
歳入	合計	730,350	16,237	746,587

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		612,644	16,237	628,881
	1. 下水道総務費	479,830	145	479,975
	2. 下水道整備費	132,814	16,092	148,906
歳出	合計	730,350	16,237	746,587

第2表 債務負担行為

事項	項	期	間	限	度	額				
和	気	第	3	幹	線	整備	事業	昭和58年度 昭和59年度	140,000	千

第3表 地方債補正

起債の目的	補			正			後			
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道 整備事業	257,100 千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	府行他 政銀そ の	30年以内(内据置5 年以内)ただし、市財 政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借換えする ことができる。	272,300	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	府行他 政銀そ の	30年以内(内据置5 年以内)ただし、市財 政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借換えする ことができる。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第54号「昭和58年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出1,623万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,658万7,000円と定めるものでございます。歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定による債務を負担をすることができる事項、期間等を定めるものでございまして、第2表のとおり和気第3幹線整備事業費1億4,000万円を定めるものでございます。

次に第3条地方債の補正でございますが、限度額の変更で、第3表地方債補正のとおりでございます。

補正予算の内容でございますが、職員の期末手当の追加を初め、府中西排水路の整備事業費の追加で、1,623万7,000円の追加計上と相なる次第でございます。

これら歳出予算に充当すべき財源といたしまして、地方債1,520万円、財源不足相当額を一般会計より繰り入れるべき予算措置いたしたいものでございます。

以上が今回、御提案申し上げた議案第54号「昭和58年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決いたしました。

○

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第24「昭和58年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 55 号

昭和 58 年度和泉市水道事業会計補正予算(第 1 号)

- 第 1 条 昭和 58 年度和泉市水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
- 第 2 条 昭和 58 年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款水道事業収益	1,659,434 千円	41,263 千円	1,700,697 千円
第 1 項営業収益	1,481,384 千円	41,263 千円	1,522,647 千円
支 出			
第 1 款水道事業費用	1,693,059 千円	41,263 千円	1,734,322 千円
第 1 項営業費用	1,403,642 千円	41,263 千円	1,444,905 千円
第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第 1 款資本的支出	659,877 千円	39.1 千円	660,268 千円
第 1 項建設改良費	546,980 千円	39.1 千円	547,371 千円

第 4 条 予算第 8 条中職員給与費「497,079 千円」を「500,733 千円」に改める。

第 5 条 予算第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 11 条 債務負担行為をすることができざる事項・期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	限 度 額	当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	損益勘定留保資金	
施設用地購入	500,000 ^{千円}	昭和 59 年度	500,000 ^{千円}	500,000 ^{千円}	

和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子（債務保証）

昭和 58 年 12 月 20 日 提出

和泉市長 池 田 忠 雄

昭和 58 年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		1,700,697		
			1,522,647		
		1. 給水収益	1,374,546	水道料金及び量水器使用料	
		2. 受託工事収益	115,000	給水装置の新設・増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益。	
		3. その他の営業収益	33,101	材料売却収益・消火栓維持管理補償金・下水道業務受託収益並びに設計審査・竣工検査・材料検査・道路占用及び掘削申請・各種証明手数料	
2. 営業外収益			177,950		
		1. 加入金	151,950	新規水道加入金	
		2. 受取利息及び配当金	5,000	預金利息及び有価証券利息	
		3. 他会計補助金	10,000	一般会計補助金	
		4. 雑収益	11,000	配給水管破損弁償金及び水質検査等協力金	
3. 特別利益			100		
		1. 過年度損益修正益	100	過年度損益修正益	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,734,322	
			1,444,905	
		1. 原水及び浄水費	732,964	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水費	168,910	配水・給水に要する費用
		3. 受託工事費	104,000	受託工事に要する費用
		4. 業務費	146,144	検針・測定・集金その他業務の運営に要する費用
		5. 総保費	96,828	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	192,549	固定資産の減価償却費
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	510	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗費
		8. その他の営業費用	3,000	材料売却原価
			287,717	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	287,667	企業債の利息及び一時借入金利息
		2. 雑支出	50	雑支出
			700	
		1. 過年度損益修正損	700	過年度損益修正損
		4. 予備費	1,000	
	1. 予備費	1,000	予備費	

2. 資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 資本的收入			568,510	
	1. 企業債		164,000	
		1. 企業債	164,000	配水管整備事業及び水道施設等整備事業債
	2. 工事負担金		392,000	
		1. 工事負担金	392,000	配水管布設等工事負担金
	3. 負担金		7,500	
		1. 他会計負担金	7,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金
	4. 固定資産売却代金		10	
		1. 固定資産売却代金	10	不用固定資産売却代金

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		660,268		
			547,371		
		配水管事業費	15,800	配水管整備事業に要する工事費	
		配水事業費	37,000	配水管更生事業に要する工事費	
		水道施設等整備事業費	154,098	水道施設等整備事業に要する工事費等	
		改良工事費	193,298	改良工事に要する工事費等	
			光明台水道施設費	129,000	光明台団地水道施設建設費
		営業設備費	18,180	営業に係る諸資産購入費	
	2. 企業債償還金		112,897		
		1. 企業債償還金	112,897	企業債の元金償還金	

昭和 58 年度水道事業会計資金計画

(単位 千円)

区 分	当年度予定額
受入資金	2,512,913
1. 事業収益	1,566,812
2. 前年度未収金	131,953
3. 企業負債	164,000
4. 工事負担金	392,000
5. 負担金	7,500
6. 前受金	10,000
7. 預り金	10,000
8. 繰越金	231,138
9. 固定資産売却代金	10
支払資金	2,246,531
1. 事業費用	1,536,263
2. 前年度未払金	0
3. 建設改良費	547,371
4. 企業負債還金	112,897
5. 前受金払出	40,000
6. 預り金返済	10,000
差 引	266,382

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） 議案第55号「昭和58年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

今回、補正いたしますのは、府住宅供給公社の寺田住宅建設に伴う受託工事関連、一般会計に準じた夏季期末手当増額措置による収益的収支と資本的支出を各一部補正するとともに、池上町地内における水道施設設置に伴う用地取得費として、新たに債務負担行為を設定せんといたすものでございます。

内容について申し上げますと、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、夏季期末手当増額措置による損益勘定支弁職員給与費326万3,000円及び府住宅供給公社寺田住宅関連の給水管切り替え工事費用として3,800万円を補正するものであり、水道事業費用中、営業費用について4,126万3,000円追加し、補正後の水道事業費用を17億3,432万2,000円といたすものでございます。

なお、この追加費用に見合う所要財源として、水道事業収益中営業収益については、受託工事収益等をもって引き当て、同額の4,026万3,000円を追加し、補正後の水道事業収益を17億69万7,000円といたすものでございます。

次の第3条は、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、前条同様に資本勘定支弁職員給与費を補正するもので、資本的支出中建設改良費について39万1,000円追加し、補正後の資本的支出を6億6,026万8,000円といたすものでございます。

次に、第4条では、予算第8条に定めた職員給与費を今回の補正により、5億73万3,000円に改めるものでございます。

さらに、第5条では、予算第10条の次に1条を新設し、土地開発公社先行取得依頼のため、水道事業施設用地取得事業資金の元金及びその利子を含め限度額5億円と定め、債務負担行為として計上し、同時に債務保証を行おうとするものであります。

なお、本用地については、現在、休止中の池上浄水場跡を一部転用して、材料置場として供用いたしておりますが、手狭であるためこれを処分し、新たに災害復旧用資材等の備蓄並びに漏水防止技術訓練センターを併設し得る相当規模の代替施設を設置するため、今般、池上町1丁目地内において、適地を取得しようとするものであります。

以上の結果、昭和58年度末の累積欠損金見込額は4億5,027万円と相成るものでございます。

以上が今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これら詳細につきましては、82ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしくご審議く

ださしまして、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号を原案どおり可決いたしました。

○

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第25「昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 56 号

昭和 58 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 昭和 58 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 昭和 58 年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
			出
第 1 款 病院 事業 費用	4,135,988 千円	15,180 千円	4,151,168 千円
第 1 項 医 業 費 用	3,848,140 千円	15,180 千円	3,863,320 千円

第 3 条 予算第 7 条中、職員給与費「1,922,351 千円」を「1,937,531 千円」に改める。

昭和 58 年 12 月 20 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	自	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益	1. 医療収益		3,972,745	-	3,972,745	
			3,756,652	-	3,756,652	
		1. 入院収益	2,426,685	-	2,426,685	
	2. 外来収益	1,248,747	-	1,248,747		
	3. その他医療収益	86,220	-	86,220		
	2. 医療外収益		175,533	-	175,533	
		1. 受取利息配当金	4,000	-	4,000	
		2. 他会計補助金	144,838	-	144,838	
		3. 国庫(府)補助金	5,358	-	5,358	
		4. 患者外給食収益	16,777	-	16,777	
		5. その他の医療外収益	4,560	-	4,560	
	3. 特別利益		40,560	-	40,560	
		1. 特別利益	40,560	-	40,560	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医業費用		4,135,988	15,180	4,151,168	
			3,848,140	15,180	3,863,320	
		1. 給与費	1,922,351	15,180	1,937,531	
		2. 材料費	1,359,557	-	1,359,557	
		3. 経費	366,130	-	366,130	
2. 医業外費用		4. 減価償却費	189,102	-	189,102	
		5. 研究研修費	11,000	-	11,000	
			287,548	-	287,548	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	272,883	-	272,883	
		2. 患者 給食材料費	14,665	-	14,665	
3. 予備費			300	-	300	
		1. 予備費	300	-	300	

昭和58年度和泉市病院事業会計資金計画

区	分	当年度予定額	区	分	当年度予定額
受入資金		6,615,486 円	支払資金		6,541,201 円
1. 医業収益		3,210,341	1. 医業費用		3,314,218
2. 医業外収益		30,695	2. 医業外費用		287,548
3. 出資		84,778	3. 建設改良費		40,000
4. 他会計補助金		144,838	4. 看護婦宿舍割賦金		1,233
5. 企業債		0	5. 企業償還金		66,269
6. 国庫補助金		0	6. 公立病院特例債		40,560
7. 特別利益		40,560	7. 繰越未払金		494,073
8. 他会計借入金		678,000	8. 一時借入金		1,600,000
9. 貸付金返還金		0	9. 預り金		100,000
10. 繰越未収金		703,510	10. 他会計借入金返還金		597,000
11. 一時借入金		1,550,000	11. 予備費		300
12. 預り金		100,000			
13. 前期繰越金		72,764	差引		74,285

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第56号「昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」について、その内容を御説明申し上げます。議案書97ページでございます。

今回の補正は、本年第2回定例会で御議決賜りました昭和58年6月に支給する期末手当の特例に関する条例制定によりまして、病院事業費用中の医業費用給与費の補正でございます。

それでは、補正予算各条について御説明申し上げます。

第2条は、予算第3条の収益的支出の予定額41億3,598万8,000円に1,518万円を追加し、補正後の病院事業費用を41億5,116万8,000円と定めるものでございます。

なお、支出のみの補正でありまして、充当する財源につきましては、一時借入金をもって充当してまいりたく存じますので、よろしく願いいたします。

第8条は、予算第7条に定められた議会の議決を経なければ流用することができない職員の給与費を、今回の補正により19億2,285万1,000円から19億3,753万1,000円に改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第56号の提案理由並びにその内容でございます。よろしく御審議の上、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号を原案どおり可決いたしました。

○

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第26「核兵器廃絶・平和都市宣言について」を議題いたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 大変恐縮でございますが、議案書に訂正がございましたので、本日、御配付申し上げました議案書でお願いしたいと思っております。

それでは、朗読いたします。

議案第57号

核兵器廃絶・平和都市宣言について

核兵器廃絶・平和都市を次のとおり宣言するものとする。

昭和58年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

核兵器廃絶・平和都市宣言

真の恒久的な平和は、人類共通の願いである。

しかるに、果てしない軍備拡張競争が世界の平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は、世界で最初の核被爆国であり、再び「広島や長崎」の惨禍を繰り返させてはならない。

和泉市は、差別をなくし人権を守ることこそが平和に通じるものであることを認識し、人権を尊び心のふれあいを広めるまちづくりをすすめている。

平和を愛する私達のまちとして市民総意のもと、非核三原則の堅持と軍備縮小を訴え、ここに和泉市は全世界から核兵器廃絶を願う平和都市であることを宣言する。

昭和58年12月 日

大阪府和泉市

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程されました議案第57号「核兵器廃絶・平和都市宣言について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。御説明に先立ちまして、事務局の勝手から議案の字句の一部修正が必要となりましたので、ただいま議案の差し替えをさせていただいたところでございますので、今後は十分精査いたしまして、このようなことのないようにいたしますので、何とぞよろしく御了解を賜りますようお願いいたします。

本年は、国連総会におきまして、世界人権宣言が採択されてから35周年という記念すべき年であります。人権尊重、人間平等を高らかにうたい上げた世界人権宣言は、差別をなくし、人権を守ることこそが、平和に通ずるものであるとして生まれたものでございます。この世界人権宣言が採択されて以来、これまで国際人権規約を初め、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約

等々が次々とここへきて採択され、平和と人権の確立に向けた国際的な潮流は大きくなってきております。しかしながら、一方では、ますます激しさを増す軍備拡張競争の中で、人権と平和が脅かされる状況が生じてきております。

こうした中で、1昨年開かれた国連総会におきまして、本年が世界人権宣言35周年に当たることから、この機に国連及び加盟国において、人権擁護の取り組みを強めることが決議され

ました。こうした国連決議の趣旨を尊重し、人権擁護の取り組みを協力的に推進するため過般、世界人権宣言35周年和泉実行委員会も結成され、現在、各分野での取り組みが鋭意推進されているところであります。

本市といたしましては、人権尊重、住民自治を基本とした活力ある住みよい町づくりを進めるために、ここに恒久の平和を目指し、核兵器廃絶・平和都市宣言を行おうとするものであります。何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明にかえさせていただきます。どうかよろしく御願申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決いたしました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第27「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第15号

常任委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により次のとおり委員を選任する。

昭和58年12月21日

和泉市議会議長

池 辺 秀 夫

記

建設水道委員会委員

産業衛生病院委員会委員

○ 議長（池辺秀夫君） 本件につきましては、種々協議の上御了解願っておりますので、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、私より選任させていただきます。

建設水道委員会委員に杉本永君を、産業衛生病院委員会委員に藤原正通君を選任いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、建設水道委員会委員に杉本永君、産業衛生病院委員会委員に藤原正通君をそれぞれ選任することに決しました。

-
- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第28「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第16号

議会運営委員会委員の選任について

和泉市議会運営委員会規則第4条に基づき次のとおり委員を選任する。

昭和58年12月21日

和泉市議会議長

池 辺 秀 夫

記

議会運営委員会委員

- 議長(池辺秀夫君) 本件につきましても先に御協議願っておりますので、私より選任させていただきますと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、私より選任させていただきます。

議会運営委員会委員に藤原正通君を選任いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員に藤原正通君を選任することに決しました。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第29「特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第17号

特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員条例第4条第1項の規定により次のとおり選任する。

昭和58年12月21日

和泉市議会議長

池 辺 秀 夫

記

交通・公害対策特別委員会委員

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

土地開発公社特別委員会委員

- 議長（池辺秀夫君） 本件につきましても、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 朗読いたします。敬称は略させていただきます。

交通・公害対策特別委員会委員 藤 原 正 通

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員 藤 原 正 通

土地開発公社特別委員会委員 藤 原 正 通

- 議長（池辺秀夫君） ただいま朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、朗読どおり選任することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第30「和泉市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第18号

和泉市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場
の設置及び選挙公報の発行に関する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

昭和58年12月21日

提出者

和泉市議会議員

仁	井	明
柳	瀬	美樹
奥	村	圭一郎
出	原	平男
並	河	道雄
田	中	包治
松	尾	孝明

和泉市の議会議員及び長の選挙におけるポスター
掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第144条の2第8項及び第9項ただし書並びに第172条の2の規定に基づき、和泉市の議会議員及び長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の掲示場の設置及びポスター掲示場の総数を減ずること並びに選挙公報の発行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ポスター掲示場の設置)

第2条 和泉市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、和泉市の議会議員及び長の選挙が行われるときは、ポスターの掲示場を設けなければならない。

(ポスター掲示場の総数の減少)

第3条 委員会は、地勢・交通等の事情により、法第144条の2第9項本文の規定により算定

した総数のポスター掲示場を設けることが困難であると認めるときは、その総数を減ずることができる。

(選挙公報の発行)

第4条 委員会は、和泉市の議会議員及び長の選挙が行われるときは、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに一回発行しなければならない。

(選挙公報掲載文の申請)

第5条 候補者が、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて委員会の指定する期日までに郵送によることなく委員会に文書で申請しなければならない。

2 前項の掲載文の字数は、議会議員の選挙にあつては300、市長の選挙にあつては500を超えることができない。

3 候補者は、その責任を自覚し、第1項の掲載文には他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

(選挙公報の発行手続)

第6条 委員会は、前条第1項の申請があつたときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。ただし、掲載文の字数が前条第2項の制限を超えるときは、その超える部分は掲載しないものとする。

2 1の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第7条 選挙公報は、委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込み、その他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第8条 委員会は、法第100条第1項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 議長(池辺秀夫君) 提案者の趣旨説明をお願いします。
- 18番(松尾孝明君) それでは、議会議案第18号「和泉市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例制定について」、提出者を代表して趣旨説明をいたします。

本案は、去る56年4月7日に公職選挙法の一部が改正されたことにかんがみ、候補者の市民へのポスター掲示、依頼等に伴う精神的負担を考慮して、そのポスター掲示場の適正化を図るとともに、選挙公報を発行することにより、一層の公正を期することが必要であります。

なお、合わせまして、本案を作成するに際し、近隣各市はもとより、府下各自治体の現況を調査検討いたしましたところ、各市につきましては、おおむね同一歩調がとられているのであります。また、時代の趨勢でもあり、加えて、その簡便さ、公正さ、市民ニーズ、街の美観等々のいずれの面からいたしましても適切なものと考え、御提案申し上げるものでございます。どうぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 10番(天堀 博君) 趣旨説明ということでありましたが、具体的な条例の中身その他についてのいろんな説明がございませんでしたので、私の方から、実は、この条例案が可決されましたら、その後、選挙管理委員会等でその作業あるいは予算措置その他について段取りをつけていかなくちやならないと思います。その点で先ほど言いましたように、条例の内容の説明がありませんでしたので、私の方から幾つかの点につきまして少しお聞きをしたいと思いますので、事務局を担当する選挙管理委員会としてのお答えを願いたいと思います。

まず、第1点目は、第1条にありますポスターの公職選挙法第144条の第8項及び第9項のただし書というところで、この内容は、ポスターの掲示場についての第1投票区当たりを決めるとと思いますが、1投票区当たり大体何か所設置するかという点がまず第1点。

それから、第2点目は、和泉市全域でポスターの掲示場は何か所になるのか。それでいけば、

せんだっての衆議院選挙あるいは知事、府会議員の選挙、参議院選挙がございましたが、これに比べてどのようになるのかという点です。

第3点目は、ポスターの大きさ、他市の例も見えておりますので、多少はわかるんですが、ポスターそのものの大きさ、寸法はどの程度のものになるのか。従来のいわゆる1枚張りで張っておったものに比べてどうなるのかという点。

それから、4番目には、第3条で先ほどの第1条、それから第2条で掲示場の総数が決まるわけですが、その総数を設けることが困難と認めるときは、その総数を減らすことができる、となっておりますが、この場合、極端な減少ということはやってはならないと思うんですが、その点の範囲等をどのように考えているのか。これは従前のものに比べて和泉市の場合、30人以上の枚数が張れるものになると思いますが、そうすると、設置個所に非常に困るんじゃないかと思うので、その辺をひとつ確認をしておきたいと思います。

それから、4番目には、第5条に選挙公報のことが出てます。これは4条から公報が発行できるとしてありますが、第5条で氏名、経歴、政見、写真等の掲載ができ、委員会に申し出るということですが、第2項では、市長では500、議員では300字以内のいろいろ出てますが、いわゆる公報全体の大きさから割り出してくると思うんですが、その1人当たりの大きさがどれぐらいになるのか。それから、その中に占める名前とか写真の割合が規定されているのか。極端には、わずかな公約だけを書いて、後は写真と名だけを出してもいけるのかどうか。もちろん、第5条の第3項には、「候補者は、その責任を自覚し」とあり、他人の名誉を傷つけてはいかんとして出ておりますが、これに触れないものであればいけるのかどうか。

それから、第6点目は、第6条に「掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない」となっていますが、規定の大きさとか、いろんなものが決められれば、いわゆる候補者側ですべて製作してきて選挙管理委員会に提出するということになるのかどうか。

それから、7点目は、これに伴って和泉市が必要とする費用、予算の問題ですが、ポスター掲示場について、設置、撤去などすべてを含めてどれぐらいの予算を必要とするのか。それから、公報を出すとなっておりますから、その公報の製作費を含めて配布費などすべてどれぐらい要るのか。

この7点について、まずお答えを願いたいと思います。

○ 議長(池辺秀夫君) 答弁。

○ 選管事務局長(農端小一君) それでは、選挙管理委員会の方からお答えいたします。

まず、第1点目の1投票区におけるポスター掲示場の個所は、最低5カ所から10カ所以内ということを決められております。これは面積あるいは有権者数によりまして算出するものであり

ます。

2番目の総数でございますが、過日、行われました衆議院選挙におきましては、338カ所でございます。ただ、これにつきましては、山の谷の投票所及び丸笠団地等につきましては、面積あるいは有権者数が非常に低うございますので、5カ所を割っております。ただし、5カ所を割ったものにつきましては、他の大きな投票所いわゆる府中あるいは伯太町あたりに持っていまして、総数は減じておりません。

それから、大きさにつきましては、1候補者のポスターが張れる範囲は、43センチ四方のものでございますので、定数が26人です。いま考えておりますのは、大体36人分のものを考えております。ただ、3段にするか4段にするかは、委員会で御決定いただきますので、ちょっと大きさにつきましては、後ほど資料で御説明したいと思います。

それから、総数の減につきましては先ほども申し上げましたように、市内で338カ所と決まりましたら、投票所によりまして5カ所を割っても、総数では減じない方向で現在まできております。

それから、公報につきましては、写真あるいは氏名等でございますけれども、一応、規定しまして、大きさ等は選挙管理委員会の方で定めまして、写真だけが大きくなるという考えは持っておりません。

それから、6番目の公報の掲載文の原文のままということでございますが、候補者により指定の用紙をお渡しし、そこで候補者自身に記入していただき、それを写真で撮りまして、そのまま公報に載せるということで考えてございます。

それから、予算でございますが、これは今回、大きくなりますので、いままでの経過とはかなり違ったケースとなり、他市を参考に願いたいと思いますが、1カ所当たり約3万円前後が必要じゃないかと思えます。それ以外には、借地の謝礼あるいは選挙公報につきましては、大体印刷代として70万円近く、あるいは配布手数料も66万円、また、掲示板の保険等も加入しなければいけないと思えます。それから、設置に当たりましては、職員の人件費等が時間内で終わればいいんですが、終わらない場合、時間外等の問題も出てこようかと思えます。そこで、概算計算しておりますが、約1,320～1,330万円の費用になろうかと考えております。

以上でございます。

- 10番(天堀 博君) 実際には、第9条で選挙管理委員会へ施行に関しての委任をしておりますが、細かな要項その他についてはここでされると条例案ではなっております。ですから、具体的な動きは、そういうことになろうかと思うんですが、いま、お聞きしますと、やはり全体の個所数は変わらない、あるいは極端な減少はないということですね。しかし、実際には、3段

か4段にするか、とにかく36人分の掲示場をこしらえることは、かなり大きな面積を必要とします。そうすると、この設置する場所の問題が限定されてくると思うんです。いままでお願いしておるところと同じようにお願いできるかどうか、むずかしい問題が出てくると思います。つまり、この3条にあるように、「地勢・交通等の事情により」云々ということで、算定した総数よりも減少することができるんだ、となっておりますので、この点は、非常に問題点も含んでおると思います。

私は、このポスターの公営掲示につきましては、提出者の趣旨説明でありましたが、公正さと町の美観などいろいろ言われていますが、実際には、私どもは他の選挙区にいろいろ応援その他にも行って見ておりますが、確かに小さい市域では、それなりに目立つところもあります。しかし、やはりそこでも町のムードというか選挙の雰囲気というものはなかなか盛り上がりません。特に泉佐野市なんかは、かなり和泉市と同様に市域が広い。そうすると、ポスターの掲示場がどこにあるかわからない。しかも、あったところで、かなり大きなものでしょう。そこに30何人かの人数が張ってあるから、それこそ、だれが張ってあるんかわからない。実際には見る気もしないという事態が出てくる。こういう点については、本当に公報になるんかという疑問を持っております。

それよりもかえって、公職選挙法がどんどん改悪されております。衆議院選挙では20日のものが15日になり、あるいは立会演説会が形骸化してなくなってしまいます。そうすると、よけい選挙民、有権者の選挙に対する、あるいは政治に対する意識が低くなっていくという実態なんです。そうすると、どういうことになるか。やはり現職とか力のある者、財力のある者、それから顔のきく人がより有利になってくる。新人とか立候補の資格があるのになかなか立候補ができないということになります。人気があればええかわかりませんが、しかし、東大阪でこの間ありました、和泉市では、なかなかタレントというものが出るとい状況ではありません。そういう人気者とか力、財力のある人が有利な状況になります。そうすると、それこそ、公正さが欠けてくる。この点については、私どもはぐあい悪いと考えてます。いま、お聞きした中でいろいろ出されたものを見ても、そうじゃないかと思しますので、これは反対をしたいと思います。

しかも、いま話があるように、選挙期間が次の選挙では10日間が1週間になり、非常に短期決戦です。そうなってくると、よけい前からいろんなことで準備をしなければならず、そこによけいお金がかかるようになります。その点では、この公営掲示場設置そのものについては、私どもは反対をします。ただ、公報の発行は、公営掲示場方式でなくても必要やと思います。これはより選挙民に政策その他を知らせるためにも、公報の発行は必要であります。そのために公報発行の件、いわゆる第3条の点については私ども、賛成をするわけでありまして、この条例案を

のものが、公営揭示場について第1条、2条、3条に出ていますので、この条例案については反対を表明したい。しかし、公報の発行については、やはり出していくべきだと考えておりますので、その点は賛成いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 5番（田中包治君） 私は、この選挙管理委員会に質問するというのがおかしいと思う。やはり議員提案ですから、議事のやり方をはっきりしておいてもらわんと、われわれが議員提案したんですよ。事務局に相談したのでもない。そういうシステムですから、ただ、賛成、反対というんじゃなく、お互いに議員間だからということですからね、ちょっと議事のやり方がおかしいと違いますか。選管がそんなものにどこで答弁してるんか、それを聞きたいんです、そうでしょう。具体的には、やはり関係委員会に相談してやるとか、そんな話なら別だが、議員提案に理事者が答弁するとなんて、人に聞かれたら笑われまっせ。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

反対の意見がありましたので、挙手により採決いたします。

本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数であります。よって、議会議案第18号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第31「『女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約』の早期批准に関する要望決議』を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第4号

「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」

の早期批准に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

昭和58年12月21日

提出者

和泉市議会議員

田 中 包 治

並 河 道 雄

奥 村 圭 一 郎
柳 瀬 美 樹
橋 本 佳 行
貝 淵 博 治
出 原 平 男
松 尾 孝 明
天 堀 博

「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の

早期批准に関する要望決議

昭和54年12月、国連総会において「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」が採択され、我が国においても、昭和55年7月、国連婦人10年世界会議で、同条約に署名を終えている。

急激な社会情勢の変化の中、働く婦人の増加など、婦人の社会的役割が増大してきている。しかし、雇用の条件、婦人の地位は依然として低い現状であり、これに対する諸条件の整備が急がれているところである。

よって本市議会は、政府に対し、速やかに本条約を批准するとともに、関係国内法について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和58年12月21日

大阪府和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提出者の趣旨説明を願います。
- 17番（橋本佳行君） お手元に配布した内容は、ただいま局長が朗読したとおりでございますので、よろしく満場一致の御賛同をお願いいたします。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本決議案を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、決議第4号を原案どおり決議することに決しました。

○
○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 3 2 「食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の向上を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第 3 号

食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の
向上を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 3 条の規定により提出する。

昭和 5 8 年 1 2 月 2 1 日

提 出 者

和泉市議会議員

田 中 包 治
柳 原 美 樹
並 河 道 雄
奥 村 圭 一 郎
天 堀 博
竹 内 修 一
貝 淵 博 治
出 原 平 男

食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の
向上を求める意見書

近年の食生活は、加工食品の増大とともに、国民の口にする食品添加物の量、種類ともにふえてきている。

添加物は、個々の安全性だけでなく、一度に多種類を摂取した場合人体への複合毒性や子孫への悪影響等が心配されている。こうした国民・消費者の不安を背景に 1 9 7 2 年国会では、「食品添加物の使用は極力これを制限する」との附帯決議を全会一致で採択した。

しかるに政府は、発ガン性が疑われている酸化防止剤 B H A の禁止施行告示を延期し、ひきつづき 1 1 品目にのぼる新規添加物の指定、大幅な使用規準緩和等をおこない、今後さらに添加物

の指定数をふやす方向といわれている。

よって本市議会は政府に対し、国民の食生活の安全を確保するために、次の事項を政府が実施されんことを強く要望する。

1. 今回の食品添加物の規制緩和を改め、新規指定をおこなわないこと。
2. BHAの使用禁止をただちに施行すること。
3. 食品の輸入検査監視体制を強化すること。
4. 1972年の「食品衛生法改正」附帯決議を尊重し、食品添加物の総量規制を強めること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和58年12月21日

大阪府和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提出者の趣旨説明をお願いします。
- 13番（並河道雄君） 食品添加物あるいは発癌性物質と非常に世論の関心の高まる中で、私たちの生活に直結した非常に重要な問題だと思いますので、どうかただいまの局長朗読どおり趣旨を御理解の上、御賛同願いますよう、よろしく願い申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本意見書を原案どおり提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第3号を原案どおり提出することに決しました。

○

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第33「市民の食生活の安全を確保するために食品添加物の摂取総量を減らし、消費者本位の食品衛生行政を求める請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

請願第2号

市民の食生活の安全を確保するために食品添加物の摂取
総量を減らし、消費者本位の食品衛生行政を求める請願

紹介議員

和泉市議会議員

出 原 平 男
奥 村 圭 一 郎
並 河 道 雄
天 堀 博
田 中 包 治
柳 瀬 美 樹
竹 内 修 一
貝 淵 博 治

市民の食生活の安全を確保するために食品添加物の摂取
総量を減らし、消費者本位の食品衛生行政を求める請願

請 願 趣 旨

食費の中に占める加工食品の割合が、外食を含めると75%にも高まっている今日、私たち日本人は毎日数十種類の食品添加物を口にし、その量は一人平均年間で2~4キログラムに達するといわれています。

しかし、私たちの願いに反して、厚生省はすでに発ガン性が確認され、一旦は禁止を官報にまで告示した酸化防止剤BHAの禁止施行を延期し、外国と調和させていく、「国際平準化」の名のもとに新規の食品添加物を一挙に大量に指定し、規制緩和にふみきりました。

さらに、アメリカをはじめ諸外国の強い要求におされて、今まで以上に大量の新規食品添加物を指定しようとしており、また、輸入食品をはじめ食品の安全性の点検を手抜きする方向もうち出されています。

食品添加物の指定数をふやすことによって、多種類の添加物を摂取した場合の人体への影響や、体内での添加物相互の反応や作用、また子孫への影響など、私たち住民の健康を危うくし、不安を増大させています。

こういう状況のもとで、私たちは体内に摂取される食品添加物の総量を減らすことが願いです。

私たちは、貴議会が住民の食生活の安全と健康を積極的に守る立場に立って、下記の事項について採択していただくよう請願いたします。

請 願 事 項

1. 市民に対する食品添加物についての啓蒙活動を強化すること。

1. 学校給食において、できるだけ食品添加物の少ない素材を使うようさらに追求すること。
1. 前記の事項を推進する上で必要な予算措置を行うこと。

昭和58年12月21日提出

請願者代表

大阪いずみ市民生活協同組合

和泉市鶴山台3-9-27-404

小 沢 保 子

外15,452名

和泉市議会議長

池 辺 秀 夫 殿

- 議長（池辺秀夫君） 紹介議員の趣旨説明をお願いします。
- 10番（天堀 博君） 紹介議員を代表いたしまして、請願の趣旨説明をさせていただきます。
趣旨は、先ほどの意見書等にも述べられておりますのと、ただいまの局長朗読のとおりでありますけれども、私たちが口にする食品が大変危険な状態に置かれている今日の状況の元で、本市におきましては、独自でこの請願されている事項を実施していくことも重要であります。すでに請願の内容につきましては十分とはいえませんが、本市でも各部署でそれぞれ実施されている部分もございますが、さらに今後、これを強めていく方向でお願いしたいと思います。
また、本請願につきましては、他の泉大津その他の市議会の状況あるいは先の意見書が可決されたことにかんがみまして、通常でありますれば、請願は委員会付託されて慎重審議が行われるということでございますが、今回、議長並びに議員各位にもお願いをいたしまして、趣旨に基づいて即決をお願いしたいということでございます。よろしくお願い申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 本請願について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本請願は全会派が紹介議員となり、提案されておる請願の性格、内容からして、委員会付託を省略し、即日採択いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、採決を行います。

本請願を採択するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を採択することに決しました。

- 議長（池辺秀夫君） ここで市長より給与に関する条例の一部を改正する議案追加の申し出がありましたので、この際、お諮りいたします。

本件に係る議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、日程に追加することに決しました。

追加日程第1「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第58号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和58年12月21日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「12,000円」を「12,300円」に、「3,500円」を「3,800円」に、「8,000円」を「8,300円」に改める。

第14条の3第1項中「17,500円」を「17,800円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

- 参与（西川喜久君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第58号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

去る11月28日、国におきましては、一般職国家公務員の給与につきまして、本年4月1日から平均2.03%の引き上げを決定したところでございますが、本市におきましても、この給与改定の趣旨及び労働経済情勢等諸事情を考慮いたしまして、一般職の給与を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、第13条第3項の改正は、扶養手当額を改正するものでございまして、配偶者に係る者1人「12,000円」を「12,300円」に、扶養者2人までの者については、それぞれ「3,500円」を「3,800円」に、配偶者のない扶養者の1人につきましては、「8,000円」を「8,300円」にそれぞれ改めるものでございます。

第14条の3第1項の改正は、住居手当額の支給限度額を改正するものでございまして、支給限度額「17,500円」とあるのを「17,800円」に改めるものでございます。

別表第1及び別表第2の改正は、行政職給料表及び医療職給料表を全面的に改めるものでございます。

附則第1項から第3項までは、所要の経過措置を定めたものでございまして、以上の改正は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用しようとするものでございます。

なお、ただいま申し上げました給与改定による改定率を人事院の給与改定率の方式で算出いたしますと、行政職給料表適用職員については2.03%となり、職員1人当たり4,900円程度となるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 続いて、市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、お諮りいたします。

本件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、日程に追加することに決めます。

追加日程第2「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第59号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和58年12月21日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をされました議案第59号「監査委員の選任について」、提案理由を御説明申し上げます。

本市監査委員の定数は、条例に基づきして2名でございます。議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成いたしております。今回、議会議員の役員改選に際しまして、議会議員より監査委員1名を選任するに当たり、橋本佳行議員さんを選任いたしたくお願い申し上げる次第でございます。

橋本議員さんは御承知のとおり、人格、識見ともに兼ね備えた方ございまして適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を期待しているものでございます。どうか橋本議員さんを監査委員として選任するにつきまして、議会の皆様方の御同意を得まして、満場一致で御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なおまた、飯坂楠次前監査委員さんには、御就任以来適正な監査をしていただきまして、心から厚く深く御礼申し上げます。今後ともよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、提案の説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) 本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

- 9番(直村静二君) いま、市長から提案されました監査委員さんの件でございますが、共産党議員団としては、この提案に同意することはできません。その理由は、不公正で乱脈な同和行政ということで、私どもは活動してまいりました。その後、新法もでき、また、見直しの段階にもなっておりますし、また、広く市民の合意を得るといふ市政本来の姿からいって、私ども共産党議員団としては、市長提案に同意することはできないと思います。

2番目は、監査委員といえますのは、やはり実務の効率的な運用など非常に大切な役目でございますが、これも不公正のない給付事業などにおいて、公正に扱っていただける、御意見を申し上げてくれる人でなければならない、こういう立場からいって、やはり同意することはできないと思っております。

しかし、私どもは、議会から選出する監査委員さんでございますので、反対意見は持っておりますが、やはり議会の選出という点から、議会その他の円滑な運営のためにも、共産党議員団としては反対でございますけれども、その態度は、この案件については保留するというごことで退席させていただきます。

以上です。

(共産党議員団退席)

- 議長(池辺秀夫君) 本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号を原案どおり同意することに決しました。

-
- 議長(池辺秀夫君) ただいま同意されました監査委員さんのごあいさつを願います。

(監査委員就任あいさつ)

- 監査委員(橋本佳行君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位の御推挙によりまして、この監査委員の重責を全うすべき一生懸命に頑張るつもりでございます。皆様方におかれましても、なお一層激励をしていただきますよう、今後ともよろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長(池辺秀夫君) どうもありがとうございました。

-
- 議長(池辺秀夫君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る20日に本年第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわらず慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼申し上げます。

なお、昭和57年度歳入歳出決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議を煩わすことになりました。委員の皆様方には御苦勞でございますが、よろしく願いを申し上げます。

本議会を通じ皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後なお一層御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

なお、監査委員さんには、橋本議員さんが先ほど皆様方の御同意により御就任されました。今後の地方自治監査制度の適正な運営を御期待申し上げる次第でございます。よろしく願い申し上げます。

いよいよ本年も余すところあと数日となりました。寒さも一段と加わってまいります。議員皆様方にはくれぐれも健康に御留意をいただき、御自愛くださいまして、昭和59年のよいお年をお迎えくださいますよう折念をいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつといたします。本当にどうもありがとうございました。

(議長あいさつ)

- 議長(池辺秀夫君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も、本日をもって閉会の運びとなりましたことを厚く御礼申し上げます。ことに本定例会を通じて議事運営に格別の御協力をいただき、終始円滑に終了でき得ましたことを、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く深く御礼申し上げます。

最後に、皆様方におかれまして、御家族おそろいで健康でいいお年をお迎えくださらんことをお祈り申し上げまして、昭和58年第4回定例会を閉会いたします。本当に皆さん、どうも御苦勞様でございました。(拍手)

(午後4時42分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会 議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員